

# 決算特別委員会

平成26年9月17日・18・19日

葛城市議会

## 決 算 特 別 委 員 会 ( 1 日 目 )

1. 開会及び延会          平成26年9月17日(水) 午前9時29分 開会  
午後6時35分 延会

2. 場 所                  葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員	委員長	西井 覚
	副委員長	赤井 佐太郎
	委員	内野 悦子
	〃	川村 優子
	〃	増田 順弘
	〃	岡本 吉司
	〃	吉村 優子
	〃	白石 栄一

4. 委員以外の出席委員	議長	西川 弥三郎
	議員	朝岡 佐一郎

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	山下 和弥
副市長	杉岡 富美雄
教育長	大西 正親
企画部長	吉村 孝博
人事課長	下村 喜代博
〃 主幹	吉川 正人
企画政策課長	米井 英規
情報推進課長	松村 昇道
総務部長	山本 眞義
総務財政課長	安川 誠
〃 主幹	森岡 偉晃
生活安全課長	門口 昌義
税務課長	西村 圭代子
収納促進課長	西川 嘉則
市民生活部長	芳野 隆一
市民窓口課長	西川 佳嗣

保険課長	中 嶋 卓 也
環境課長	西 川 博 史
新炉建設準備室長	巽 重 人
新庄クリーンセンター所長兼 當麻クリーンセンター所長	増 井 良 之
人権政策課長	布 施 憲 一
保健福祉部長	山 岡 加代子
社会福祉課長	西 川 佳 伸
長寿福祉課長	門 口 尚 弘
子育て福祉課長	岡 幸 子
健康増進課長	水 原 正 義
都市整備部長	生 野 吉 秀
〃 理事	土 谷 宏 巖
都市計画課長	松 村 吉 章
建設課長	石 田 勝 則
〃 主幹	木 村 喜 哉
産業観光部長	河 合 良 則
農林課長	池 原 博 文
商工観光課長	岸 本 俊 博
教育部長	田 中 茂 博
中央公民館長	辻 一 成
体育振興課長	吉 村 恭 信
会計管理者	邨 田 康 司

#### 6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	寺 田 馨
書記	中 井 孝 明
〃	新 澤 明 子
〃	谷 口 亜 耶

#### 7. 付 議 事 件

- 認第1号 平成25年度葛城市一般会計決算の認定について
- 認第2号 平成25年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 認第3号 平成25年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について
- 認第4号 平成25年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定について
- 認第5号 平成25年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について
- 認第6号 平成25年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定について

- 認第7号 平成25年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について
- 認第8号 平成25年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について
- 認第9号 平成25年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 認第10号 平成25年度葛城市水道事業会計決算の認定について

開 会 午前9時29分

**西井委員長** ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより決算特別委員会を開会いたします。

9月議会の決算特別委員会を開会させていただきましたところ、早朝より皆さんご苦労さんでございます。会議を中で簡潔にスムーズに進めてまいりたいと思いますので、皆さん方のご協力をお願いいたしまして、簡単ではございますが挨拶にかえさせていただきます。

委員外議員は朝岡副議長です。

一般の傍聴についてお諮りいたします。

本委員会においては一般の傍聴を許可することとし、また、審査が長時間にわたるため、会議中の入退室についても許可することといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西井委員長** 異議なしと認め、一般の傍聴及び会議中の入退室の許可をいたします。

なお、発言される場合は挙手をいただき、指名いたしますので、必ずマイクの発言ボタンを押してからご起立いただき発言されるよう、お願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに切りかえるようお願いいたします。

ここで、決算特別委員会の開会に当たり、事前に進行及び審査方法について確認したいと思っております。

まず、審議の順につきましては、お手元に配付の次第書に記載順で1議案ごと上程し、採決まで行います。次に、各会計の審査の順、並びに一般会計の審査の方法については、お手元に配付の決算特別委員会審査方法のとおり、一般会計決算については、まず歳出の1款及び2款の説明を受け、その部分に対する質疑を行います。続いて、同様に3款、4款、次に5款、6款、そして7款から歳出の最後まで行います。続いて、歳入は一括で行い、その後、総括質疑、討論、採決を行います。なお、総括質疑は市政全般にかかわるものとなりますようご注意ください。特別会計決算については、歳出、歳入を一括で説明を受け、質疑を行い、討論、採決を行います。なお、水道事業会計決算については、歳入、歳出の順番で説明を受けますのでご了承ください。

審査時間については、その日の当初予定の費目まで午後5時をめどに行いたいと思っておりますので、ご協力お願いいたします。

次に、委員の皆様申し上げます。質問項目は1回につき3問までといたします。質疑回数については原則2回まで、3回目は発言のみとなります。なお、答弁漏れがあった場合などについては、委員長の判断のもと、この回数を超えて質疑を許可する場合もございます。質問する方は委員長が指名いたしますが、関連質問のある場合はこれを優先いたします。質疑は簡単明瞭に行い、前置き、要望は議事進行上できるだけ慎んでいただくようお願いいたします。また、質問される場合は、決算書のページ数及び款、項、目の費目を述べてから質問いただきたいと思います。

委員会を進めるに当たっての時間配分の目安として、委員の皆様のお手元に配付しており

ます決算特別委員会審査方法及び決算特別委員会時間配分表に従って進めてまいりたいと思いますが、ご協力のほどよろしく願いいたします。

次に、理事者側に申し上げます。答弁者は必ず挙手をいただき、委員長が指名した後、初めに質問者がかわるごとに所属、役職名と氏名を言っただき、そして簡単明瞭、的確な答弁をお願いいたします。なお、答弁者については部長または担当課長でお願いします。

以上のことについて何かご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 去年は2日間で終わられたというふうに聞いています。できるだけ簡単明瞭な質疑をしてもらいまして、時間が長くなって余談が多いというふうな形よりも、中身についての的確な質疑をもらいまして、できるだけこの工程表どおりにやっていきたいと思っておりますので、皆さん方、ご協力のほどよろしく願いいたします。それでよろしいでしょうか、皆さん方。

白石委員。

**白石委員** 委員会の進行、指揮について委員長の方から発言がありました。我々は予算を審査し、そして予算執行の成果として決算を審査する、こういうことであります。決算は当然、予算が適正、適法に執行されて当初の目的が達成され、効果が上がったかどうかということをきちっと審査する機会であります。この審査によって新年度の新たな予算編成に貢献していく、こういう仕組みであります。当然、審査は簡潔明瞭にというのが筋でありますけれども、これはいかにせん答弁があることでありますので、ご答弁によっては一旦議事を停止し、改めて答弁を求める等々の問題がありますので、この点は我々がそのように認識していてもそういう事態がありますので、その点を私の思いとして述べておきたい、このように思います。

以上です。

**西井委員長** 白石委員のおっしゃることもわかりますが、そのときそのときに判断させてもらって進めてまいりたいと思っておりますので、ご了承のほどよろしく願いいたします。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** それでは、意見がないようですので、委員会運営を行いたいと思っております。

ここで、本委員会における参考人の出席要請の件について、委員皆さんにお諮りいたします。

本委員会に付託されております認第1号の一般会計決算の認定における7款消防費の審査に当たりまして、あす9月18日、奈良県広域消防組合葛城消防署の高橋署長及び伏見副署長並びに中田総務課長、西川警防課長、河井予防課長を参考人として招聘いたしたいと思っておりますが、このことについてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西井委員長** ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

それでは、議案審査に移ります。

認第1号、平成25年度葛城市一般会計決算の認定についてを議題といたします。

まず、歳出の1款議会費、2款総務費の説明を求めます。

邨田会計管理者。

**邨田会計管理者** おはようございます。会計管理者の邨田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、平成25年度一般会計の概要につきまして、お手元の歳入歳出決算書の3ページの実質収支に関する調書でもって説明させていただきます。1,000円未満を四捨五入しておりますので、あらかじめご了承ください。

歳入総額164億6,666万円、歳出総額153億2,138万2,000円でございます。歳入歳出差引額といたしまして11億4,527万8,000円の余剰金がございました。翌年度に継続費通次繰越分と繰越明許費繰越分を合わせて5億700万3,000円を繰越いたしますので、実質収支額といたしましては6億3,827万5,000円となります。

続きまして、36ページより事項別明細の説明をさせていただきますので、36ページをお開きください。

それでは、36ページの歳出から説明申し上げます。款、項、目、予算現額、支出済額、不用額、備考となっております。

それでは、1款議会費といたしまして、全体で1億7,909万5,916円の支出でございます。主なものといたしましては報酬の7,331万4,000円、また需用費の289万6,146円でございます。

続きまして、37ページ、2款総務費でございます。全体といたしまして、12億3,147万3,162円の支出でございます。1項1目の一般管理費では5億7,948万5,190円の支出でございます。めくっていただきまして、38ページ、主なものといたしましては、需用費の890万532円、委託料の2,210万6,114円、下のページ、使用料及び賃借料の675万206円でございます。

めくっていただきまして、2目文書広報費でございます。918万9,163円。主なものといたしましては、需用費の634万3,051円、委託料の252万円でございます。繰越明許といたしまして648万円を翌年度へ繰越いたします。

続きまして、3目会計管理費でございます。630万8,363円。主なものといたしましては、需用費の630万2,863円でございます。

続きまして、4目財産管理費では6,632万55円の支出でございます。主なものといたしましては、需用費の3,409万9,251円でございます。めくっていただきまして、主なものといたしまして、委託料の1,929万3,032円の支出でございます。

続きまして、5目電子計算費でございます。5,101万6,652円の支出でございます。主なものといたしましては、使用料及び賃借料で4,671万468円の支出でございます。

続きまして、6目地域情報化推進費でございます。2,861万579円の支出でございます。主なものといたしましては、使用料及び賃借料で1,813万4,502円の支出でございます。

続きまして、7目交通安全対策費でございます。2,859万9,555円の支出でございます。めくっていただきまして、主なものといたしましては、工事請負費で2,269万5,645円の支出がございました。

続きまして、8目自治振興費でございます。9,671万9,641円の支出でございます。主なも

のといたしましては、需用費の2,051万9,812円、また、委託料1,264万950円、負担金補助及び交付金では5,112万6,615円となっております。

続きまして、9目企画費でございます。1,398万1,810円の支出でございます。主なものといたしましては、委託料で1,138万2,000円の支出でございます。

続きまして、10目公平委員会費でございます。18万6,500円の支出でございます。

めくっていただきまして、11目防災行政無線管理費でございます。702万4,654円の支出でございます。主なものといたしましては、需用費で519万4,944円の支出がございました。

続きまして、2項1目の税務総務費でございます。1億3,647万3,505円の支出でございます。

47ページ、2目賦課徴収費でございます。3,881万1,463円の支出でございます。めくっていただきまして、主なものといたしまして、13節の委託料2,273万7,540円の支出、また、14節使用料及び賃借料では806万4,630円の支出でございます。

続きまして、3目過年度支出金でございます。1,273万9,378円の支出でございます。

続きまして、3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。7,693万7,437円の支出でございます。主なものといたしましては、使用料及び賃借料で998万7,600円の支出でございます。

めくっていただきまして、50ページ、4項1目の人権啓発費でございます。3,073万2,344円の支出でございます。主なものといたしましては、需用費の169万6,161円でございます。

続きまして、5項1目選挙管理委員会費でございます。56万7,170円の支出でございます。

続きまして、2目選挙啓発費では2,940円。

3目参議院議員選挙費では、1,655万8,041円の支出でございます。めくっていただきまして、主なものといたしまして、需用費の213万1,986円、また、委託料では316万2,887円の支出がございました。

続きまして、4目市議会議員選挙費でございます。2,615万2,562円の支出でございます。主なものといたしましては、役務費では318万8,277円、委託料では356万801円、負担金補助及び交付金では896万1,755円の支出でございます。

めくっていただきまして、1目統計調査総務費でございます。93万7,800円の支出でございます。

続きまして、2目基幹統計費では335万6,430円。主なものといたしましては、報酬で300万580円の支出でございます。

続きまして、7項監査委員費でございます。76万1,930円の支出でございます。

以上で1款、2款の説明を終わらせていただきます。審議の方、よろしくお願い申し上げます。

**西井委員長** ただいま説明願いました部分に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

吉村委員。

**吉村委員** おはようございます。よろしくお願いします。

それでは順に伺っていきます。



まず、40ページの一般管理費の負担金補助の分ですけれども、その中で、職員の研修負担金、当初予算が73万4,000円で、今22万5,199円ですね。執行率が30%に満たないかな、それぐらいだと思うんですけど、なぜこうなったのかをお伺いしたいと思います。

2番目に、その下の財産管理費ですね。ファシリティーマネジメントですけれども、3カ年計画で今2年目になっていると思いますけど、どれだけ進んでいるのかということをお伺いしたいと思います。

それから次、これも財産管理になるとは思いますけれど、今年の5月29日、東洋アルミニウムから市長の車が贈呈されましたけど、余り乗っておられないように思うんですけども、その点だけ伺っておきたいと思います。

**西井委員長** 下村課長。

**下村人事課長** 人事課の下村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

研修負担金につきましては、当初予算73万4,000円ということで組んでおったわけなんですけども、執行につきましては22万5,199円ということで、50万8,000円の不用額となっておりますわけなんですけども、研修につきましては、市町村アカデミー、また国際文化研究所等、職員の研修のために負担金等を組んでおるわけなんですけども、これにつきましては、いろんなテーマにつきまして各課に案内させていただきまして、職員からそのテーマに沿った形で応募してもらっているわけなんですけども、最終的には応募が少なかったということでこういう結果になっているような状況でございます。

以上です。

**西井委員長** 安川課長。

**安川総務財政課長** 総務財政課長の安川でございます。よろしくお願いいたします。

ファシリティーマネジメントについての進捗状況ということでございますが、昨年度、検討委員会を立ち上げてまして2回開催しております。去年の状況につきましては、市が保有する基礎調査のデータをもとに1回開催しております。2回目は3月ということで、去年の緊急雇用に伴います基礎調査をベースに会議を開催させていただいています。今年度につきましては、3カ年計画の2年目に当たるということで、今現在、ライフサイクルコストを主眼に置いた各施設の劣化度調査、これを業務委託しております。その状況をもとに、今後ファシリティーマネジメント検討委員会におきまして、その内容をもとに、また今後の状況を見た中で、各施設の機能的なもの、あるいは改修を進めていくべきかという点、あるいは耐震の状況等も含めて話し合いを持ちたいと思っております。

以上でございます。

**西井委員長** 市長。

**山下市長** せっかくいただいた車でございますので、いろんなところに乗ってPRさせていただいております。この間も、敬老会のときも乗って行ったと思いますけど、TPOというものもあると思いますので、適宜、前から乗っておる黒の公用車と使い分けをしながら乗らせていただいております。

**西井委員長** 吉村委員。

**吉村委員** 研修費につきましては、平成24年度も同じように77万4,000円で、執行が23万2,000円だったんですね。予算を減らせと言っているんじゃないくて、本人が応募じゃなくて、上の人がこのテーマだったら行きなさいと勧めるとか、ある程度啓発してあげて100%の執行率に近づけるようにしていただきたいなと思う。せっかくのいい研修ですので、これからそういうふうをお願いしたいなというふうに思います。

それと、ファシリティーマネジメントは今年の3月議会のときに一般質問させていただいて、2年までに調査をして、3年目からそのデータをもとにいろんな方向を決めるということなんですけれども、なるべく早く、今年10周年の記念イベントもありますけれども、合併して10年ですので、これをしっかり計画どおり進めていただいて検討願いたいというふうに思います。

それと、東洋アルミニウムの、市長がおねだりしていただきましたとおっしゃっていただき、贈呈式はテレビとか新聞に報道されて、それも宣伝になっていきますけど、特に市外に乗って行っていただいて、うちの市にはこういう会社があるんですよというのを言うてあげるのがいただいた方に礼を尽くすというふうに思いますので、TPOもあるでしょうけど、別にどこに乗って行っても市の宣伝に回っているんですと言えば通ることだから、どんどん利用して行ってあげた方がいいんじゃないかなというふうに思います。

**西井委員長** 吉村部長。

**吉村企画部長** 企画部の吉村でございます。

ただいまの吉村委員のご質問の研修負担金の執行率が悪いということでございます。当初予定しておりましたアカデミー研修につきましては、5名の予算でございましたけれども2名の参加、滋賀県にございます国際文化の研修所の派遣につきましては、15名の予算のところ13名となっているところでございます。参加人数に対してはそう変わりはないわけでございますが、その研修に伴う負担金の額の違いというものもございまして、また、独自研修といたしまして、市の独自研修の講師の謝礼を30万円予算計上しておりましたところ、その講師代が12万6,000円という結果になりまして、執行率は低くなったという結果でございます。

以上でございます。

**西井委員長** 市長。

**山下市長** 吉村委員がおっしゃっていただいているのは、せっかく予算を枠取りして、職員の研修の機会を与えようという形で議会も認めているんだから、その機会をしっかりと捉えてたくさんの方に研修に行ってもらって、技術の向上であったり知識の蓄積、それを市民に還元できるようにというお話であろうと思います。できるだけそのような形で努力できるように頑張ってもらいたいと思います。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

**白石委員** 吉村委員と重複する点がありますので、関連質問とあわせて質疑を進めてまいりたい、このように思います。

40ページの職員研修費、吉村委員と重複する関連質問であります。決算に当たって、主要

な施策の成果に関する報告書という形で資料をいただいております。その内容は、中央研修所5名、国際文化研究所11名、県研修センター37名、企業研修が11名、合計64名が庁外の研修に参加した。庁内研修が1,387名、こういうふうな結果になっております。先ほど来、吉村委員の質疑に対して、中央研修所等の人数については当初の見込みから減ったということでありまして、私がお伺いしたいのは、そのうちの企業研修、11名が参加されております。この間、市内の事業者において接客等の研修をしているわけでありまして、どのような内容であったのかお伺いしたいということと、庁内研修に平成23年度から取り組まれているわけでありまして、平成25年度は1,387人ということで、前年よりまたふえているわけでありまして、この庁内研修の詳細な内容、そして成果についてお伺いしたい。研修対象の職員、あるいは人数、期間、成果、この点をお伺いしたい、このように思います。関連質問はこれだけにしておきたいと思っております。

それから、総務費という形で計上されているのは、全体的な職員の給与や手当等、労働条件にかかわることが計上されているというふうに思うわけでありまして。私は、職員が本当に全体の奉仕者として意欲を持って住民福祉の向上に専念できる、そういう環境をつくるのが非常に大事だという形で、職員給与の問題について毎回取り上げてまいりました。直近の葛城市のラスパイレス指数はどうなっているか。平成25年は若干評価しにくい部分もあると思っておりますけれどもお答えいただきたい、このように思います。

それから、これも毎回決算でお伺いしております有給休暇の取得率についてであります。平成23年度は19.9%でした。平均日数は7日か8日ぐらいですかね。平成24年度は2.2ポイント後退して17.7%でした。大体1人平均7日ということでありましたが、平成25年度は取得率が向上したか。この間、指摘された取得率の低さに対してどのように取り組まれてきたか、お伺いいたします。

とりあえず3問、お願いします。

**西井委員長** 下村課長。

**下村人事課長** 人事課の下村でございます。

まず最初の企業研修でございます。平成25年度の企業研修につきましては、柿の葉すし本舗たなか10日間、3名が参加いたしました。奈良県高等養護学校、5日間、3名、榎原ロイヤルホテル、10日間、2名、イムラ封筒、3日間、3名が参加いたしまして、計11名、企業研修に参加いたしました。

庁内研修につきましては合計で1,387人ということで、その内訳でございますが、まず、挨拶研修の事前研修ということで40名が参加いたしました。それと、実際の挨拶研修でございます、それが47名参加いたしました。職員倫理研修が169名です。人権研修が155名、防火管理者の研修が17名、GISの研修が68名、マイナンバーの研修が154名、グループウェアの研修が170名、人事評価の研修が164名、ファシリティーマネジメントの研修が73名、ゲートキーパーの研修が103名、それと、市独自の研修で、やる気、集中力アップの研修が227名、以上で1,387名となっております。

ラスパイレス指数の方でございます。平成25年度のラスパイレス指数につきましては

100.5でございます。ただし、国家公務員の7.8%の給与の削減が行われなかった場合につきましては92.8となっております。昨年度との比較といたしましては、昨年度はラスパイレス指数は99.8となっております、0.7ポイント上昇しております。また、国家公務員の給与の削減が行われなかった場合の数値と比較いたしますと92.2で、0.6ポイント上昇しております。県内の状況につきましては、12市の中で12位、県内39市町村中26位となっております。

それと、有給休暇の取得率でございます。平成25年度につきましては7日間で、率につきましては17.9%。平成24年度につきましては、日数が7.0日、率につきましては17.7%となっております、昨年度と比較しますと0.2ポイント高くなっております。有給休暇の取得につきましては、平素から各課におきましては管理職みずから取得するようにとともに、仕事につきましては一部の職員に業務が集中しないよう、取得しやすい環境づくりに努めるようお願いしておるところでございます。

以上でございます。

**西井委員長** 白石委員。

**白石委員** それぞれ課長からご答弁をいただきました。ラスパイレス指数は100.5である。これは、国が国家公務員の給与を7.8%削減されたことによってこういう結果になっておりますけども、課長が説明のように、この分の措置がなかったとすれば92.8ポイントですね。ということは、平成24年度と比較しましても、平成24年度は92.2ですか、0.6ポイント、若干上がっていると、こういう状況になっています。県内12市では12番目だと、そして39市町村の中では26番目だと課長がお答えになったわけであります。

私は合併以来、職員給与の件についてお伺いしてまいりました。合併後、特別職については、報酬審議会において市長や副市長、教育長、市会議員の給与の改定が行われ、給与や報酬は大幅に引き上げられましたが、今日まで一般職員等の給与は据え置かれたままになっているということであります。その結果、大体市町村の平均で、高取町とか町の水準になっていると、こういうことであります。この間、宇陀市も、厳しい財政状況の中でも職員の職務に対する意欲を喚起するということも含めて改定しております。昨今厳しい財政状況の中で、事務事業が拡大し複雑化し、分化、専門化してきている、こういう中で、職員は多忙な中で職務に励んでいるわけでありますけども、みずからの生活の憂いなく職務に専念できる環境をつくるということは大事なことでありますし、また、中南和の地域の御所市とか樫原市、あるいは大和高田市、あるいは香芝市からしても低いという状況は看過できないことであります。この点についてこれまで何度も指摘してきたわけでありますけれども、この間どのような考え、どのような給与改善の計画を持って取り組まれてきたのか、この点を改めてお伺いしておきたい、このように思います。

それから、職員の研修の問題です。とりわけ庁内研修の朝の挨拶研修については、この間取り上げてまいりました。今回は事前の研修で40人、実際に門前で8時半から9時までの30分、来庁された住民に対して挨拶をすると、こういうことが行われています。これは、延べ日数にすると大体3カ月ですか。3カ月でなかったとしても60日から90日ぐらいの間、奉職してから7年ぐらいでしたか、この職員を対象に挨拶をする。実際にこの40人、47人が交代

で、延べどれほどの時間を割いているかわかりますか。交代でやっているわけでね、當麻庁舎、新庄庁舎。その点を改めてお伺いしたいと思います。

研修については、地方公務員法の第39条は、その1項で、「職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない」、この研修は当然のことですが「任命権者が行うものとする」ということであります。市長は、職員にどのような研修をすることが与えられた職務の能率を向上させ、そしてその職務を増進するという事に役立つ、そういう研修の機会を与えなきゃならないという点では、私はそれぞれ企業研修も含めて意味あるものだというふうに思います。しかし、朝の挨拶研修は本当に意味があるのか、こういう点で疑問なわけでありまして。そういう点で、どれほどの時間を割いているのかということをお伺いしたい、かように思います。もちろん、職免が行われているということでもあります。それはなぜかと言え、地方公務員には職務に専念する義務がある、「職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない」という、こういう規定があるわけですね。こういう規定をクリアするために、条例に基づいて職免の転籍というか、研修が省かれるということになっているわけですが、私は本当に、勤務能率の発揮や増進という研修の趣旨からしたら、これは研修に当たらないのではないかというふうに思うんです。この点もお伺いしておきたい、このように思います。

それでは、有給休暇の取得率についてであります。この間、10年ほど前は取得率が10%に届かない、こういう状況が一時あったというふうに私は記憶しております。それからしたら前進はしてきておりますけれども、本当に低い水準にとどまっている。今回は0.2ポイントアップしているけれども、平成23年と比較すれば2ポイント下がっているわけですね。これは、各県下の管理職が職員に対して有給休暇の取得を勧めてもなかなか進まないという、こういう状況があるというのがこの間の経過を見れば明らかであります。私は、特別の手だてをとらなければ、これはなかなか向上しないというふうに思います。この点、これまでどおりの管理職の勧奨だけでいくのかどうか、この点を改めてお伺いしておきたい、このように思います。

**西井委員長** 下村課長。

**下村人事課長** 先ほど白石委員の方から、給与の改善につきましてご質問がございました。給与の改善につきましては、国公準拠ということで、国家公務員の給与制度に準じた形で給与制度の運用を行ってまいりました。給与月額と比較いたしましたしましては、ラスパイレス指数につきましては、先ほど申しましたけれども平成25年度は100.5となっておりますが、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律により、国家公務員の給与が平成24年4月から平成26年3月末まで平均7.8%削減されたためでございますが、もし給与の削減が行われませんでしたら、ラスパイレス指数は92.8でございます。このようなことに伴いまして、本市におきましてはラスパイレス指数が他市に比べて低いような実情がございまして、給与水準の抑制は実施いたしませんでした。また、人事院勧告の異なった方法といたしまして、昇給の抑制の

回復措置といたしまして、若年層を対象とした回復措置を、本市におきましては抑制を受けていた全職員に対して回復の措置をしてまいりました。人件費につきましては市の財政の中で大きな位置を占めるものでございまして、財政への影響、また現在の社会情勢や経済情勢等、今、給与の改善を行うことが時期的に市民の理解を得られるか等もございまして、慎重に検討してまいりたいと思っております。

それと、先ほどの挨拶研修の1人当たりの時間でございます。7時間30分でございます。それと、挨拶研修につきましては、市民に明るく爽やかな接遇を心がけることを目的といたしまして研修を行っております。対象につきましては平成19年度以降採用の職員で、6人ぐらいのグループで、新庄庁舎、當麻庁舎の玄関前で来庁される方に挨拶することによって、市民の立場に立った行政サービスを提供するためには、その日一日を気持ちよく過ごしてもらうために朝の明るい挨拶こそが出発点であると考えて実施しております。期間は4月4日から7月12日の間で47人が参加いたしました。研修の成果でございますが、この研修に参加した職員につきましては、率先して声を出すように心がけ、仕事も早く覚え、よりよい市役所にしていくよう頑張りたいとの参加者からの声もございまして、意識改革につながっているものではないかと考えております。

以上でございます。

**西井委員長** 市長。

**山下市長** 有給休暇の問題ほか職員の給与の問題等、本市は今まで人事院の勧告に準じてさせていただいてきたものを遡及適用しないとか、若干でございますけれども給与の改善というところに取り組みさせていただきました。白石委員のおっしゃるような積極的な形でやっていない、12市の中でも下方じゃないかと言われるばそのとおりでございますけれども、交付税等の関係も含めて、できる範囲の中で職員に給与の改善を図っていかうという形で、この4、5年取り組ませていただいたというところでございます。これからもそういう形でさせていただこうと思っております。

あと、有給休暇の問題につきましては、これは去年から夏休みの夏季休暇を3日から5日という形で2日間延ばさせていただいたりとか、葛城市ではこの秋とか春とか季節のいいときにはさまざまな行事がございまして。それに職員が休日に出てきていただいた分を代休という形で取得していただいているということもございまして。そういう影響もございまして、なかなか有休の消化というところにはつながっていかないというところでございますけれども、これもできるだけ取得してもらうように勧奨を促していくということとともに、また人事担当の者に考えさせて、できるだけ有休の消化ができるように、その問題点がどういふものがあるのかということも含めて、もう一度洗い出して取り組んでまいりたいというふうに思っております。

あと、研修で、挨拶のことにつきまして、これは私自身の考え方としては、やはり職員は市民に対して直接ご挨拶をしているんな対応をさせていただく仕事も多うございます。その中で、市民の皆さん方相手という言い方をしますけれども、気持ちよく接することができるように、やはり挨拶というものが大事だろうというふうに思います。それを研修とするの

かしないのかというのは単純に見解が違うということだと思いますけれども、私は必要な研修だというふうに思っておりますし、こういう挨拶をふだんから声を出してご挨拶ができるような職員をきっちりつくっていくこと、研修していくこと、これこそが明るい葛城市の市役所づくり、まちづくりにつながっていくんだというふうに信じております。

**西井委員長** 白石委員。

**白石委員** 最後であります。毎回毎回同じ答弁の繰り返しで、実際に職員給与の改善は先送りされてきているわけでありまして、また有給休暇の取得率についても、一進一退の状況で改善しないという、そういう状況になっている。これらは人事管理としてきちっとした位置づけをに対応しなければ改善されることはありません。市長は、それぞれ自治体が厳しい財政状況にある、その中で葛城市も同様に人件費については実際の財政に及ぼす影響のないようにという、そういう配慮をされているというふうには思うんですけども、大体人件費の比率というのは各市を見てもほとんど変わらない。若干葛城市は低い状況にあります。そういう意味では私は、財政に占める人件費の比率からしても給与の引き上げに耐えられる、そういう状況にあるというふうに認識しています。この点、やはり思い切った改革をしていくべきだというふうに指摘しておきたい。後でお伺いしますが、職員だけではなく臨時の職員についても、待遇そのものがどうなっているかということもお伺いしておきたい。

有給休暇の件については、市長が先頭に立ってまず勧奨していただくとともに、やはり目標を持っていただくということが大事だというふうに思います。そういう目標を持った中で、自分に与えられた職務をどのように原課の職員と協力しやり上げていくかということが初めて出てくるものだというふうに私は思います。そういうことから、目標を持ち、職場の事務事業の改善も含めて取り組んでいただきたいというふうに思います。

それから、庁内研修の朝の挨拶研修、市長は見解の違いと、このように言いました。これは私の見解で言っているんじゃないんですね。私は地方公務員法の第39条の規定、あるいは地方公務員法第35条の職務に専念する義務、大きく言えば憲法15条の第2項、全て公務員は一部の奉仕者ではない、全体の奉仕者なんだということ、これはもう当たり前のことなんです。そして職員は、新庄町、當麻町、そして葛城市に採用されてからまず最初に宣誓することは、「私は、ここに主権は国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います」、こう言っていますね。「私は、地方自治の本旨を体し、全体の奉仕者として公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います」、こういうふうに宣誓して、今、職務に励んでいるわけがあります。私はこのような職員の位置づけ、立場から、この研修そのものが意味があるのかと、必要あるのかと、任命権者として行うものとして妥当なのかということをお伺いしているわけです。私は単なる私の個人的な見解で話をしているわけではありません。地方公務員法や憲法の規定、このことを職員全体がきちっと理解し身につけてこそ、本当にその職務をやる気が起こり、市民に対して全体の奉仕者として爽やかに明るく挨拶をして接する、こういうことが自然に起こってくるということをお伺いしているわけですが、この辺は私の見解かもしれませんが、そういう意味で言っていますので、単なる見解ではないということをお伺いして研修事務の改善を求めています。

このように思います。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

内野委員。

**内野委員** おはようございます。私は決算特別委員会が初めてなので、どうかよろしくお願ひいたします。それでは質問させていただきます。

39ページの1目一般管理費の13節委託料の中で、法律相談業務等委託料とありますが、私は市民にとって法律相談というのはすごく大事な事業だと思っております。そして、平成25年度は相談件数が176件ということで、平成24年度に比べて相談件数はふえているのかどうか教えていただきたいことと、月2回木曜日ということで、お1人30分程度とお聞きしております。月2回の木曜日、多分お昼の時間帯だと、朝からお昼、夕方までと思うんですけども、できれば夜間とか土日の方にもやっていただきたい、そういうふうに思うんですが、他市町村などは例えば夜間にやっているとか、土日にやっているとかがあるかどうかということもお聞きさせていただきたいなと思います。

次に、44ページ、7目交通安全対策費の19節幼児2人同乗用自転車購入補助金156万3,100円とありますが、この補助事業はいつからのもので、また今後も続けていっていただけるのかということをお聞きさせていただきたいのと、前後になって申しわけありません、7目の15節の工事請負費なんですけど、これは多分子どもたちの通学路の点検の工事だと思うんですが、2,377万4,000円のうち支出済額2,269万5,645円と、不用額が108万1,355円となっておりますが、皆様の要望を聞いていただいていると思うんですが、不用額が100万円近く残っておるといことでありますが、通学路の点検の成果というのは出ているんでしょうか。そこもお聞きさせていただきたいと思います。平成26年度の予算に関して、この工事請負費に関しては1,300万円というふうに記載されているんですけども、これは平成25年度と平成26年度の差については、何かもう既に工事が終わっているから今回の予算額は1,000万円ほど低くなっているのかということもお聞きさせていただきたいです。

よろしくお願ひいたします。

**西井委員長** 米井課長。

**米井企画政策課長** 企画政策課の米井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいまの無料法律相談のご質問でございます。ご指摘のように毎月第3木曜日、新庄庁舎、第4木曜日、當麻文化会館ということで、時間につきましては午後1時から午後4時までという形で実施の方をさせていただいております。1人当たり20分という形での実施でございます。月18名で、年間216名の相談枠がございます。それから、相談実績の方でございますが、平成23年度は184名のご相談がございました。平成24年度につきましては153名、平成25年度につきましては176名、平均すると171名のご相談があるということでございます。ただ、1時から4時で、夜間はやっていないわけでございます。ただ、中南和の法律相談センターというのがございまして、これにつきましては29市町村が加入しておりまして、20市町村で相談が可能ということでございます。近くであれば毎月月曜日、大和高田市、毎月第1月曜日が香芝市ということで、30分の相談時間がございまして、ここで相談されておるま



す。これも土日、夜間はございません。ただ、榎原会場につきましては6時半までという形で、少し2時間半ほど延長されてご相談の方をさせていただいているということでございます。

以上でございます。

**西井委員長** 門口課長。

**門口生活安全課長** 生活安全課長の門口でございます。よろしく申し上げます。

この事業ですが、平成22年度から、幼児2人乗り同乗用自転車購入補助金交付要綱によりまして、自転車の購入価格の2分の1に相当する金額、限度額ですが4万円を補助させていただいております。平成22年度ですが、補助台数12台、予算額は40万円、平成23年度ですが、補助台数30台、予算金額100万円、平成24年度、補助台数30台、予算金額100万円、平成25年度、補助台数47台、予算金額160万円となっております。

以上で報告を終わります。

**西井委員長** 石田課長。

**石田建設課長** 建設課の石田でございます。

ただいまの内野委員のご質問でございますけれども、交通安全対策事業の工事費におきましては、ただいま門口課長から回答がありましたところの生活安全課の工事費と、建設課で持っております交通安全対策のカーブミラー等の工事費、2つをここで共有しておるところの中で、建設課につきましては、1,300万円の予算の中で1,263万345円の部分をカーブミラー防護柵区画線ということで執行しております。9ページの成果報告書の中でございますように、残りの分につきましては生活安全課の駐輪場の設置工事というような形で執行されているといった形になりますので、建設課におきましては交通安全部分のカーブミラー防護柵というような部分で、通学路点検をさせていただいた結果、また大字の要望によりますカーブミラーの設置というような形の中で執行させていただいております。

以上でございます。

**西井委員長** 門口課長。

**門口生活安全課長** 生活安全課の門口でございます。

今、建設課長の方から言われたように、成果説明書の交通安全対策費の9ページを見ていただきたいと思います。No.4、5に書いておりますように、工事費によりまして、当麻寺駅前駐輪場設置工事709万2,750円、忍海駅前駐輪場防護柵設置工事253万9,950円、それと、それ以外に通学路の交通安全の標示設置工事を行いました。その工事の内容ですが、通学路におきまして、交通看板が設置できない場所にポール支柱によりまして交通看板を設置しました。場所につきましては大畑南町でございます。それと、南道穂についても設置しました。その金額は44万2,600円となっております。合計しまして1,006万5,300円、生活安全課の方で支出させていただいております。

以上でございます。

**西井委員長** 内野委員。

**内野委員** ありがとうございます。幼児2人同乗用自転車は今後も引き続きやっていただけるんでしょうか。

**西井委員長** 市長。

**山下市長** 今後も幼児2人同乗用自転車につきましては予算計上させていただき、安全な3人乗りの自転車を使ってもらえるように補助してまいりたいというふうに思っております。

**西井委員長** 内野委員。

**内野委員** ありがとうございます。法律無料相談なんですけど、今後、夜間対応、また土日の対応等は考えていただけないでしょうか。強く要望させていただきます。

**西井委員長** ほかにございませんか。

増田委員。

**増田委員** 先ほどの白石委員の質問に関連いたします。職員の有休の取得でございます。17%、高いのか低いのかということでございますけれども、私の感覚では低いなというふうに思います。これは職員が自らの意識でとられるということだと思います、都合で。与えられた権利でございますのでとるべきであるということかなと思うんですけども、実態はとれないのか、とらないのか、そのところをまずお聞きさせたいと思います。

**西井委員長** 下村課長。

**下村人事課長** 人事課の下村でございます。

有給休暇の取得につきましては、各職員の個人の考え方によるものもあるかと思っておりますけれども、日ごろ、土日に勤務した場合は代休ということで、平日に代休をとって休む場合もございまして、有給休暇につきましては年20日間ということで、その場合、余った分につきましては繰越して年間40日ということになるわけなんですけれども、なかなかそれぞれの業務におきましてはとれないケースもあるかなということで、本人がなかなか日にちによってとれないということです。

**西井委員長** 吉村部長。

**吉村企画部長** 企画部の吉村でございます。

有給休暇の促進につながっておらないという理由につきましては、さまざま考えられるわけでございます。例えば職場の雰囲気とりづらいつか、病気になったときのために残しておきたい、あるいは休むと職場に迷惑がかかったり業務の推進が滞る、あるいは上司がとらないので言いづらい、仕事の関係も当然休めない、休んでもすることがないといった理由が考えられるわけでございます。

以上でございます。

**西井委員長** 増田委員。

**増田委員** 大体イメージとしては実感しました。職場風土、それから安全に残しておこうという預貯金的な感覚、そういうふうな風土、これは正しくない風土でございますので、先ほど市長もお話がありましたように、職場改善を図っていただきたいというふうに思いますけれども、もう一つの理由のとれないというところで、先日、全員協議会のところで、人事課の下村課長から新規採用のことにつきましてご説明がございました。現状維持と、退職者の人数を補

充すると、こういうことでもございました。一方、その採用に当たっては各課からヒアリングされたというふうに伺いました。その人数が、私、メモしたんですけども飛んでしまいましたが、非常に多かった。53名か何かというふうに記憶しておりますけれども、それとの格差、これは私、信じがたいといえますか、今でも違和感を持っているんですけども、課の要望がそれだけあるにもかかわらず、採用が現状維持という現状でございます。その辺のところとれない理由の1つになっておらないのか、適正人員のところも含めてご答弁をいただきたいと思います。

**西井委員長** 市長。

**山下市長** 増田委員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

確かに、各課からヒアリングをすれば、足りる、足りないと言ったら、いやあ、人をふやしていただきたいという話は当然出てくるものだろうと思います。どの課に聞いても、足りるかと言うと、いや、ちょっと足りませんというような、どの企業であってもそういう話は出てくるものだろうというふうに思います。ただ、その積み重ねが50数名あるというのはかなり多いなというような印象はありますけれども、しかし、本当に適切な仕事、労働時間であったり、仕事の内容であったりとか、ミスマッチがないように、それをどうマネジメントしていくのかということが、これからやっていかなければならないことだろうというふうに思います。また、職員で対応できるものなのか、また、臨時的な形でアルバイト、また嘱託職員等でできるものなのか、そのあたりをきちっと仕分けをして、その労働内容、労働時間の内訳というのをしっかりと分析した上で、どれだけの手が要るのか、それを職員で全て当たっていかなければならないものなのか、ほかにかえてできるものなのかということ进行分析して、その上で必要人員というのを割り出していくべきであろうというふうに思っております。それはそれで、人員管理というのはこれから数年かけてきちっと確立していくべきものであるというふうに思っておりますし、今後の採用人数等にも作用するものだと思いますので、しっかりと詰めて取り組んでまいりたいというふうに思っています。

先ほどから出ています有給休暇の取得、これに関してもいま一度、人事の方に、こうだろうと思いますではなく、ヒアリングをするのかアンケートをとるのかわかりませんが、一度きちっとこれも統計を出して、どういうふうにしていくべきなのかということを方向づけを行ってまいりたいというふうに思います。

**西井委員長** 増田委員。

**増田委員** 市長、ご答弁ありがとうございます。私は、ヒアリングを行われたときの要望を出された管理職の方の意識も、当然届かない数字を言うのかな損やみみたいな形で言われているのであれば、そこのところももう少し現実性の高い人員要望をしていただくべきかなというふうに思いますし、その辺のところも含めて、職場風土の改善も含めてよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

**西井委員長** ほかにございませんか。

川村委員。

川村委員 続けて、非常にくどい質問になると思いますが、今の増田委員の関連と、あと2点ございます。

まず1点目は、今の職員の勤務体系であります。特に今、女性の職場への進出に伴って、女性の管理職をふやすという、そういったところで、女性だけでなく男性もそうなんですが、やはり今言われた職場風土というのか、17%の有休消化率では決して国全体の雇用体系の中ではいいというふうには私は思いません。やはり、休みをとりにくいという、そういう風潮。この間から嘱託職員にお任せする夜間の勤務、これは非常に大きかった成果ではないかと思えますし、また、休みをとりにくいというよりも、やはり今この時間外勤務のところにも見えていない、女性の管理職も当然これから持っていったらいいかといけない中で、管理職の見えていないサービス残業みたいなもの、そういったものの改善、健康面も考えて、やはり今、市長もこれから取り組んでいきますとおっしゃっていただきましたので、大幅な改革というのは必要ではないかなと、こんな時期に来ているんじゃないかなというふうには私は思います。みんなが働きやすくて、効果、質の高い働き方をするという意味では研修も大事ですし、今まで答弁にありましたようなあらゆる方法を持って、質の向上という部分から臨時雇用の働きをどういうふうな持っていき方をするか。奈良市とかでしたら、窓口をできるだけアルバイトの方に行ってもらって、挨拶運動は何のためにするのか、やはり、来たときに職場の中で非常にいい空気を持っていくということが本来の目的ですので、そういった部分をどういうふうな発揮の仕方をするかという構図をもう1回、一から考え直していただきたいというふうに思います。特に女性の管理職をふやしていく方向で、やはり働きやすい職場をとというのが私は今回更に申したいところでございますので、どうぞよろしくお願い致します。

それとすいません、2点目なんですが、45ページ、2款総務費の8目自治振興費の中の19節市民活動支援事業補助金、これについて、どういった内容かというのを聞かせていただきたいと思えます。

そしてもう1点は、戻りまして39ページ、一般管理費、18節の備品購入費、不要金額が140万6,662円ということになっておりますが、このあたりがどういった不要になったのかという理由と、お願いしたいと思えます。

西井委員長 米井課長。

米井企画政策課長 企画政策課の米井でございます。

ただいまのご質問で、市民活動支援事業補助ということでございます。この補助事業の目的といたしましては、従来の大字や各種団体という枠を超えまして、市民皆様方がまちづくり事業に対して自由に企画、運営し実施する事業に対して補助金による支援を行うことを目的にして、平成22年度より開始したものでございます。平成25年度の実績といたしましては70万4,385円ということでございます。これにつきましては6件ございまして、審査会を設けておりまして、5名の審査員の方に審査をしていただいております。採択が3件ございます。歴史ある大和生薬復活活動、これが20万円、葛城山麓ホーム、新たな葛城山麓地域の地域ブランド、プライベートブランド創出事業が20万円、太田里山の会、コンニ

ヤクイモ、サツマイモ、シイタケ栽培の活動が20万円、そして前年度からの繰越しが1件ございまして、昔懐かしいカワエビ、モロコを育てる会、はず池を守る会なんですけども、これの20万円の繰越し分が端数ございます。これを合計しますと70万4,385円ということで、こういう活動に対して補助させていただいているわけでございます。

以上です。

**西井委員長** 安川課長。

**安川総務財政課長** 総務財政課の安川でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまご質問のありました一般管理費の備品購入費でございますが、当初70万円の要求ということで、事務員の使用する椅子等の購入に予算計上しておりましたが、補正によりまして200万円の追加補正をしております。この中身につきましては、財務会計システムがウィンドウズXPの関係で、サーバー自体の改修をする中で、パソコンもXPを使っておりましたので、その財務会計システムの改修に伴いますXPパソコン8台、これの購入に補正予算で200万円計上していました。これの結果といたしまして、奈良県の共同化に伴います購入ということで、実際のところ91万3,259円ということで、約半額以下の執行になったわけでございます。それに伴います100万円以上の残というのが現状でございます。

以上でございます。

**西井委員長** 川村委員。

**川村委員** 市民活動支援事業補助金というのは、何年かにわたって、1回きりの補助になるということではよろしいのでしょうか。今、残額のことも言っていただきましたけれども、こういった形になっているか、もう一度お願いします。

**西井委員長** 米井課長。

**米井企画政策課長** 企画政策課の米井でございます。

平成25年度より要綱改正をいたしまして、1年目20万円、2年目20万円、3年目10万円と、これは継続された場合に限るわけでございます。それ以前につきましては20万円という上限がございまして、繰越しはできますので、その分の繰越しが平成25年度の事業についてということでございます。

以上でございます。

**西井委員長** 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時54分

再 開 午前11時01分

**西井委員長** 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

続きましてご質問ございませんか。

岡本委員。

**岡本委員** よろしくお話しときます。

今、職員の有休の問題のところでいろいろ質問が出たかというふうに思います。この有給休暇、非常に難しいと思いますけど、私が思いますのは、まず1点目、職員の配置ではないかなというふうにも思います。といいますのは、1つの課で職員に仕事が集中している、これ

も1つの原因ではないかなというふうに思います。それと、今の答弁で、個人的な考え方、これもあるでしょう。しかし、今言いましたように、その人に集中して仕事が行っている以上は休みとしても休めない、この現状は変えられないというふうに思います。それと、職員の採用の問題、前からも言いました、私は白石委員と考えが違いますけども、職員が今312人、それに対して嘱託、パート180人を入れてトータルで500人近い職員がおる。そういうことをもう一度洗い直してやっていかないと、今、増田委員も言われたように、各課から希望を募ったらどの課からも足りない、これは当然の話です。しかし、本当にその課が足りるのか足りないのかということ、やはり市長なり副市長なり事務担当の部長なりがよく精査してやっていかないと、このままずっと行ったら、市町村に事務がおりにきている、そういうようなことの中で、幾らでも職員をふやしていかないと500人を超えますよ、このまま行ったら。人口は何ぼですか。3万6,000人余りの人口で、職員と名のつくのが500人、これは言うたら悪いですけど、昔の合併前の隣接の市町村ではないかな。そこからかなり人員削減がされておるといことで、本当に一般職は削減されたやろ。しかし、嘱託、パートを入れたら、私はそんな削減されてないんやないかなというふうに思います。ですから今後、適材適所というのは難しいかもわかりませんが、どういうふうな配置計画をされているのかお聞かせいただきたいというふうに思います。

2点目、毎年聞くわけですけども、38ページ、旅費の問題、あるいは交際費の問題ですけども、全体の予算を見る中で、この旅費、交際費、不用額が非常に少ない。例えば、旅費で1万5,440円、交際費で2万3,320円ほど、非常に少ない、執行率が非常によいということであるわけやし、特に旅費については12月、40万円の増額補正をされているということですのでね、この旅費、あるいは交際費の内訳というたら聞き方が悪いんですけども、交際費についても、ずっと私が調べてみますと、合併後、200万円から始まって180万円、150万円ということで予算が変わってきてはいますが、執行される金額はそれくらい大きく変わっておらないということであるわけで、大体130万円ぐらいの執行がされてきた。今年につきましては150万円の予算に対して147万円が執行されているということですので、やはり交際費については、市民から見て全国的に交際費を減額していく、実質には使わないというような形でされていると思うんですが、そういうことがどういう形で内容になっているのかだけ教えてくださいたいというふうに思います。

**西井委員長** 下村課長。

**下村人事課長** 人事課の下村でございます。

ただいま岡本委員の方から、交際費についての質問がございました。執行率が高いということなんですけども、この交際費の中には、いろんなスポーツ大会等、大会の出場のための激励金というのが含まれておまして、最近いろんな大会に出られるのは、スポーツ大会なりいろんな表彰関係とかがございまして、その分がふえてきているような状況でございまして、その分の増によりまして執行率が高くなっておるとい状況でございまして、全体の中で、決算額147万6,674円の中で激励金につきましては50万円ということで、約33.9%の率を占めております。

それと、旅費の方なんですけども、旅費も昨年補正をしておるわけなんですけども、平成25年につきましては、交付税の算定替えの関係につきまして、国または地元の国会議員等による陳情、またICTのまちづくり推進事業のための陳情等がございまして、その分につきまして旅費がふえているような状況でございます。

以上でございます。

**西井委員長** 市長。

**山下市長** 岡本委員の質問にお答えさせていただきます。

人事、採用の問題等につきましては私も同じ意見を持っております。葛城市の事務事業から公の工事等を伴う事業に至るまでの必要な職員等の人員というのを、きちっと適材適所、割り出していくべきだろうというふうに思っております。今後、必要人員をしっかりと割り出した上で、今、岡本委員が、職員312名と嘱託職員とかアルバイト職員を合わせて500名を超えるというふうにおっしゃっていただきました。市はこれをどういうふうに分析していくべきなのか、今、検討しておる1つの指標が人工で、何人工必要なのかというところを割り出した上で、それを職員がやらなければならないものと、また外部、委託に回してもいいものと、また臨時的にアルバイト職員等で賄えるものと、先ほども増田委員のときに申し上げましたように色分けをし、さらにそこに必要な人員に対してどのくらいのお金がかかっているんだということを試算し、その上で将来の事業の推移等も見ながら、適正な人員管理をどのようにしていくのかということを考えていくべきであろうというふうに思っております。今まさにこれから手をつけようとしておるところでございますので、おっしゃっていただいたご意見等をしっかりと参考にしながら進めてまいりたいというふうに思っております。

また、旅費、交際費の方につきましても言及していただきました。確かに、交際費が毎年予算額が150万円、それに対して執行率が高いと違うんかということでございます。その3割、4割を占めるのが激励金等ですね。これも教育委員会としっかりともう一度話をしながら、各スポーツ少年団と葛城市の子どもたちなり、また葛城市で活動しておられますスポーツをしておられる方々が全国大会等に出場された場合、交際費の方から激励金という形で支出させていただいております。この出どころが適当なのかどうなのかということも含めて検討してまいりたいというふうに思います。それと、世の中交際費を使うことが少なくなっているというお話でございますけれども、そうはいいながらも市長交際費というものは必要であろうというふうに思いますので、このあたりは他の団体、またいろいろと陳情等を重ねるに当たって必要な経費というものは要るわけでございますから、これを計上し、また適切に執行させていただくという、このようにこれからも努めさせていただきたいと思います。また、旅費等に関しましても、いろんなところに私も出張に上がらせていただいております。国土交通省、総務省、また国会議員の皆様のところや市長会、また青年市長会、いろんな総会、役員会、会議等にも出席させていただいておりますけれども、そこで情報収集し、また事情説明をし、陳情活動をし、そういう活動が今年度のがんばる地域交付金等の交付金5億600万円につながったりとか、葛城市への情報収集活動や陳情活動につながっているということでございます。すぐ行ってすぐ補助金等をいただけるわけではございませんので、これ

からもそういう形で情報収集活動に努めて、市のために努力してまいりたいというふうに思っております。

**西井委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 人事の問題、市長の方から答弁いただいたわけでございますけども、やはり私は先ほど言いましたように、一番大事なのは職員配置ではないかな。市長の方も前向きに検討していくということですのでね、できるだけそういうふうな形をとっていただきたいのと、おっしゃるように外部委託、これはなるほどそういう考えもあると思いますけども、この前も言いましたように、特に宿日直、こういうふうな仕事と申しますか職種について、やはり嘱託というふうな形ですと、市議会あるいは行政の仕事の内容について精通されていないというような言い方をしたら失礼かもわかりませんが、そういうことは職員でやるべきであるというふうに私は思いますのでね、そこらも踏まえて検討していただきたいというふうに思います。

それと、旅費、交際費ですね。今、市長にいろいろおっしゃっていただきました。市長も一生懸命頑張っておられるということはよくわかります。ですけども、市長も忙しい中で、年間のうちでどのくらい出張の日にちがあるのかどうかわかりませんが、やはりある程度庁舎におっていただいて、決裁あるいは職員がどういう仕事をしているのかということも実際見てもらいたい。私、こういうふうなことに触れていたらあかんのはようわかっていますけども、旅費と交際費の質問をさせていただきました。前々からいわゆる激励金、これはもう交際費から執行されているのはわかっていますけども、それ以外に儉約できることは儉約していただきたいというふうに思いますのと、人事部長にお伺いしますけども、参考までに12市、39市町村は別として12市の交際費、100万円以上執行している市がどのくらいあるのかということもお聞きしたいというふうに思います。

**西井委員長** 下村課長。

**下村人事課長** 人事課の下村でございます。

交際費につきましては、100万円を超えている市町村は12市の方にはございませんが、ただ、他市につきましては、いろんなスポーツ団体等の激励金につきましては違う要項をつくりまして、交際費以外で支払っているところもございまして、予算は違う科目で組んでいるところがほとんどでございまして、交際費の中でうちのような形で組んでいるところはないので、その辺で差がございますので、なかなか一概に金額だけでは比較できない面があるかと思っております。

以上でございます。

**西井委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 今、下村課長から話がありましたように、そういう方法もあるとしたら、やはりそういう方法も考えた中でやっていかないと、交際費というのは一般に目につくわけやから、ごまかせとは言いませんよ。だから、できるだけ少ない執行をされた方がええんではないかなというふうに思いますのでね、参考ですが平成21年以後、100万円以上の交際費というのは本市だけやということをおも聞かせてもらっておりますのでね、何も使ったらあかんとは言いませんけども、やっぱりその辺をきちっとやっていった方がええんではないかなということ、



あえて私は言いにくいことを言わせてもらいました。それはもう答弁は結構ですのでね、その辺、気をつけていただきたいというふうに思います。

**西井委員長** ほかに質問はございませんか。

当初申し上げていますように時間が余りありませんので、その辺、簡単明瞭によろしくご協力の方、お願いします。

吉村委員。

**吉村委員** 自治振興費になるのかどうかわかりませんが、一昨年の決算でもお聞きしましたが、各団体の補助金、一度どなたが見ても納得できるような基準を設けてくださいということをお願いしました。その後どうなっているかお伺いしたいと思います。

それと、47ページの税務総務費の報償費、ふるさと応援寄附報償費、今かなり話題になっていますふるさと納税のことだというふうに思いますけれども、どういったお礼の品を用意なさっているのか、それも伺っておきます。

それと、49ページの戸籍住民基本台帳費の報酬費、これは寺口とゆうあいのサテライトの嘱託職員の報償費だというふうに思いますけれども、サテライトの成果をお伺いしたいと思います。

**西井委員長** 米井課長。

**米井企画政策課長** 企画政策課の米井でございます。

市内の各補助金につきましては、一旦私どもの課で取りまとめさせていただきました。現状、取りまとめをさせていただいて内容の精査をしている段階でございます。また各課にフィードバックをしている状態ではございませんので、また改めてご説明の方をさせていただきたいというふうに思うわけでございます。

**西井委員長** 西村課長。

**西村税務課長** 税務課の西村でございます。

ふるさと応援寄附の記念品でございますが、全員の方にハンカチとキーホルダーを差し上げております。そして、市外の方で1万円以上された方に5,000円コースとして、三輪そうめん、陶器、お酒、花、米、アイスクリーム、そして3万円以上の方につきましては、陶器に染物にお酒にかつらぎの森の宿泊券と食事、それとお米でございます。これは平成25年度までの報償金の品物でありまして、平成26年度から若干品物を変えております。

以上であります。

**西井委員長** 西川課長。

**西川市民窓口課長** 市民窓口課の西川です。

吉村委員からの質問で、報償費の関係とその利用状況ですけれども、うちの方は昨年7月から12月中旬まで、歴史博物館と相撲館で業務しておりました。その後、12月20日からゆうあいステーションと寺口ふれあい集会所で開設しておりますので、その内容について利用状況と件数だけ報告させていただきたいと思います。12月以降でよろしいですか。寺口で来客数が25名で、33件の相談業務と住民票及び印鑑証明の発行をしております。それと、ゆうあいステーションでは来客数が62名で、件数といたしまして92件の発行をしております。

以上です。

**西井委員長** 吉村委員。

**吉村委員** 各種団体の見直しはまたこれからということになりますけれども、誤解のないように言っておきます。一昨年言ったのは、1つの団体に対して出しすぎですよと私は一言も言っていないんですよ。どなたに聞いてもこういう基準で出していますということを理解を求めるようにそれを見直してくださいと言ったんですけど、誤解があったみたいで、一昨年言ったときに、ある団体で、吉村はこの団体の補助金を減らせみたいなのを言っているという話も出ましたけど、そうじゃなくて、本当にこの団体にこういう補助金をどう出している、みんな質問されますから、こういう基準でしていますよということで見直してくださいということをお願いしています。きちっと見直していただきたいと思います。もう10周年ですから、本当にきちっと見直していただきたいというふうに言っておきます。

それから、ふるさと納税の分、平成26年度も品物ですよ、全部。今マスコミなんかですごく取り上げられていて、税の免税もあって、1万円寄附して2,000円分で5,000円ぐらいの品物が来るというので、皆がどこがいいかとかいうのをいろいろ報道されていますけれども、ほかの自治体と差別化するために何か体験みたいなのを、例えば相撲館だったら本場所と同じ土俵があるわけですし、女性も上がれるわけですから、お土産付で何か体験とか言ったら、それを申し込まなくてもみんなクリックしているんどこを探してはりますから、あ、葛城市にはこんなものがあるんだなとっていい宣伝になると思うんですね。だから、看板を立てるのもいいですけども、費用がなくていい宣伝になるか、いろいろそれをもっと考えれば、今すごくほんとに話題になって取り上げていますから、面白いものがあればそれもまたマスコミが取り上げはると思いますのでね、ちょっと考えていただきたいと思います。

それと、サテライトなんですけれど、これは嘱託職員のお給料ですね。まあ言うたら報酬ですけども、ずっと446万円、これは今後どうなさるのか、ずっと続けられるのか、費用対効果も含めてご意見を伺っておきたいと思います。

**西井委員長** 市長。

**山下市長** ふるさと納税のことにつきましては、ほんとにいろいろと考えたいところです。体験、例えば佐賀市だったら、気球に乗せますとか、目を引くというか、明らかにやってみたいと思う体験が多いんですけども、葛城市で体験をどういうふうに入れるのか。きのうも泉佐野の市長と夜一緒だったんですけども、泉佐野だと犬鳴山で滝に打たれる権利とかとかというので、どうやったと言ったら、いや1件もなかったんやと言うて、やっぱり難しいですね。どっか話題になったらみんな見てくれるところはあるけども、先に話題があってそこに行けるということであればその体験もふえてくるんだろうけれども、もちろん考えて、僕らもたくさんふるさと納税していただけるようにするのが本意ではございますので、できるだけ特殊な、しかもみんなが面白いと思ってもらえるようなものをやりたいなど。それと、ふるさと納税の議論の中で、本末転倒やないかいという議論があるようでございますけど、私は全くそんなことを思わない。物を渡すためにやっているんじゃないかというふうにおっしゃる方もいらっしゃいますけども、これはやっぱり市内のものを買ってもらったり、市内で体験

してもらおうということが私は目的の1つだと思いますので、どしどしやっていきたいなというふうには思っています。

それと、サテライトでございます。そうなんです、なかなか利用者にどういう形で認知してもらおうのかというところを、ここを頑張っていきたいなと思っています。ここでいろいろな各種証明の発行をすることが目的ではなくて、ここにコミュニティをつくるのが目的なので、そのために私は支出は続けようと思っています。何が大事か、そこに人が集まってもらい、お年寄りも子どもも含めて集まってもらえるような地域づくりをどうやっていくのということを考えていくために、皆さんからこういうふうにした方がいいというご意見があればそれも試していきたいなというふうに思っています。戦後解体されてきた日本のコミュニティというか地域社会を再構築していくというのは至難のわざだと思いますけれども、こういう核を活用して地方再生をしていけるように努力してまいりたい。またいい知恵がございましたら教えていただけたらというふうに思っております。

**西井委員長** 吉村委員。

**吉村委員** ふるさと納税については本当に知恵を絞っていただかないと、葛城市民で外に納税してしまうという人がふえていって、こっち側にしてもらおう人が減るということも考えられますのでね、本当にいい宣伝の、PRの機会だというふうに思っていて、ぜひいい案を出していただきたいと思います。

それからサテライト、みんなが集うところと言うんですけど、今のところでは寺口とゆうあいですが、例えば寺口だったらね、みんなそこへまず行くかどうか。年配の方も集まる場所がほしいですけど、これから違う所も考えていかれるんでしょうけれども、そこまで行けない、集まっていけないということもあるからなかなか難しいなというふうに思いますけれども、今後また見させていただきたいなというふうに思います。

**西井委員長** 時間も余りありませんので。

白石委員。できるだけ短くお願いします。

**白石委員** できるだけ短くということではなくて、決算の審査をしているわけですから、やっぱり発言の時間を確保してもらわないと、1回こっきりで終わってしまうような、そんなことでは困るというふうに思います。

さて、引き続いて、関連質問等を含めてお伺いしてまいりたいと、このように思います。

まず第1は、39ページだったでしょうか、1目の一般管理費、13節委託料の職員採用試験委託料27万3,420円にかかわってお伺いしておきたいと思います。平成25年度も職員採用試験が実施され、一般事務職、建築技術職、土木技術職、保育士及び幼稚園教諭等が採用されたというふうに思いますが、それぞれの職種、その人数をお伺いしておきたいと思います。

あと1点は、この採用試験における市長の関与の問題についてであります。私はこの間、市長は採用試験には関与すべきではない、このように申してまいりました。では、この平成25年度の職員採用において、市長は、第1次試験の一般教養等の筆記試験の結果や、あるいは第2次試験の集団討論や小論文試験、更に第3次の面接試験にどのように関与されてきたのか、まずこの点をお伺いしておきたいと、このように思います。

それから、吉村委員が団体等の補助について質疑をしたわけでありましてけれども、全く答弁という答弁がなかったわけでありまして。私は昨年の決算特別委員会において、この団体等の補助金について、きちっと法の趣旨に基づいて精査していくべきだと、それに当たって資料を請求し、本決算特別委員会で議論をすべく準備をしてきたわけでありましてけれども、全くお答えがないということで、どのように対応していいのかというのは困るわけでありましてけれども、この間、開示請求等によってお示しいただいた資料によりますと、これは開示請求でいただきました。123団体、約2億円程度の補助金が出されています。実際の金額は幾らになるか、この程度は把握されていますね。123団体のそれらがどのような目的、基準、このところが吉村委員の質疑に答弁できるそういう時期にまだないということであったわけでありましてけれども、これらは地方自治法ではっきりと書かれているわけですね、第232条の2は、「地方公共団体はその公益上、必要ある場合においては、寄附または補助をすることができる」と、こういうふうに規定されている。そして、この規定の趣旨はどういうことであるかということ、自家の財力に余裕がある場合において、初めて他の事業を助成する、そして自体の公益を増進することができる、こういうことが地方自治法で規定され、運用されているわけでありまして。公益上、必要あるか否かは当然のこととして、市長や議会が個々の事例に即して認定をすることになりますけれども、全く自由裁量で何でも、よっしゃわかったというわけではない。公益上、必要であると認められるものでなければならないという基準があるわけでありまして。このことに基づいて、補助をするに当たっては慎重にその必要性や効果について検討することが必要なんだということです。ここではご答弁なしということでありましてけれども、私はこの規定とこの規定の趣旨に照らして、やはりきちっと見直していくべきだということは改めて追加しておきたい、このように思います。

次に、43ページでしたでしょうか、地域情報推進費についてであります。毎回取り上げるわけでありましてけれども、国、もちろん地方自治体を初め、IT時代を経済成長の柱にしていくということで、地方自治体に向けてもいろいろなメニューを補助事業として、あるいは緊急雇用対策事業として示してきております。本市でも先ほど吉村委員からありましたように、サテライト市役所の試みというのが、ICTまちづくり推進事業がやられている。これは若干趣旨は違いますけれども。さらに、先ほども言いました緊急雇用創出事業、対策事業という形で、買い物困難者生活支援システム調査事業、あるいはバイタル調査事業など、通信ネットワークを使ったIT事業というか、そういう事業が推進されているわけでありまして。当然タブレット等を活用して、買い物困難者生活支援システムでは、当初はお年寄りが指導員等の指導のもとに発注し、そして発注した商品を受け取ると、こういうことになりまして、またバイタル調査でも、いながらにして健康福祉センター等とつながって、脈拍や血圧や健康に重要な指標について双方向で把握できる、こういうことになっています。そこで私が非常に危惧することは、アンケート調査でもあるように、やっぱり65歳以上の方々というのは、IT、これに対する拒否反応が非常に強い。日常生活において必要なのかどうか、いや必要ないなといったら、65歳以上の方は必要ないという方が過半数以上を占めている、こういう状況にあるんですね。私はこういう事業は当然、時代の趨勢、流れに合わせて行政として取

り組んでいくべきだというふうに考えています。高齢者をパソコンやタブレット、スマートフォン等々を駆使して、よりよい生活をしていくということが大事だというふうに思っています。そういう点で、デジタルディバイド、これらの政策が必要だということを主張してまいりました。しかしこの間、これらの取り組みというのは、1つの事業、メニューに伴って行われるけれども、普遍的にこういう時代に合わせてデジタルディバイドをどう解決していくかという方針、計画が見えないわけですね。この点、毎回毎回同じ答弁であるんですけども、これから実際に買い物困難者生活支援システム、あるいはバイタル調査、健康調査、こういうことに取り組んでいくということになれば、やっぱり必要になってくるんじゃないかというふうに思うわけです。とりわけ高齢者に対する対応が求められる。いかがお考えかお伺いしておきたい、このように思います。

**西井委員長** 下村課長。

**下村人事課長** ただいま白石委員の方から、職員採用試験についてのご質問がございました。平成25年度の職員採用につきましては、募集人員といたしまして一般事務職2名程度、建築技術職1名程度、土木技術職2名程度、保育士、幼稚園教諭3名程度、消防職3人ということで募集を行いました。申し込みにつきましては、一般事務職104名、建築技術職1名、土木技術職2名、保育士、幼稚園教諭35名、消防職74名の申し込みがございました。最終的に採用になった職員数でございますが、一般事務職3名、建築技術職1名、土木技術職1名、保育士、幼稚園教諭3名、消防職3名となっております。職員採用事務に伴う事務の流れでございます。1次試験から3次試験までの合否判定につきましては、市長、副市長、教育長、企画部長、公平委員複数名ということで合否判定を行っていただきました。昨年度より、合否判定につきましては受験者を特定できないような形で、受験番号、氏名、住所などの情報を黒塗りいたしまして、試験の点数のみでその判定を行うような形で行っております。2次試験の集団討論につきましては、副市長、教育長、企画部長、公平委員複数名、消防職につきましては消防長が加わっていただいて採点していただきました。第3次試験の個人面接につきましては、市長、副市長、教育長、企画部長、人事課長、公平委員複数名、消防職によりましては消防長に加わっていただいて採点を行っていただいた状況でございます。

以上でございます。

**西井委員長** 米井課長。

**米井企画政策課長** 企画政策課の米井でございます。

白石委員のICTまちづくり推進事業についてのご質問でございます。もちろん平成25年度につきましては総務省より全額補助金をいただきまして、実証という形で事業を行ったわけでございます。寺口とゆうあいという形の中で、まず1点、高齢者の方が一番使いにくいという部分のID、パスワード等の入力につきましては、カードを使いながら、かざすだけですぐログインできるという形のシステムをつくり上げたわけでございます。その中で、それでもまだやはり使いにくいという方がございますので、そこにはコンシェルジュを配置いたしまして、ご指導とかをさせていただきながら、日々のデータの蓄積をさせてもらいながら、健康管理、買い物等をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

**西井委員長** 白石委員。

**白石委員** それぞれ課長からご答弁をいただきました。この間、職員採用について、一般質問あるいは決算等で何度も取り上げてまいりました。それはどうしてかと言いますと、首長が、職員を採用するに当たって市長が試験に関与するのは当たり前なんだという、そういう見解を明らかにされているということについて、私は、これはやはり地方自治法や地方公務員法そのものをきちっと適用されるという点で、認識に大きな問題があるというふうに思っています。12市のうち11市はどのようにして市長が一切職員採用について関与していないか、こういう点もこの間の議論でお示ししてまいりました。これまでの答弁のように、職員採用については、地方自治法第172条1項の「普通地方公共団体に吏員その他の職員を置く」、2項では「前項の職員は、普通地方公共団体の長が任免する」と規定されています。この間、答弁はこの規定に基づいて採用試験に関与している、こういうことでありました。しかし、この地方自治法第172条の解釈は、吏員その他の職員の任免権は普通地方公共団体の長に属し、長がこれらの職名を任命するに当たっては、地方公務員法に定めるところによるほかは、とこう書いているんですね、別に議会の同意等を必要としないとされている。地方公務員法に定めるところによるほか、以外は、これは市長が任命すればいいと、こういうことなんですね。じゃあ、この地方公務員法というのはどういうものなのか。これは、第1条にどう書いているかと言いますと、地方公共団体の人事機関並びに地方公務員の任用、職階制、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護並びに団体等人事行政に関する根本基準を……。

(発言する者あり)

**西井委員長** 暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時47分

再 開 午後 1時01分

**西井委員長** 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

2回目の途中からとなりますが、白石委員、よろしくお願いします。

白石委員。

**白石委員** それでは、休憩前に引き続いて2回目の質疑を始めたい、このように思います。

職員の任用については、地方自治法の第172条についてどうなっているかということでお話ししました。地方公務員法に定めるところによるほかということ、基本的には任用の問題については地方公務員法が基本になっているということでもあります。この地方公務員法の目的というのはどういうことが定められているかということ、組織法として人事機関に関すること、そして地方公務員の人事行政に関すること、この2つの事項を定めて、これらの根本原則を確立することを通じて、地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営を保障することを目指して、最終的には地方自治の本旨の実現に資すること、これを目的として規定されているのであります。第6条では任命権者が規定されております。地方公共団体の長、議会の議長などの任命権者は、法律に特別に定めがある場合を除くほか、ここもそういうことで

すね、この法律、地方公務員法並びにこれに基づく条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、それぞれの職員の任命、休職、免職及び懲戒等を行う権限を有するものとする、こういうふうに書かれているんですね。この第6条の解釈は、任命権者は法律に特別に定めがある場合は別として、地方公務員法、同法に基づく条例、規則、その他の規程に従って、職員の任命や休職や免職及び懲戒等の任免権の行使を行うものとされているんです。そのことによってその権限を行使することができるというものであります。任命権者の任命権の具体的内容は、まさにこの地公法、あるいは施行令、条例その他の規程によって規律されているということでありまして。その他、第15条で任用の根本基準、あるいは第17条で任命の方法ということで規定されています。基本的には国や都道府県、あるいは政令市等は、人事院あるいは人事委員会を設けて、首長からは独立した機関として職員を採用する、いろんな職員の労働条件等も決めていくと、こういうことになっています。しかし問題は、葛城市初め奈良県内12市、39市町村はそうですけども、自治体の規模が小さい、職員も小さいわけですから、当然、人事委員会に類するものを設置するという事は困難であるということから、任命権者に対する任命権が人事委員会等の規定よりも緩和されて運用されているというのがございます。それが現状なんですね。しかし基本は、職員の採用を含め職員の身分に関する事等は、地方公務員法の規定に基づいてのみ決められる、執行できるということでありまして。人事委員会、ここではどういふふうになっているかという点、競争試験を行う公平委員会が任命に関与する制度、これは葛城市でも公平委員会が他の市町村と共同して職員の任用とかそういうことができるんですね。しかしそういう状況はない。そういう状況のない市町村では、やはり基本的には任用を通じて人事行政に公正を確保し、また能力主義を実現する目的、これ自体を規模や財政上でできないけれども、やはり人事委員会の役割に準じて行いうのが法の趣旨であります。そういうことで、確かに人事委員会を設けない、設けられない、そういう市町村は長の裁量の余地も大きくなるわけでありましてから、それだけに、任用に当たってはみずから厳正な運用を心がける必要があるというふうには私に思います。かりそめにもルーズな運用をすることがあってはならない、これが地方公務員法の運用解釈であります。

私は何もこれまでの歴史を全く否定するものではありません。やはり社会がどんどん発展し、住民意識がどんどん向上してきている、こういう中で、法の精神、趣旨を、小さなまちであってもほんとに生かしてやっていくということが求められるわけでありまして。そういう意味で、私は一切、少なくとも市長については関与すべきはない。葛城市の倫理条例からすれば、副市長も教育長も関与することはやはりおかしいというふうには私に思っています。しかし、これは法と条例の間のバランスをどうとっていくのかという点では研究する必要もあるし、私はまたいろんな試みをしていく必要があるというふうには考えています。そういうことですから市長、今後、立派な市としてこれからの10年を担っていこうとするならば、私は他の11市と同様に職員の採用試験には関与することをおやめすることを勧めたい、いかがでしょうか。

西井委員長 市長。

**山下市長** いろいろとお話しいただきました。職員採用の件に関しましては、市長という立場で、一切法に違反し、または抵触するようなことはいたしておりません。これは断言できるわけでございますし、それに基づいて職員採用試験についても、関与しているという形でございますけれども、これは法に抵触していないという解釈に基づいてやってきております。そうはいいながら、2年前でしたか、私の選挙の前に、職員採用試験に市長が関与しているという形で大々的にキャンペーンを張られて、あたかも私が職員採用試験で不正なことをしているかのようなキャンペーンもあったわけでございますけれども、他の議員もご心配いただきまして、その中で総務文教常任委員会だったと思いますけれども、職員採用試験について匿名性を担保できるようにという形で、氏名、年齢、受験番号、住所、その他全てのものを省いて、A B C Dという表記なのか忘れましたが、本人が特定されずに点数だけをそこに列記された中で、私を初め副市長、教育長、担当部長、また公平委員に入っていた中で、何名採用していくのか、何名2次試験に進んでいただくのかということ、これは総務文教常任委員会の中で調査事案として調査をしていただいた上で、こういう形でやっていただきますという報告書なりも出していただいて終結したものだというふうに思っております。今後とも同じように透明性を担保し、私1人で採用試験をやっているわけではございませんから、葛城市の職員採用、これにつきましても、今後とも市の責任者として採用試験に出させていただきますということでございます。

**西井委員長** 白石委員。

**白石委員** 市長からご答弁をいただきました。市長自身は何ら法に違反していない、関与については全く問題ないと、このような発言であります。私がるる地方自治法や地方公務員法の目的、趣旨、根本原則等々をお話ししましたが、全くその内容についてお聞きいただいたとは思えない、そういう答弁であったというふうに思います。

私はやはり、小さなまちであれ、市町村の長は住民に対して誠実で誠意を持って清潔、公正な市政運営をしなければならない。政治倫理条例では、そういう疑いを受けてはならないということが書かれているわけでありまして。その中で、推薦とか紹介とか書いてありますけどね、これは推薦や紹介どころの話とちがうのです。試験の試験官として入っていることは、まさに先輩たちがつくってくれた政治倫理条例そのものも大きく逸脱している、こう言わざるを得ないわけでありまして。私は市長の答弁を受けて、これは市長が去年9月の決算委員会においてご答弁をしております。推薦も紹介も一切いたしておりませんので非常に不愉快であると、政治倫理に照らして私が何らかの条例に違反しているということがあれば、直ちに政治倫理委員会にかけていただきたいと思っておりますというふうに明言しております。私はこれまで一般質問等で、3つの疑いについてお伺いしたことがございます。そのことによってその疑問が取れたわけではありません。これらについて、この政治倫理条例の運用をどのようにしていくのか。これは法務当局と相談し、どういう手続をすれば政治倫理条例に基づいて委員会を開催することができるのかということをお話し合いして、市長の昨年9月の特別委員会における答弁のように政治倫理委員会を開催すべく努力してまいりたい。このように思います。



以上であります。

**西井委員長** ほかにございませんか。

時間で皆さんにご協力をお願いしているということですが、もしも何かあれば簡単にお願いいたします。

岡本委員。

**岡本委員** 42ページの財産管理費で、まず登記委託料66万円、こういうふうにならざるわけやけども、前回から副市長にもお願いしとったように、市内で未登記の土地がかなりあるということで、その処理を早くお願いしたいということをお願いしとったと思うんですけども、平成25年中に未登記処理を何筆ぐらいされたのかということですね。この66万円、恐らく測量の委託料であると思いますけども、何件ぐらいの測量をされたのかということをお聞きしたいというふうに思います。

それから、同じ委託料ですけども、私が不勉強ですけども、公有財産の情報管理システム保守委託料、こういうふうになっている台帳があると思うんですが、これは道路台帳とか、水道、下水以外に公共の施設とか、そういう財産を一括管理している、そういうものじゃないのかなと思っているが、もし違っていたら教えていただきたいというふうに思います。

それから次に、交通安全対策費、工事請負で昨年12月に1,000万円増額されて、忍海、當麻ですか、駐輪場を整備していただいた。この中で、市長も一般からお願いされとると思うんですが、特に忍海駅、駐輪場の整備をしてありがたいですけども、特に女性の方、雨の日にかっぱを着て自転車、単車に乗っていく中で、屋根で覆っているところがない。それで、そういう着がえをできる場所でもしてもらいたいということで強い要望があったように思うんですが、その辺の工事をぜひとも平成27年度の予算でしてやっていただきたいなというふうに思います。

3点です。

**西井委員長** 安川課長。

**安川総務財政課長** 総務財政課の安川です。よろしく願いいたします。

ただいまご質問のありました財産管理費におけます委託料、公有財産情報管理システム保守委託料ということでございますが、これは今回初めて出てくる費用でございます。これにつきましては、平成23年度におきまして、緊急雇用の事業によりまして、市有財産である土地、建物等の情報をデータ化した事業がございました。昨年度につきましては、1年間この保守料は無料ということで計上されておらなかったのですが、これにつきましてはのシステム保守、あるいはデータ更新、それに伴う費用として、年間29万4,000円ということで決算上、上がってきております。

以上でございます。

**西井委員長** 市長。

**山下市長** 岡本委員の質問にお答えさせていただきたいと思います。忍海駅、それと當麻寺駅の駐輪場の整備を昨年度させていただきました。その中で、特に忍海駅、この間も新町の大字懇談会に行きましたら、駐輪場の整備は大変喜んでおられました。市長、要望してちゃんとやっ

てくれましたなというお話がございましたけれども、ちょっと雨がっぱ等を脱ぐような場所を整備してほしいという要望もいただいております。その場所が確保できるのか一度確認した上で検討させていただきたいと思います。あかんと言うてわけじゃなくて、どういう場所のできるのか、中の検討をさせていただきたいと思います。

**西井委員長** 石田課長。

**石田建設課長** 建設課の石田でございます。よろしく願いいたします。

今の登記の委託料でございますけれども、予算額76万円に対して66万6,010円の執行でございますけれども、申しわけございません、ただいまその処理件数については資料等と持ち合わせておりませんでしたので、後ほどまたお示しさせていただきたいのでよろしく願います。

**西井委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 今、安川課長から答えてもらいましたけどね、ということは、緊急雇用で事業を起こした中で、公共施設、調査をして、それを台帳の中に全部入れているんじゃないわけ。例えばこの庁舎、何平米ありますとか、学校の施設が何ヶ所ありますとか、そういうことを入れているわけやないわけやね。ただ情報だけを入力している、こういうこと。私、よく理解できないので、後からでよいので、それを教えてほしいと思います。

今、石田課長の方から登記の話があったわけですけどね、今、登記事務はどの課でされているのか。私この前、総務財政課の方へ聞きに行きました。登記事務はどの課でされているんですか。すると総務財政課の一番奥の方で3人の座っている1つの係があると思うんやけど、そこに嘱託の人かな、一番上の席に座っている人、5年ほど勤務されていると思うわけやけど、ここの係とちがいますと、こう言われた。その時、部長も課長も誰もおられなかった。そしたら登記の事務はどこの課が担当ですか。総務財政課でない、建設課です。そしたら建設課は、自分とかが用地買収したとこの登記はやりますよ。例えば農林のところで寄附をさせていただいた土地は農林課で登記やりますよ。そしたら大字から、例えばまだ共有地が残っているので、この登記をお願いしたいと頼みに行っているわけやんな。そしたら、うち違いますと蹴られたわけや。私は前から副市長をお願いしているのは、特に農林で工事をした土地、半分とは言いませんけども、なかなか整理されていない。それと、合併前の旧町、これは私も責任があるかわからへんけども、国調でやった個人名義の道路用地などがたくさんあるわけや。担当しているときは整理してきた、けれどずっと担当していない、残ってある、そういうこともやっぱりやっていかないと、例えば境界明示ができた段階で個人名義が残っていたら、私の土地ですよと言われたときに、実質市の財産でありながら個人に、言葉は悪いけどとられてしまう、よくあるケースですよ。だから、前任者がこのようにしておきよってん、何で私らがしないとあかんねとかいうことではなしに、ずっとせんおくりで来てある。せやから、そのとき担当している者がきちっと市の財産を管理していく。登記というのはほんとに縁の下の力持ちというのか、目立つ仕事でも何でもない。こつこつとやっていくのが登記の仕事。ですから、今言いましたように建設課、片手間で登記はできません。そのために管財課もつくり管理課もつくり、一括して事業課あるいは教育委員会の用地買収したもの

で、それを一括して登記をしていく、財産管理をしていくという形で今まで進んできたったと思う。それが今、総務財政課に全部移った。総務財政課も仕事いっぱい。そういうことが今お留守になってきている。だから、例えば平成25年度の委託料で予算を組まなくても、職員で何ぼでもやっていけるがな。私は1つの提案として、嘱託職員としてOBがたまたま残っていただく、経験のある人もたくさんおられる、そういう人をただ2人なら2人、そこへ張りつけていただいて、集中して、1日にたくさんしろとは言いません。1日10筆、書類は今パソコンというのかな、そこへ入れてあればいちいち書くことも必要ない。そういう形でもしてやっていかないと、この葛城市内、何筆未登記がありますか。これは誰が解決するんですか。今おられる職員で解決していかないと、年がたっていけばいくほど何ぼでもわからんようになってしまう。だから、そういう仕事もやっぱり大事。市長も新しい仕事、これも大事やと思います。しかし、やっぱりこういう足元から固めていかないと、毎年私は言うところわけやけど、何も登記の委託料をふやせと言うところわけでも何でもなし。委託料をふやさんでも、職員でそういう仕事を、地道な仕事をやってもらえる。こういうことをやってもらわないとなかなか進んでいかない。先ほど言うた職員の配置ではないですけど、やっぱりそういうことをやっていこうと思ったら、誰にその仕事をしてもらうんやということをきちっとして職員配置を考えていかないと、これだけではないですやん。ほかの事業も一緒やと思います。これから土木費に入っていくって、いろんなことも言うていかないかん。登記せえ、登記せえと言うたって、人数が足らん。そういうのではなく、それやったらどっか1カ所でも、1つの部署でもええから財産管理をきちっとやって、登記もやっていく。登記の仕事なんて副市長は経験あるのかどうか知りませんが、本当に縁の下の力持ち、誰も分かりません。細かくこつこつうつむいてやっていく仕事、そんな仕事、若い人もそんな仕事を当てられたらなかなかいい気ではないですわ。事業課へ行ったら、外へ出て行って現場の仕事をする。ところが、誰かがそういう仕事をしなければならぬ。用地買収をしてお金は払います、しかし登記はできていません、全然できていないとは言いません。だから、やっぱりお金を払った以上はきちっと権利も主張していく、こういう姿勢でないといけぬから、副市長に今初めてお願いしたのでも何でもなし。3年も4年も前からお願いしているわけやから、その後、私がお願いしてから未登記処理が何筆できたかということをお答え願いたいと思います。

それと今、市長に答弁していただきました、駐輪場の話。ありがたいことやと思っておりますけども、市長は今、場所を確認してということやけども、特に忍海、広い場所がありますのでね、その隅っこにでも屋根だけでもよろしいやん。そんな囲いをしてハウスみたいなものを建てよということじゃなしに、雨だけでもしのげるような建物を建ててやってほしい。平成27年度から予算していただいて、どうぞよろしく願いたいと思います。

**西井委員長** 副市長。

**杉岡副市長** 岡本委員からいろいろとご指導いただいておりますけれども、現実には平成25年度の何筆登記を完了させたかという実態は私、掴んでおりません。私どもは、やはり今まで事業をしてきた中での未登記がどれだけあるかという部分につきましても、実際何筆、

どれだけの課には残っておるかという実態も、全体を把握しているかということになりましたら、なかなかできていないという認識を持っております。

今、それぞれ予算の配分の中で、私自身は今現在、財産管理で登記委託料をしておる分につきましては普通財産にかかわります未登記物件の処理を財産管理として上げ、それぞれ農林は農林、建設は建設で、道路施設改良費の中の委託料等でそれぞれの予算計上をさせていただきまして、その都度その都度工事をしていく段階におきまして、今までの未登記物件があらわれてきたらその分は対応させていただいているというのが現状でございます、1つの課にそれぞれの事業になって未登記になっているそれぞれの原因も、そこにはそれなりの原因があるかと思えます。それを1つにまとめまして新しい職員がそこに対応するということにつきましては、いささかその事業の進捗につきましては、今までの経緯を知っている部分、その方がやはりその引き継ぎを受けてその場で対応していただくのが一番スムーズなやり方かなというふうな思いをしております。しかしながら、現実として何筆か年度中に解決できたかという実態が把握できないということから考えてみますと、私自身も一番初めに農林にお世話になったときには、からすぐちで分筆図面を描き、印鑑証明から、それから相続も含めて嘱託登記を触らせていただいた経験はあるわけでございますが、おっしゃるとおり、それぞれの印鑑証明から実印の印鑑をもらいながら、隣接の同意をもらいながらやらせていただいた経験はあるわけなんですけれども、今はその図面1つにつきましても高度な技術が必要になってきてまいっております。また、機械もうまく使って図面に反映するというふうな技術も必要になってきております。我々がやらせていただいたときと事務能力の雲泥の差と申しますか、また機械を取扱う能力と申しますか、その辺にもいろいろと能力差があるかなと思えます。今いただきました意見を十分、平成26年度下半期分につきましては、できるだけ早期に事案となっております解決につきまして人力を注いでいきたい、このように思っております。

以上でございます。

**西井委員長** 山本部長。

**山本総務部長** 総務部の山本でございます。

先ほどの公有財産の管理システムの件でございます。平成23年度に、課長が申しましたように緊急雇用創出事業で行いました。それまで各課所管の中でそれぞれの公共施設の管理台帳を持っておったわけでございますけれども、項目等々が一律化されていない中、これまでの紙ベースの台帳をデジタル化ベース、電算のシステムの中に入れて現在管理をしておると、こういうことでございます。

以上でございます。

**西井委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 今、山本部長から話がありましたけど、今まで各課で管理していたものを、集中的にここへ集めて管理していくと、そういう解釈でええわけやんな。

それと、市長から答弁がなかったわけやけど、ぜひともお願いしときます。

それと、今、副市長の方から答弁があったように、実態がわからんというのはよく理解で

きるが、今、副市長がおっしゃったように、高度な技術が要るとか、昔はからすぐちがあったとか、そら、副市長も年配やから言われる。だから私が言うのは、分筆をこれからしていけというのではなしに、既に分筆が終わってる分の所有権移転登記をしてはどうかという話をしているのと、今言われた登記委託料、普通財産委託料と言われたけども、これは境界明示のときに出てきた未登記を分筆できてないので分筆して所有権移転する。行政財産ということで私は解釈しとるし、普通財産はこんなん載ってこない。そういうことやなしに、まだ把握していない、そうかもわかりません。せやけど、農林なら農林で、みんな職員は知っています。何で未登記になっているのか。例えば、建設課はほとんどないと思うけども、例えば建設課に未登記が残っていたら、みんな知ってますよ。せやから、もっと前向きな形で私は答弁してもらいたかったというふうに思います。何か今聞いていたら、もっと前に解決しとかんかいと、何で私らがしなければあかんねんというふうにとられる。あの答弁であれば。そら平成26年、前向きにやっていきますわって、予算増額でもされんねやったらね、ええわけやけど、増額されんかったら、こんなん前向いて進んでいきまへんがな。私が言うてるのはね、嫌がる仕事をまず誰かがやってほしいということ言うてるわけです。こんな登記の仕事なんて、手を挙げてする職員、誰もいません。与えられて、仕方ないなど、そしたら俺がやったらな仕方ないがなということやないとこんな仕事できへんから、私はしつこく言うてるわけや。せやから、今すぐにしろというわけにいかへんから、例えば来年からでも、嘱託職員が6人なら6人、例えば張りついてもらうとしたら、あるいは今までからおる経験者を異動で、例えば総務財政課へ持っていくのか。今もっと聞くけども、今、総務財政課にいる嘱託の人ですか、何年来ているのか知らんけども、やっぱりもうちょっと親切に扱わんと、うち関係ありませんねんというような職員を置いといて、こんな仕事できません。一応あそこが財産管理の担当と違うのか。そんな職員を置いといたらあかんと思います。名前は知らんけども。そういうことをきちっとしとかんと、市長が一生懸命やっけていても市長の足を引っ張っているのと一緒。せやから、ほんとに市長を支えるのであれば、職員みんながその気になってやっていく、これが一番大事やないかなと思いますので、そこらも考えて来年度、配置をしたってほしいというふうに思います。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** ないようですので、引き続き、3款民生費及び4款衛生費の説明を求めます。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後1時37分

再 開 午後1時40分

**西井委員長** 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

邨田会計管理者。

**邨田会計管理者** それでは、引き続きまして、3款、4款の説明をやらさせていただきます。決算書の55ページから進みますのでよろしく願いいたします。

3款民生費、全体といたしまして、41億7,569万9,029円の支出でございます。1項1目の

社会福祉総務費では6億9,290万6,249円の支出でございました。めくっていただきまして、主なものといたしましては、負担金補助及び交付金で2億8,668万3,914円の支出がございました。また、繰出金では2億3,087万208円の繰出しでございます。

続きまして、2目国民健康保険医療助成費では1億2,520万1,680円の支出でございます。繰出金でございます。

続きまして、3目後期高齢者医療保険医療助成費では6,493万7,100円。繰出金でございます。

続きまして、4目障害者福祉費では5億5,879万1,160円の支出でございまして、主なものといたしましては、委託料で2,282万5,285円の支出でございます。めくっていただきまして、扶助費では5億2,391万5,947円の支出でございました。

続きまして、5目老人福祉費でございます。4億1,431万2,343円の支出でございまして、めくっていただきまして、主なものといたしましては、委託料で680万1,547円、また、負担金補助及び交付金では1,419万2,000円、扶助費では9,406万9,689円の支出でございます。また、繰出金では2億9,187万3,487円の支出でございます。

続きまして、6目いきいきセンター管理運営費でございます。2,693万6,093円の支出でございます。主なものといたしましては、賃金で521万7,633円。需用費では931万6,436円の支出でございます。

めくっていただきまして、7目福祉推進費でございます。1億2,310万7,105円の支出でございます。主なものといたしましては、需用費で1,044万8,025円。また、委託料では7,076万1,329円、負担金補助及び交付金では3,930万8,564円の支出でございます。

続きまして、2項1目の児童福祉総務費でございます。2億7,972万1,632円の支出でございまして、繰越明許といたしまして971万8,000円を繰越いたします。主なものといたしましては、委託料で150万9,200円の支出でございます。めくっていただきまして、扶助費では2億2,116万9,589円の支出でございました。

続きまして、2目児童措置費では、11億2,160万2,840円の支出でございます。主なものといたしましては、負担金補助及び交付金で3,818万1,760円、2億3,551万6,000円を繰越明許費として繰越いたします。続きまして、20節扶助費でございます。10億8,342万1,080円の支出でございます。

続きまして、3目保育所費でございます。2億6,301万4,937円の支出で、主なものといたしましては、賃金8,800万4,610円、また、需用費では2,993万3,137円の支出でございます。

めくっていただきまして、4目児童館費でございます。3,759万5,925円の支出でございまして、主なものといたしましては、賃金2,467万7,784円。

続きまして、5目ひとり親家庭等福祉費でございます。2,357万1,542円。主なものといたしましては、扶助費で2,268万6,427円の支出でございます。

続きまして、6目地域子育て支援センター事業費でございます。1,354万4,680円の支出でございます。主なものといたしましては、賃金で329万9,045円の支出でございます。

めくっていただきまして、3項1目国民年金事務取扱費でございます。1,860万8,519円の

支出でございます。

続きまして、4項1目生活保護総務費でございます。2,700万9,984円の支出でございます。主なものといたしましては、委託料で396万5,220円の支出でございます。

続きまして、2目扶助費でございます。3億8,483万7,240円の支出でございます。主なものといたしましては、扶助費の3億6,621万1,313円の支出でございます。続きまして、23節の償還金利息及び割引料では1,862万5,927円の支出でございました。国庫負担金の返還金でございます。

続きまして、4款に移らせていただきます。衛生費、全体といたしまして21億7,526万4,071円の支出でございます。1項1目の保健衛生総務費では1,667万6,882円の支出でございます。主なものといたしましては、負担金補助及び交付金で1,135万5,523円の支出でございます。

続きまして、予防費でございます。9,178万5,606円の支出でございます。主なものといたしましては、委託料で7,920万4,893円の支出でございます。めくっていただきまして、負担金補助及び交付金では1,085万3,490円の支出でございました。

続きまして、3目生活衛生費でございます。48万1,742円の支出でございます。

続きまして、4目健康づくり推進事業費でございます。3,059万32円の支出でございます。主なものといたしましては、委託料で2,206万9,903円の支出でございます。

続きまして、5目母子保健事業費でございます。3,349万9,561円の支出でございます。主なものといたしましては、賃金で548万7,820円、また、委託料では2,171万3,854円の支出でございました。

めくっていただきまして、6目保健施設費でございます。1億1,030万6,591円の支出でございます。主なものといたしましては、需用費で1,340万3,597円、また、委託料では517万5,729円の支出、また、使用料及び賃借料では544万5,810円の支出でございました。

続きまして、7目環境衛生費でございます。4,552万6,519円の支出でございます。

めくっていただきまして、主なものといたしましては、負担金補助及び交付金で819万7,016円の支出でございます。

続きまして、8目火葬場費でございます。2,833万2,105円の支出で、主なものといたしましては、委託料で1,496万7,998円の支出でございます。

続きまして、2項1目の清掃総務費でございます。9,829万7,861円の支出でございます。主なものといたしましては、委託料で393万7,572円。使用料及び賃借料では674万6,056円の支出でございます。

めくっていただきまして、2目塵芥処理費でございます。5億3,535万1,366円の支出でございます。主なものといたしましては、賃金で2,717万6,200円、また、需用費で6,128万484円、委託料では2億6,956万1,088円、工事請負費では4,915万500円の支出でございます。

続きまして、3目し尿処理費でございます。2億9,332万1,916円の支出でございます。めくっていただきまして、主なものといたしましては、賃金で890万5,088円、委託料では608万5,297円、工事請負費では4,179万円、負担金補助及び交付金では1億9,022万5,051円の支

出でございました。

続きまして、4目地域循環型社会形成推進事業費でございます。8億9,109万3,890円の支出でございます。継続費、通次繰越で29億6,263万7,380円の繰越し、また、繰越明許費が600万円を繰越いたします。続きまして、主なものとしたしましては、委託料では1,471万9,625円、工事請負費では8億5,192万7,250円、補償補てん及び賠償金では2,129万3,400円の支出でございました。

以上で3款、4款の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

**西井委員長** ただいま説明願ひました部分に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

**白石委員** それではまず、障害者福祉費についてお伺いしてまいりたいと思います。

ページは57、58、59であります。平成25年度決算に係る主な施策の成果に関する報告書を見てみますと、障害者福祉費として3億6,536万円余りが決算額として支出されております。障がい者福祉については、この間、法がころころ変わってきて、今日では自立支援法という形で、民主党政権そのものが総合的な障がい者福祉を考えて応益負担をなくしていく、こういうふうな約束が反故にされて、応益負担がそのまま存続されている、そういう状況であります。この間の予算や決算の議論の中で、その制度の矛盾そのものが応益負担という形で障がい者やその家族に転嫁されてきている、その矛盾を軽減するために減免措置というものが広く適用されてきているというのは私もよく理解しております。しかし、減免制度を広く適用していかなければならないということそのものが、やはり応益負担を導入してきた支援員制度に欠陥があると言わざるを得ません。しかし、法は法として執行されております。自立支援給付費として3億6,500万円余りが支出され、また、障がい児の通所給付として3,745万8,000円、その他、地域支援生活事業費として3,800万円、あるいは自立支援事業として1,149万3,000円が支出されております。これらに係る給付、あるいは医療費に係る応益負担の状況がどうなっているかお伺いしておきたい、このように思います。

それから、老人福祉についてお伺いしたいと、このように思います。老人福祉については59ページから61ページということでもありますけれども、1つは緊急通報装置貸与事業ですね。成果に関する報告書では、年度末の設置者数が170人という形で報告されております。また、まごころ弁当配食サービス、あるいはひとり暮らし高齢者配食サービスがそれぞれ事業として実施されておるわけでもありますけれども、緊急通報装置、あるいはまごころ弁当については、残念ながら一進一退というよりは、とりわけこの平成25年度は利用者が減っているわけでもありますけれども、利用者が減っているその中身についてお伺いしたいと思います。また、ひとり暮らしの高齢者配食サービスについてはどのような状況になっているか、ご説明いただきたいと思います。

以上です。

**西井委員長** 西川課長。

**西川社会福祉課長** 社会福祉課の西川でございます。よろしくお願ひいたします。



先ほど白石委員が質問されました、障がいサービスを利用される場合の応能負担でございます。今まで、当初つくられたときには応益負担でございましたけれども、実際、本来はそれは1割負担ということでございましたけれども、平成22年に非課税世帯については自己負担はなく減額されております。それによって実質、応能負担となっているわけでございます。

**白石委員** そしたら、制度として応能負担になっているの、全体。

**西川社会福祉課長** 先ほど言いましたように、非課税世帯については0円でございます。また、課税世帯であっても上限額は3万7,200円、所得割が16万円未満の場合は上限額が9,300円といったところで、実質、応能負担ということになっております。それで、負担割合でございますけれども、本来は1割と言っておりましたけれども、こういった形で非課税世帯には負担はないということで、全体のサービス料が、障がいサービス料につきましては3億9,591万5,485円でございます。これに対して、本人の負担額といいますのが231万5,650円ということで、実質は0.58%の負担率となっております。また同様に、補装額につきましても、補装用具費が805万5,658円でございます。このうち本人負担額が24万5,030円で、実質3.04%の負担率となっております。

以上でございます。

**西井委員長** 門口課長。

**門口長寿福祉課長** 長寿福祉課の門口でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの白石委員のご質問でございますが、緊急通報装置についてでございます。これにつきましては、介護保険事業で新システムの方に移行という形もありまして、実質、平成24年度末よりも49人減っている形になっております。新システムへの移行は23台、それから撤去は26台ありました。年度末現在で170台、今現在設置しております。なお、介護保険事業の新システムの方は年度末現在40台ついておりまして、合計しますと210台で、平成24年度末よりも9台ほど減っているということになります。

それから、まごころ弁当の配食サービスですが、これにつきましても、平成24年度は130人ということでございましたが、5人ほど減りまして125人ということでございます。緊急通報にしる、まごころ弁当にしる、減った原因といいますのは、入所なり入院なりされた方が新規の方よりも上回ったということが原因だというふうに考えております。

以上です。

**西井委員長** 白石委員。

**白石委員** 障がい者福祉の応益負担の問題について、課長は事実上応能負担だと、このように言いましたけれども、制度そのものは応益負担が私はそのまま残っていると。この制度が、やはり障がい重いほど負担がふえる、費用がかかるわけですから、負担がふえるということから、非課税世帯の減免、あるいは所得によって減免規定を設ける、こういうふうなことは、制度としてそうせざるを得ないという状況になって改定されてきたというふうに思います。制度そのものが、私は応益負担がそのまま残されて、減免の制度そのものが拡大されてきたというだけである。ほんとに障がい者が健常者と同じように社会参加し、健常者と同様に社会生活ができる、こういうことを保障するというのは当然のことです。しかし、このことに初め

て応益負担が導入されて、世界でも例のないような障がい者施策が打ち出されてきたというわけであります。負担が減っているから応能負担だというのは、私は認めがたいものと言わざるを得ません。さらに、これから精神障がい者に対する精神障がい以外の通院や入院についても、当然、奈良県、市町村の施策として早期に実施されるべきことであって、これは私は当然のことであるというふうに考えています。

それから、緊急通報装置の貸与事業について、課長の方から詳細にご答弁をいただきました。また、まごころ弁当の配食サービス、あるいはひとり暮らしの人たちが入院や通院をすることによって配食サービスが減ってきているというふうな、そういう報告もいただきました。これらの事業は高齢者福祉、高齢者介護の草創期に制度としてスタートし、事業者やボランティア団体等によって支えられ今日まで来ているもので、とりわけ非常に貴重な事業だというふうに思っています。高齢者のひとり暮らしや、あるいは高齢者夫婦の世帯が飛躍的にふえているという中で、こういうサービスが、緊急通報装置については新たな事業がされているということからしたら、これは当然のことかというふうには思いますけれども、とりわけ配食サービスについては、もっともっとご利用いただくということが非常に大事だと思います。とりわけひとり暮らしの方で、最近は多いのが認知症ですね。本当に広がっている中で、日常生活そのものが大変な状況にある、家事がなかなかできない、当然食事もつくれなくなってくる、こういう方がふえてきています。こういう制度が本当に、そういう方々に届けるということが大事なことだというふうに思いますので、決算としてこういう数字が出てきていますけれども、草創期を知る者として非常に寂しい限りだということを述べておきたい。

そして、課長の方から答弁がありました。緊急通報装置の貸与事業にかわる新システムが新たに導入されたということで、改めてこのシステムの利用の状況というか、評判というか、効果というか、緊急通報装置と違った評価を受けているんじゃないかというふうに思うわけですが、最後にその点だけをお聞きしておきたいと、このように思います。

**西井委員長** 門口課長。

**門口長寿福祉課長** 緊急通報装置の新システムでございますが、先ほども申しましたように、平成25年度末で40台設置しております。この新システムからは、モバイル装置を希望する方についてはモバイル装置もつけるような形を採用しております。それから、センターの方から月に必ず1回、ご機嫌を伺うという形の連絡ですね、それがありまして、その辺で、見守りの方は旧システムよりも非常にいいものであるというふうに考えております。

以上です。

**西井委員長** ほかに質問はございませんか。

増田委員。

**増田委員** 59ページに行ってもらえますか。障害者福祉費、扶助費のところの障害児通所給付費3,681万1,180円、この中身は報告書の中で医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、その内容を見てもみますと2,546万7,613円、これがデイサービスの費用、その内容についてお聞かせ願いたいと思います。

西井委員長 西川課長。

西川社会福祉課長 社会福祉課、西川でございます。

デイサービスにつきましては、放課後等デイサービスということで、就学中の障がい児の子どもさんに、授業終了後または夏休みなどの休業日に、生活能力の向上のため必要な訓練や社会との交流促進を図っていただくために設けている事業でございます。

以上でございます。

西井委員長 増田委員。

増田委員 放課後そういう通常健常者の生徒さんと同じようなそういうことをしていただくサービスというふうに理解していいんですかね。対象が32名ということで平成25年度は伺ってございます。平成24年度を見ますと、30名で約1,000万円少なくなっております。2人ふえて1,000万円ふえた、こういう解釈になるんですけども、その内容についてご説明をお願いしますか。

西井委員長 西川課長。

西川社会福祉課長 社会福祉課、西川でございます。

先ほどのご質問でございますけれども、件数が若干ふえた割にお1人の利用時間、日数がふえていることによって実績が上がっているところでございます。

以上でございます。

西井委員長 増田委員。

増田委員 わかりました。内容が濃くなったと、こういう理解でいいんですか。わかりました。どうもありがとうございます。

西井委員長 ほかに質問はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 56ページ、社会福祉総務費の負担金補助及び交付金、この中で、遺族会の補助金が30万円増額されて130万円、おそらく靖国神社に参拝されたんだろうと思います。今年、合併後初めてされたように思うので、これから毎年こういうような形で措置をして靖国に参拝されるのかどうか。

それと、扶助費の関係で行旅死亡人が久々に出てきたわけやけども、21万円ということやったら2人か3人ぐらいあるのかなと思うんやけど、その内容。

それから60ページ、老人福祉費の負担金補助及び交付金、この中の地域ふれあい事業補助金15万円と載っとるわけやけど、ずっと15万円が載っとるわけやねけど、実際今どういうふうな事業をされているのか。ときによったら事業内容によって実際活動されていないん違うんかというふうに思いますので、その点を説明していただきたいというふうに思います。

西井委員長 西川課長。

西川社会福祉課長 社会福祉課の西川でございます。よろしくお願いたします。

先ほどのご質問の遺族会でございます。靖国神社の参拝につきましては3年に一度ということで、合併以来3回いらっしゃっているところでございます。3年に1回、上乘せさせていただきます。

また、行旅死亡人でございますけれども、お1人が行旅死亡人で対応させていただいております。

以上でございます。

**西井委員長** 門口課長。

**門口長寿福祉課長** 地域ふれあい事業補助金のことでございますが、寿連合会、主に女性部の方で活動させていただいております。地域の方で世代間の交流という形で、お餅等をつくって配布しているというような事業を毎年行っております。

以上です。

**西井委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 今、西川課長発言の遺族会、3年に1回靖国へ参るというふうに決まっていると、こういうことですね。3年に1回ずつ靖国神社を参拝すると、こういうふうになっているわけやね。

それから、行旅死亡人については1人。1人については金額が大きいなあ。普通は葬儀代ぐらい。27万円というたら、どんな経費が入ってるのか知らんけどかなり金額が大きいと思うから聞いたわけやけど、もうちょっと内容を詳しく教えていただきたい。

それと、地域ふれあい交流事業、ずっと15万円と決まってるわけやけど、その婦人の事業はわかってるけど、それ以外にほかの事業が入っていて、今まで婦人の事業は5万円、10万円はほかの事業であったと思うんやけども、今15万円がそのまま行ったあるということ。そこら、もしそういうふうになっているのなら、女性部から怒られるかわからんけども、きちっと事業をやっているものに対しての補助金というふうに見直しをやっていかないといかんの違うんかな。余り金額を下げる話をしたら、さっきの吉村委員やないけど、岡本がこう言いよったから下げられるとならんようにしてほしいわけやけど、そういう意味やなしに、実態としていつから15万円を払っているかということ調べていただいて、実際婦人部は5万円やったと思う。それ以外の10万円分についてはどういうふうになっとったんか。私は金額の大小を言うてるわけでも何でもなし。先ほどあった団体補助ではないけれども、そこらをきちっとやっていかないと、ずっと何もしないでやってきてるとは言わへんけども、やっぱりそうして誰かが言うから気がつくと思うわけやで。悪くとらんと、ええ方にとってもらって、その辺とかをチェックしてもらいたいというふうに思うから言うてるわけで、何もええかげんなことを言うてるわけでも何でもなし。そこらをきちっとやってほしいというふうに思います。

**西井委員長** 西川課長。

**西川社会福祉課長** 社会福祉課、西川でございます。

先ほどの行旅死亡人、20万円という数字でございますけれども、内容につきましては火葬代、また運搬費、また今回は事件性があるかもしれないということで、警察の方で司法解剖をされました。それによって21万2,500円と上げさせていただいております。なお、これにつきましては県が100%補助していただいている数字でございます。

**西井委員長** 門口課長。

**門口長寿福祉課長** ふれあい活動事業の補助金でございますが、市の方から寿連合会の本部の方に15

万円という形で補助金を渡しまして、本部の方から女性部の方に地域ふれあい活動助成として15万円を支出しているというのが、前年度、寿連合会の決算の内容でございます。事業の内容としましては、先ほど言いましたような地域での世代間交流という形の事業に使っておられます。

**西井委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 門口課長を責めているのと違って、もう一遍実態をよう調べてほしいと言うてるだけであって、そこらを理解してほしいわけやな。使ったらあかんとかいうことではなく、一番当初のふれあい地域活動事業でやった事業と、今と違うんちがうか。私、ずっと見て、同じ金額でずっと来てあるからそんな言い方をしてるだけであって、そこらの実態をきちっと確かめていただいて、市の方として、いや、これは間違いないねんというのであれば、何もあえて減額しろということじゃないわけやから、実態をきちっと調べてほしい、そういうことを言うてるだけです。それを調査してもらったら一番結構やと思います。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

吉村委員。

**吉村委員** 76ページの環境衛生費の備品購入費、庁用備品購入の26万8,800円、南阪奈道路のところの監視カメラだというふうに思いますけれども、それをつけて効果はどうだったのかということをお聞きしたいと思います。

それと、81ページ、地域循環型社会形成推進事業の中の17目公有財産購入費の道路用地購入費2件、これの明細と、22目の補償補てんの補償費、3件の方ですね、その細かいことを教えていただきたい。

**西井委員長** 西川課長。

**西川環境課長** 環境課の西川でございます。

吉村委員の最初の質問の備品購入費であります。監視カメラを購入いたしまして、竹内上池の西側といいますか、そこに設置いたしまして、不法投棄の防止に努めているわけでございます。その結果、当初よりは減ったようには感じております。

**西井委員長** 巽室長。

**巽 新炉建設準備室長** 新炉建設の巽でございます。

今、吉村委員からのご質問でございますが、公有財産購入費と、それから補償費についてというご質問でございますが、まず公有財産購入費でございますが、進入道路に係る分として2件ございます。そのうち1件は宅地で64.62平方メートル、もう1件は農地で14平方メートルでございます。ただ、実は隣接地でまだ未買収部分がございますので、2件しかなく、1件を詳しく言えば残りの金額等もわかるという形になりますので、単価、金額については説明はご理解いただきたいと思っております。

それと、補償費についてでございますが、これも同じく進入道路部分に係る補償費としまして3件ございます。そのうち2件が工作物の移転補償ということで2件、それと建物補償が1件という形になります。その内訳としまして、宅地につきましては113.67平方メートル、それから工作物につきましては、地目的には田の部分でございますが、1件が元駐車場のあ

ったところの補償、それから片一方は擁壁等の補償という形になっております。

以上でございます。

**西井委員長** 吉村委員。

**吉村委員** 監視カメラは南阪奈道路と違って竹内ですか。予算でそういうふうに聞いていたと思うんです。

それと、用地の方は詳しく単価を言えないということですよ。補償費の方も単価はだめですか、言えませんか。言えない。

**西井委員長** 西川課長。

**西川環境課長** ちょうど南阪奈道路の下に当たる部分になりまして、竹内の。そういう意味で南阪奈の付近というか、ちょうど南阪奈の高架の下ぐらいにあります。

**西井委員長** 吉村委員。

**吉村委員** ダミーじゃなくて映っているわけですか。ダミーですか。

さっきなんですけど、単価を聞かなかつたら質問もできないと思うんですけど、これはだめなんですか。

(発言する者あり)

**吉村委員** そうですか。そしたらもういいです。

**西井委員長** ほかにご質問ございませんか。

白石委員。

**白石委員** まず、吉村委員の質問、衛生費の地域循環型社会形成推進事業費の補償補てん及び賠償金について、課長の方は答弁できないということであります。私は平成25年3月の予算議会において、予算額の中身について、それぞれ3件の内容について開示を求めました。しかし、まだ事業が終わっていない段階で公表できないと、事業が終わった段階で、決算の段階で公表できるかどうか理事者と相談してしたいと、このような答弁があったと記憶しています。その答弁は当時の部長であった、ここにはおられませんけれども生野部長であったというふうに思うわけでありますが、どのような検討をされて、本委員会において公表できないのか。決算額を見ても、補償補てん及び賠償金の支出済額は2,129万3,400円であります。当初予算は2,300万円でありました。私はこの予算特別委員会でも一般質問でも、この内容についてお伺いしていたわけでありましてけれども、明許繰越費で100万円が繰越されているわけで、不用額が70万6,600円ということであります。明許繰越、これはまだ補償費が払われていないということで、平成26年度に行われるものでありますから、それらを除いたら2,000万円ぐらいが支出されたというふうに思います。ほかに1件、補償物件があったというふうに思うわけですね。私は細かく、当時は予算額からして、建物の補償については大体1,800万円程度だろうと。これを75.19平方メートルでしたか、これで計算してみますと、おおよそ80万円程度ではないのかということ、当時の部長に80万円よりも上なのか下なのかということをお伺いしたわけでありましてけれども、事業が終わっていないのでお話しできないということでもあります。しかし、実際にもう既に補償も用地が終わっているわけで、開発公社ならば、これはちゃんと、その年度の取引については面積、価格が明示されている。本

来ならば、本決算における用地の買収、あるいは補償補てんについては資料として明記されるべきものであるというふうに思うわけであります。私が予算や決算額から見て計算してみますと、言ってくれないから、わからないから推測するしかないわけで、私が思っていた予算段階で試算した坪80万円よりも高いのではないかというふうに思うわけであります。あの建物については、ご承知のように平成5年に新築され、平成21年に改築されたと一般質問で答弁されております。当然あそこは調整区域であります。建物が建てられないところであって、もちろん建築確認はおいておりませんし、保存登記もされていなかったという物件であります。それが、私の推測でありますけれども80万円より高い補償補てん、当時の部長は手数料とかいろいろ手間がかかりまんねんと言うてましたけども、これは一般の常識では考えられないですね。この北花内で新築したとしても、とても80万円なんてしませんね。しかも、この建物は平成21年に改築しているわけであります。当然、減価もあるわけですね。新築と比較してこれほど高い補償費を払っていると。大体、これはなかなか答弁してくれと言っても答弁できないかもわかりませんが、私が予算の段階あるいは一般質問でお伺いした坪80万円を超える予想をしているわけですが、もう既に取引、契約が終わっているわけで、そのぐらいはお答えいただけるんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

前後して申しわけありません。環境衛生費の再生資源集団回収助成事業並びに家庭用生ごみ処理機購入助成事業についてお伺いいたします。これらの事業については、葛城市のごみの減量化やリサイクルにとって一定の役割を果たしてきました。しかしこの間、平成25年度は、再生資源の集団回収については54団体から1団体ふえて55団体となっていますけれども、助成対象量が大きく減ってきています。また、家庭用生ごみ処理機購入助成事業、これはおひさま堆肥との関係もあるんでしょうけれども、平成24年の11件からしたら大きく減って4件、こういう状況であります。これはそれぞれ市民の皆さんのご判断によるものであるというふうに思うわけでありますけれども、今、葛城市は新クリーンセンターの建設事業に全力を注いでいるというふうな状況の中で、おひさま堆肥は別にして、全体として葛城市のごみの減量化や分別、再生等々の取り組みが弱まっていると、そのように言わざるを得ません。その結果として、これも決算の成果表に出ていますけれども、新庄クリーンセンター、當麻クリーンセンターの直営収集、あるいは許可業者の搬入、焼却量、事務所の持ち込み需要については若干は減っていますが、直営収集についてはごみはふえています。許可業者の搬入も非常に大幅にふえています。3,291トンですから、平成24年度が2,678トンでしたから、600トンふえているわけですね。全体としてごみがふえる傾向になっているわけであります。この点、私は、新クリーンセンターの建設事業は、これはこれとして大事な事業であるけれども、この間言われてきたことは、新しい焼却炉で操業を開始していく、そういう時期には更にごみを減らして、この施設に負担をかけない、そういうことで取り組んでいくということが新クリーンセンター建設特別委員会の議論であり、また、当時の民生水道常任委員会なりの議論であったというふうに思うわけでありますが、結果としてそういう議論とは真逆の方向へ行っているわけですが、これについてはどのようにご認識されているか、どのようにこの間取り組まれてきたかについてお伺いしておきたい、このように思います。

**西井委員長** 暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時36分

再 開 午後2時51分

**西井委員長** 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

まず白石委員への答弁、よろしく申し上げます。

西川課長。

**西川環境課長** 環境課の西川でございます。

先ほどの白石委員のご意見、ご質問でございますが、集団回収におきましても古紙類などは毎年減少ぎみになっております。私なりに思いますのに、最近のネット社会、ペーパーレス社会におきまして、雑誌、本類がネット上で見られるという点もございます。また、新聞も昔は各戸ももっととっていたと思いますが、最近はとらないという家庭もふえている点もあって減っているかと思っております。5月に開催しました環境委員会の際にも、集団回収や生ごみ処理機、また今年から始めました太陽パネルやコージェネレーションの助成金もやっていますので、大いに利用してください、活用してくださいという広報をしております。

以上でございます。

**西井委員長** 増井所長。

**増井新庄クリーンセンター所長兼當麻クリーンセンター所長** クリーンセンターの増井でございます。

ただいま白石委員のごみの減量化というところで、今の環境課長の回答と若干重なるわけでございますが、集団回収におきましても減っているという回答でありました。直営で収集しております古紙、雑誌、段ボール類の紙類につきましても、やはり排出量が若干減っているような状況でもございます。また、家庭のごみにつきましては、若干先ほど直営収集分でふえておるといふご質問でございましたが、これにつきましては、人口の微増もありまして、人口1人当たりのごみの排出量というものは、1人当たり平成24年度が191キロ、平成25年度が194キロということで、1人当たりの排出量が若干ふえておりますので、直営収集分もふえておるといふのが現状でございます。ごみの質につきましても、最近では生ごみが減少ぎみでございまして、プラスチック系統、ビニール系統のごみがふえておるといふのが現状でございます。これらにつきましては今後、新炉におきましてどのようなごみの減量化を進めていくかということについてただいま検討を行っておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思っております。

**西井委員長** 芳野部長。

**芳野市民生活部長** ただいま環境課長とクリーンセンター所長が申しましたように、ごみの減量化、それから白石委員がご心配の生ごみの機械の方も、年々利活用が減少してきております。そのあたりで、ある程度の市民に対しての周知というんですか、もう10年にもなりますのでその辺が慢性化しているのかなというところもあるんですけども、今後新炉に当たりまして、ごみの減量化につきましては常任委員会の方でまた検討もしていただきたいと思いますと思っております。特に容器包装リサイクルプラスチックの方の減量化を新炉では取り組みたいと思っておりますので、またその辺の協議もしていただきたいと思いますと思っております。



次に、公有財産の購入と補償補てん及び賠償金の関係でございます。内容につきましては、先ほど異所長が申しました土地の物件、それから構造物の物件は説明のとおりでございます。収用物件は建築基準法の法的根拠とは関係なく、その物件に対して補償するものでございます。また、補償の内容でございますけれども、ただ単に新築するわけではございませんので、建物移転補償金、それから建物以外の工作物の移転補償金、それから動産の移転料、移転雑費等がございますので、その辺の諸費用を加えて、鑑定そのものの金額でございます。それから、土地の公表につきましては、理事者と協議いたしまして、全ての土地の収用が済み次第、公表させていただきたいと思っております。なお、補償費につきましては、市の文書開示の取り決めのとおり、補償補てん費は開示しないということになっております。

以上でございます。

西井委員長 白石委員。

白石委員 それぞれ課長、部長からご答弁いただきました。ごみがふえているという点でありますけれども、一方で再生資源の回収助成金事業、あるいは家庭用生ごみ処理機購入事業が減っているということと、やはりつながっているのではないかというふうに思います。ペーパーレス社会というか、そういうふうな中で集団回収については減っているのではないかという課長の個人的な見解をお聞かせいただきましたけれども、あるいは家庭用生ごみの処理機、事業を始めて10年で、そろそろ倦怠期に入っているのと違うかと、これもまたそれぞれの課長なり部長の見解であるというふうに思います。なぜかと言うと、やはり市は新クリーンセンターの建設事業とあわせて、クリーンセンターができたときにはちゃんとした分別収集、あるいは先ほど答弁されたように、廃プラ等の収集を燃やさないでリサイクルしていく、こういうことを言われましたけども、ごみを減らしていくことを全市の問題として市民や事業者、収集業者等が協働して取り組んでいこうという目標というか、それをしなければならぬということやってきたんですね。ですから、ちゃんとした大目標を具体化していくための施策をきちっと考えていってもらわないと、外部的な要因を言っていたのではとてもごみは減らないし、新しい炉ができて、25トン炉2つやと、どんどん行けど、何ぼでも燃やしたら一番簡単や、安くつく、こういうことになってしまうんですね。だから、この間そういう議論をやってきたわけじゃないですか。これは課長や部長が単なる数字を見て感じていることを答弁されても私は非常に戸惑うわけで、これからどういうふうに取り組みます、芳野部長は若干相談したいというような話がありましたけど、そういうことで議論していかないと話にならないんですね。もう、それこそ焼却炉も発注もし、変更契約もしたんですよ。もうそんな時間ありません。それこそ収集体制とか、そういうことも含めてたくさん仕事をしないかんじゃないですか。今のような答弁では非常に心もとないと言わざるを得ません。予算額として大きな事業ではありません。しかし、それぞれ先人がごみを減らすために、リサイクルするためにと言うて提案され、それが実現してきているものです。ここをもうそろそろというか、考えでは困ります。市民の皆さんの協力を得てごみを減らすということに取り組んでいただきたい。

これは質問の中にはなかったんですけど、簡易ごみの処理事業の中で、許可業者の搬入の

ごみが一番ふえているんですね。ここは先ほど市長とも若干話題になりましたけれども、手数料を上げんかったからこないだったんやと、そんな話にしかならない。そんなことをしないと減らないというのは情けない話じゃないですか。これまで先輩たちがいろいろ言ってきたアドバイス、提案を取り入れて、許可業者の搬入についても、ただ単に受け入れていくというだけではやっぱりふえていくばかりになるというふうに思いますので、この決算を契機に、新年度はもちろんのことですけれども、新クリーンセンターの竣工に向けて全力で取り組んでいただきたい。

それから最後、新クリーンセンターの進入路の建物補償に係る問題で、事業が、収用が済み次第、土地については開示はするけれども、補償費等は開示しない、こういう答弁でありました。これはどのような申し合わせというか、ことになっているのか理解できませんけれども、この予算に基づいて、既に原課は補償費を払って収用を終わっているわけでありまして。そして決算額も出ているわけです。我々は、決算をするに当たって大体この程度やろということ予想して、そしたらまあこれはオーケーですというふうなことは、私たちの役割を本当に果たしているのかというふうに言わざるを得ない。これはどうしてそうなっているのかというのは、今後また突き詰めていきたいというふうに思います。

部長が答弁されたように、建築確認や保存登記そのものもされていない物件について答えました。私はそのことについては否定なんて一度もしたことありません。やはり収用する場合には、法やいろんな規定に基づいて、収用されるべきものは収用すべきだというふうには思います。しかし、私がなぜ問題にしているかと言うと、建築確認のない建物は解体しかないんだと言って、通称城、寺口の城を解体し、学校給食センターの用地にしたんですね。ところが建築確認済書が出てきたんです。あったんです。検査済やんかそら、確認済や。だから出てきたんです。当然じゃないですか。当然お城を買うときには、あなたたちが言う鑑定を入れて、土地の価格や建物の価格等々を評価するわけです。そんな中で、建築確認や保存登記はイロハのイとしてやられているべきことであります。だから、この物件についても当然鑑定を入れているわけでしょう。そしたら建築確認があるかないかとわかるわけです。保存登記されているかどうかとわかるわけです。私はそういう立場そのものがおかしいというふうに言っているわけです。そこをきちっとしていただくと、長として二重基準であってはならない、このように思うからこそ首長としての姿勢を厳しく問うているわけでありまして、行政としての責任を問うているわけでありまして。この点は引き続いてどなたか更に質疑をしていただければいいというふうに思います。

以上です。

**西井委員長** ほかに質問はございませんか。

岡本委員。

**岡本委員** 81ページ、地域循環型のところでいろいろ質問等があったと思うんですけども、まず今、議会だよりNo.14が10月に発行される、この中の項目、農小屋、特定の人を指しているとかいう話があって、今現在とまっている。ところが、今問題になっているのは進入路にある建物、これ、どう考えたとしても1件の家しかない。名前は伏せた、別にしたって、せやからこれ

はわかっとなるわけやし、この建物の経緯というのか、私は一番最初この建物を見たときに、平成21年に選挙に出させていただいて、たまたま選挙カーで通ったときに、あれ、建物が新しく建っているというふうに感じました。その後、改築とかいろんな話が出てきているわけやけども、私は、個人的な見解かわかりませんが、どう見てもこの建物、新しく建替わってるとしか思われへん。ということは、軒高も違う、大きさも違う、私はそういうふうに感じています。今、芳野部長の答弁があったように、補償、極端に言うたら建築確認が何もなかったとしても補償はできますと答弁があったように私は今聞きました。しかし、この中に用地交渉の経験がある方があるのかないのか知らないが、基本的には建築確認があつて、そのために対して補償する、これが基本ですよ。しかし、事業の中身によって、どうしても移転してもらわないとその事業が進まないということの中で補償というものが出てくる、これが建物補償の基本と違うんかなと、私はそういうふうに思っています。

それと、今公表できるとかできないとかいう話もあるわけやけども、ここに3件補償を出していますというふうになっているわけやけど、あと2件、どんな補償かどうか知りません。しかし、公表されていなかったら、例えばこの建物補償、今、執行金額2,129万3,000円。今、白石委員が言われた、75.19平方メートルで22坪ほどになるわけやけど、逆算していったら93万5,000円の坪単価になってくる。これだけの建物ですよ。改築や、私は新築やと思ってるわけやけど、それでこんな単価がほんとに出るのかどうかということは私は疑問にも思っています。もちろん鑑定が出ていなければ、支出ができないし、副市長はこの建物について、もともと横に道路がなかったという発言をされたことも覚えておられると思います。もともと収用で、あの土地を渡した。それがたまたま道がついたから分断されて、1つの敷地から分断されたという話も私も聞きました。しかし、誰とは言いませんけども、大字當麻の人に聞いたら、竹内峠を越えて当麻寺へ参るのに、今、副市長が言うたこの道路を通って南側から本来は入っていったんやということも聞いています。ということは、もともと道があったということです。だから分断されていない。そこから圃場整備というのか、それもされている、そういう経緯があるわけやんな。すんなりその建物が必要であれば、何も私はそんな余計な説明をしなくて、こうですよという形で行かれたら、別にこんな問題、私は言う必要も何もなかったというふうに私は思っています。せやけども、やっぱり市長もおっしゃるように、建物だけを買うのなら建築確認は要りますよ。取壊しは建築確認がなかったとしても補償対象になると堂々と言われてきたな。それが現実にこの建物、建築確認があるのかないのか今聞いていたら、ないということみたいです。それをあたりまえのように、確認があろうがなかろうが補償対象になりますと言われたときに、今どなたが住んでいるのか知らんけども、どのようにして家を建てられたのか知らんけども、例えばここに住んでおられて、調整区域で建築確認がなくて、補償費を払って、例えばほかへ移転してください、調整区域は移転できない、開発できるのか、建築確認がおりののか、そういうこともきちっと把握してもらわんと、補償だけ協力して家は自分で建てますというのは、これは別でっせ。せやけど普通、住んでいる家をお願いしに行ったら、必ずと言うていいほどどこかに建てないと住むところがないわけやからな。そのときに建築確認がきちっとある分については、これはいけ

まっしゃろ。せやけど、建築確認のないものについてはいけない。現実にこれだけやなしに、ほかの事業でも行き詰まっている、そういうことで行き詰まっている事業もあるわけです。せやから、余りあたりまえのように建築確認がなかっても補償できますと言われてたら、やっぱり市民に誤解を招くということにつながっていくし、これが公表できへんとなったら、この金額が丸々正しいというので執行してある金額やから、それに面積を掛けていったら坪93万5,000円になってくるわけや。そしたら私は、それで93万5,000円で補償費を払っていることになってしまうわけやから、やっぱり、ある程度個人情報保護があるとしても何や、それは別としても、ある程度この物件、この物件でこうですぐらい言うてもらわんと、決算で使ってしまったらあとのことは言えませんで言われたら、余計疑いの目で見るというのか、おかしなってくると思います。土地1つにしたって、今聞いたら64.62平方メートル土地を買収している。白石委員の一般質問なり当初予算を聞いていたら、114平方メートルの土地があるというふうに聞いているわけやけど、これはそしたら、もともと建物が建つとった土地の約半分しか道路用地になっていない、あと半分は個人の名義が残っている、こういう解釈になってくると思うんやけども、それから見てこれも面積がようわからんとなってきたら、単純に執行してある168万3,000円ですか、単純にこれを64平方メートルで割ったらええの。8万円超えるわけや、坪単価にしたらな。これも果たして、疑ったらいけないけども、ほんとにあの場所で宅地で8万何ぼが出るのかなというふうには私は、こんなことを言うたらあかんけど疑問を持っている。例えば今言うてる竹内166からですか、農地を購入された。何ぼで購入されたか、私忘れたけどもね、そこらのバランスとかいろいろあるし、例えばこの中で用地500万円、繰越ししてあるわけやんな。どなたの土地かは知らんけども、本当に500万円繰越しして、本当に500万円執行できるのか。例えば500万円繰越しして、200万円だけ執行しました。300万円余りますというふうになるのか。私は今年の決算を見て、本当に繰越しが頭に染みてきました。後で農林、土木に入っていくわけやけども、余りにも繰越しした金額に対しての執行率が悪い。今ここでも継続費を組んであるというものの、委託料で1,152万円を執行してあるわけやんな。繰越した金、何ぼやねん。3,000万円繰越ししてある。継続費を組んであるから、逡次繰越やから、その金はそっちに回しますねん、そらそうかもわからんけども、これだけの金額を繰越ししておきながら未執行となってきたらやっぱり具合悪いということも含めて、一遍回答してもらいたいと思います。

**西井委員長** 暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時19分

再 開 午後3時40分

**西井委員長** 休憩前に引き続きまして会議を行います。

市長。

**山下市長** 当該の建物に関しましては建築確認がとれていないということでございますけれども、通常、建築確認をとっている建物に対して補償させていただくというような形でさせていただいておりますけれども、さまざまな事業を遂行する中でいろんなご協力をいただくために、かような形で補償させていただくということもあり得るわけでございます。基本的な形は当

然あるわけでございますけれども、さまざまな形でご協力をいただいておりますということでございます。

土地の公表、それと補償の公表につきましては、土地に関しましては、補償も全事業が終了するまで公表しないということを内部で決めております。それと、補償に関しましては同様にございますけれども、今回そのことにつきましても全事業が終了してからということでございます。ただ、この補償等に関しましては、個人の情報の開示というところに関して若干のいろいろと個人情報保護等の問題があるようでございます。そのあたりは今後検討して、しかるべきときが来たら、公表するか否かについてまた検討させていただくと思っております。

**西井委員長** 皆さん方をお願いしたいと思いますが、質問内容がもうちょっとわかりやすいように質問をお願いします。また同じことを言いますが、できるだけ簡潔をお願いしたいと思います。よろしく協力のほどお願いします。質問の方がちょっと多岐にわたる。前段が長いだけじゃなく多岐にわたった感じで、質問の争点がわかりにくいようなぼやけたところがありましたので、その辺ははっきりとわかるような形をお願いしたいと思います。

岡本委員。

**岡本委員** 市長から簡単に答弁をいただきました。今、市長が改めて建築確認がある、これが基本やということを初めておっしゃった。そういうことや私も思っております。ですけどね、今この建物の中で、公表できへんということはわかるけど、我々、これを審議させてもらう中で、その中身がわからなかったら、例えばここに用地2件ですよ、補償3件ですよ、こう書いてくれてあるわけや。ところが、その内訳がわからんとなってきたら、当初予算から見ていったら、もう1件の土地というのはそんな大きな土地でないように当初予算では聞いていた。予算どおりに面積が来てあるとして、今、白石委員がもう一遍聞いてくれと言われたけど、114平方メートルの土地が今64.62平方メートルということで明確に答弁していただきました。ということは、当初聞いていた面積の半分しか買ってない。どういう理由で半分になったのか、それは僕もわかりません。ですけども、登記簿謄本に載ってある面積には114平方メートルやと私はそういう解釈をしています。しかし、実際に買ったのが64.62平方メートル、約半分強。なぜ半分残ったのか。そら個人との交渉の中でということで、それを突っ込んでおかしいやないかと言う権限は私は何もない。けれども、今言うているように半分。そしたら、予算執行が162万何ぼか、これで行ったら、今言うてるように逆算して坪8万円ぐらいになってくると。これ、私の勝手な話か知らんで、なってくる。あるいは建物補償、75平方メートルですか、約22坪、逆算していったら93万5,000円。立派な値段やなというふうにしか思えないから言うてるわけやね。そら、理事者側のこともわからないことはない。私の言いたいのは、仮にこの土地あるいは建物補償が的確であったって、この建物、例えば行政に関係する人が住んでおられたとしたら、やはりその辺をきちっとわきまえてやっけないと、これから用地買収は難しい。私も仕事の中で身内の補償もしました。たくさん書かれました。人より安く買って、身内に甘いことをしている、これは世間の通常の話ですわ。そういうことをやりながらやってきて、今ここでこれだけの単価を、本当にほかの事業

の用地買収がすんなりやっっていけるのか。あの建物でやったらこれだけの金額が出てある。もしもその様な話が出ていったとしたときに、私やったらよう協力しませんわという話になるから我々は言うてるものであってね、何も市長が建築確認があるから、あるいはないからということで食ってかかっているわけでも何でもない。けれども、きちっとした法に基づいた仕事をするのであればね、お前のときどうやったんか、と今市長が私に言うたけれど、それはそのときそのときできちっとやっているつもりや。いかにもお前はというような話をお互いにせず、謙虚に受けとめていかないと、これがひとり歩きになってきたらなかなか事業が進まないと思う。だから、私がこう言うたって2回目、もう答弁する気ないやろと思うからこれで置いておくけど、今後やっぱり事業をやっていく中ではきちっとこういうことをやってもらいたいというふうにはお願いしときます。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

増田委員。

**増田委員** それでは、私の方も地域循環型社会形成推進事業の81ページ、13節委託料、生活環境影響調査業務委託72万5,550円、ダイオキシン類検査業務委託料、この調査の内容についてお聞かせください。

もう一つは、クリーンセンターの建設に伴いまして、新庄の施設を多目的に利用すると。これは地元の笛堂地区にもお話をさせていただいているということでございます。前回の委員会のところでも、芳野部長の方から併行して行うというふうにご説明がございました。その後の進捗についてお聞かせ願いたい。

3点目でございます。福祉推進費、62ページでございます。14節の使用料及び賃借料。先ほどから土地の買収、大変議論が出ております。私も以前の仕事の中で、買収もさることながら、土地を借りる、そのときのいろんな条件によって、長い契約ですと25年、30年といった契約になりますと、買うときはそのときだけですけれども、借り上げとなりますと継続的に費用が発生いたします。その辺のところを若干お聞かせ願いたいんですけれども、ここで土地の借上料180万円と出てございます。この内容についてお聞かせ願いたい。

それからもう一つ、75ページ、保健施設費の中のこれも14節使用料及び賃借料。土地借上料509万7,720円、これも同じように土地を借り上げられております。その契約の内容、単価等についてお聞きさせていただきたいと思います。

以上です。

**西井委員長** 異室長。

**異 新炉建設準備室長** 新炉建設の異です。ただいまの増田委員からのご質問の1点目、2点目についてお答えさせていただきたいと思います。

まず1点目でございますが、文化財の調査、生活環境影響調査でございますが、実際には大気汚染による文化財の影響調査ということでさせていただいております。これにつきましては、奈良大学の方の文学部文化財保存科学研究室の方に委託しておりまして、当麻寺内の西塔、竹之坊、當麻クリーンセンター内、そして當麻庁舎、それから博西神社、この5カ所におきまして、二酸化硫黄と二酸化窒素塩化物硫黄について年間を通じて調査させていただ

いておるような状況でございます。今現在、當麻クリーンセンターは稼動していないんですが、稼動していない状況でどういようなものであるかというのを毎年調査させていただいております。それともう一つ、ダイオキシン類の調査でございますが、これにつきましては、毎年は土壌調査だけでしたが、平成25年度におきましては、地元からの要望もございまして、大気質の調査もさせていただきました。土壌調査につきましては毎年行っておるんですが、當麻クリーンセンター内瓦堂池、そして笛堂大字なんですけれども、新庄クリーンセンターの西側と北側、この4カ所、それから池ですが、瓦堂池と竹内の上池、この池の底の泥を調査していると。それと、平成25年度だけですが、とりあえず大気質調査ということで、當麻クリーンセンター、それから瓦堂池、それから竹内集落センター、それから地区公民館の中ですけども當麻寺内、それから観光駐車場、保健センター、この6カ所で11月と3月、1週間ずつ調査させていただいております。これについても、環境的に、数値的には問題ないという形になっております。現在、當麻クリーンセンターは稼動しておりませんが、この調査も稼動後もまた続けてまいりたいというふうに考えております。

それと、2点目でございますが、新庄クリーンセンターの跡地利用をどうするんやというお話なんですけど、前の委員会で芳野部長の方から報告させてもらってから、その後、残念ながら大きな進展はございませんが、今後、もちろんこの新クリーンセンターの建設と併行して、また協議を進めてまいりたいと思います。

**西井委員長** 西川課長。

**西川社会福祉課長** 社会福祉課の西川でございます。よろしくお願いたします。

先ほど増田委員の方からご質問がありました土地の借上料でございますけれども、これにつきましては、ゆうあいステーションの玉ヶ池の借上料でございます。面積は1万3,297平方メートルをお借りしているところでございます。

以上でございます。

**西井委員長** 水原課長。

**水原健康増進課長** 健康増進課の水原です。

先ほど増田委員からご質問のありました75ページの土地の借上料509万7,720円でございます。内容につきましては、新庄健康福祉センター北側にあります更地になっております土地でございます。駐車スペースは約60台ございます。面積は1,404平方メートルで、主に使っておるのは乳幼児健診、また集団検診、子育て支援センターも入っております。今ほとんど自転車よりも車の方が多いということで、スペース的に、まだ足りないときもあるんですけども、それで利用させていただいております。

以上でございます。

**西井委員長** 増田委員。

**増田委員** ありがとうございます。ダイオキシン、それから大気汚染については、特に周辺の住民の方、反対されている方以外に、大気汚染については非常に関心のあるところ、心配されているところかと思っております。先ほどご説明ございましたように、稼動後も継続して、安全性の証明という形で調査の方を継続していただきたいというふうにお願したいと思っております。

それから、新庄炉の跡地利用につきましては現在進んでおらないということでございますけれども、地元の方のその施設に対する期待も非常に大きいというふうに伺っております。いろんなご意見を調整していただいて、前向きに進めていただきたいというふうにお願ひしておきます。

それから、土地の借り上げでございます。ゆうあいにつきましては1万3,297平方メートル、180万円、それから、福祉センターが1,400平方メートルで500万円。単価的に基準とか何かあるんですかね。こういう交渉をされる場合の何か一定の、先ほどもいろいろ議論が出ておりますけれども、契約する場合、何かの基準をもとに算出するとか基礎的な数字がないと、個人同士の交渉になりますと要望と結果がなかなか伴わないといったようなことも想定できるかと思っておりますけれども、その辺の交渉に当たっての物差しのなものがあれば教えていただきたいと思っております。

**西井委員長** 副市長。

**杉岡副市長** 補償につきましては、その固定資産評価の6%ぐらいを1つの目安として交渉させていただいているというのが現状でございます。

**西井委員長** 市長。

**山下市長** 基本的にはそうなんですけども、どうしても隣接で駐車場なり空き地なりを借りてきたいとなった場合はその限りではなく、やはりその地権者とのいろんな交渉の過程で金額が決まってくるといようなこともあるわけです。向こうが、うち使っていないから使ってくれという形であれば交渉が割と楽なんでございますけれども、こちらがどうしても市民のためにこの部分の土地を貸していただきたいとお願ひする立場でございますので、なかなか思うようにいかない土地もあるわけです。今契約させていただいているほとんどが、ずっと何年も、10年も20年も契約させていただいているところもあるわけでございます。そこを踏襲させていただいているところもございます。なかなか現在の地価に、また固定資産の評価に変えてというところで交渉しようとしても難しいところもございます。今後できる限り、必ずとは言えませんが、できる限り土地等、借り上げの交渉に当たっては、時勢と現在の価格等に鑑みて交渉を試みて努力してまいりたい、このような答弁しかできないのは申しわけございませんけれども、ご理解いただきたいと思っております。

**西井委員長** 増田委員。

**増田委員** ご答弁ありがとうございます。この業務につきましては、先ほどの買収もあわせて、非常に職員の方にご苦労いただいている業務かというふうに、いろんな総力を挙げてこういう交渉には当たっていただいて、適正価格で交渉いただくように、継続的に発生する費用でもございますので、適正価格でよろしくお願ひ申し上げておきます。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

吉村委員。

**吉村委員** 先ほどの議論に戻りますけども、先ほど明細を出してくださいと、言えないという話でした。決算特別委員会、予算特別委員会もそうですけれども、審議するに当たって、税金が正しく使われているかどうか、私たちはそのための委員会だと思うんですけど、材料を与えら



れなかったら審議のしようがないということを申し述べておきたいなというふうに思います。平成24年度の予算のときも、進入路の用地買収は終わったんですかと言うたら、1件だから当初予算には載せられないという話もありました。それもやはりおかしい話で、これからちょっと考えていただきたいなというふうに思います。

それと、市長に改めてお伺いします。そもそも論になるんですけれども、6月議会で、これが1.0倍でないと許可がおりないということで地下構造になる、それで総事業費が10億円ふえるということになりました。私は一般質問で、10億円もふえて、今までに例のないもので安全面も確保できない中でこのまま進めるんですか、広域にするのにほかに考えることはできないんですかという質問をさせていただいたときに、市長は、いや、このまま進めるんですという答弁をなさるのかなと思ったら、いいとこがあれば言うてくださいというふうにおっしゃっていました。ということは、ほかにいいとこがあればかわる予定があるんですか。それだけもう一度聞いておきたいと思います。

**西井委員長** 市長。

**山下市長** 委員にお答えさせていただきます。そのときも、私はここが一番いいし、ここしかないと思っておりますけれどもという前置きをさせていただいたと思っております。ここで事業を遂行させていただきます。

**西井委員長** ほかに質問は。

岡本委員。

**岡本委員** それでは76ページ、火葬場費の中で、火葬費の入681万5,000円と数字が出るとるわけやけども、説明の中で351体火葬したようになっているわけやけど、この金額と、2万円で割って行って私の数と合わへんで、内容を教えていただきたい。

それから次に、80ページ、し尿処理費の工事請負費9,300万円繰越しをして、実際の執行が4,179万円、不用額が5,100万でなっておる。先ほども言うたように、次年度に繰越しという考え方、どういう事情があったんか知らん、9,300万円必要ですと言って繰越しをして、半分も執行できない。どういう理由があったのかという説明をお願いしたいのと、それから、ここに浄化槽の清掃手数料助成費187万5,000円とあるわけやけども、合併当時、し尿のくみ取りの単価が違うということで、サービスは高く、負担は低くということで安い方に合わせて、當麻地区は業者委託、その金額に差が出るということで補てんしてきた。いつも言っているわけやけども、やっぱりできるだけ下水につないでほしいという努力をしてもらいたいと毎年お願いしているが、この実績表を見ていたら、まだ184件残っている。平成23年、平成24年から見ると、件数はわずかですけれども10件ほどふえている。このふえる理由。下水の整備率が95%もあるのに、なぜ浄化槽がふえていくのかな。今、浄化槽しか利用できない地域というのはほとんどもうないというふうに私は思っるとるわけですけれども、一番おくれたのが東室やったと思うけども、もうそれも接続されとる。その中で、なぜ件数がふえていくんかな。それと処理費ですね。これから見ていたら、去年と今年の全体の336キロほど既に減っているということになってきたら、人口はふえていっている、所帯もふえていっている、しかし下水に接続してもらっておるからそんだけ減っるとるんかなというふうに私も考え

とるんやけど、その辺を教えていただきたいと思います。

**西井委員長** 西川課長。

**西川環境課長** 環境課の西川です。

まず初めに、火葬費についてですが、350件のうちの338件が一般の大人の方2万円掛ける338円、そして流産が9件、そして人体の一部2件ということで、流産と人体の一部というのが1体5,000円となりますので、そういう計算になります。

そして、し尿中継基地の工事の分ですが、前任者に聞きますところ、設計の段階で長引き繰越となった。

**西井委員長** 増井所長。

**増井新庄クリーンセンター所長兼當麻クリーンセンター所長** クリーンセンターの増井ですが、たゞいまの浄化槽の清掃手数料の助成金に関するご質問にお答えさせていただきます。

昨年度は192件でした。平成25年度、補てんの決算では184件ということで、実際には件数は減っておるところでございます。浄化槽の清掃とし尿のくみ取りにつきましては、量的には昨年よりかは今年、数量的にはアクアセンターへの搬入量は減っております。これは、くみ取りも浄化槽も、若干ではございますが下水道に接続された部分があるということでございます。ただ、浄化槽の清掃につきましては、本来基本的には1年に1回の清掃をしなければならないという義務づけはされておりますが、家庭によって申し込み等がされないということで、2年に1回、3年に1回しかされない浄化槽がございます。現在、市内にどれだけの浄化槽が埋設されておるのかという数についてはなかなか不明な部分もございますが、現状といたしまして、先ほども委員からもご質問がありましたように、下水道の普及率は高くなってはおりますが、各家庭のご事情もありまして下水道への切りかえがなかなか進まないというのが現状でございますので、くみ取りの件数、またくみ取るし尿の量についても微減という程度にとどまっておるところでございます。

**西井委員長** 副市長。

**杉岡副市長** し尿処理の工事費の減額のことでございます。当初計画いたしましたときにつきましては、し尿中継地というのは非常にやっぱり忌み的な部分で、当初、中継基地の上にも公園整備をして車の出入りもわからないような状況の中での要望がございまして、本来ならばし尿中継基地の上を公園に含めて整備するという計画でございましたんですけども、実際施工するに当たって打ち合わせいたしますと、今現在のように、それぞれし尿の中継基地のタンクの中にも地下に埋設しておりますので、その部分につきましてはの公園にして、目隠しはしなくてもいいというふうな理解を得られましたので、工事の内容を変更したためにその部分が減額になったわけでございます。

**西井委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 火葬料の件につきましては、いわゆる肢体ということやな、5,000円というのはな。その内訳はわかりました。火葬料で、この間から何回も行ってますと言うたら葬式が多いわけですが、今現場の方でどういう意見が出ているかと言うたら、1号、2号は普通炉で、3号炉が大型になってるけれど、市長のような体格のいい人がこのごろふえてきて、3号がフル回

転になっているらしい。1号、2号が年配の人で、今、寝棺が大きくなっている。どうしても3号に集中するので傷みが早い。岡本さん、何とか市長にお願いして、1号、2号を改修してもらうような方法をできへんかなという希望があるけれども、私は人間貧乏やから、金がかかることを言うなと現場で言うていたわけやけれど、いろいろ聞いていたら、全体的に体格がいい人がふえてきたということで、市長、一遍に2基を変えよと言うたら何千万円とかかるから、一遍現場の声も聞いてもらって、すぐできないと思うけれども、改装しようと思ったら全部ばあにしておかないとできないから、1千万円やそこらではとても無理やと思いますわ。だから、できたら今、来年からすぐしたってと言いたいけれども、そんなうまくいかないから、そういう話もあるということを担当の方も頭に入れておいてほしい。まあそのぐらいにしときます。余りきつく言うても仕方ない話やよってね。

それと今、副市長の方から、工事の関係で、当初タンクを地下に入れて上を公園にする、私もそういうふう聞いていました。なぜあそこへ公園を持っていったのか。イトピアと言われる、集落排水の建物の取壊費用が出ないということで、公園事業で行ったら建物の解体費用も出ると、これがスタートやったと思います。だから、そういうことで行くから地下にして、上へ公園で植栽するというふうにしてスタートしたと私も聞いているわけやけれど、今、副市長の話であつたら、公園事業で取壊して、結局地下は単独で行って、上はやめましたと、簡単に言うたらこういうこと。それと、金額的に、今、設計で変わりましたと言うけども、今年になって、平成25年になって変わったものが、繰越する段階で設計料が入っているわけやから、やっぱりきちっと、私は何遍も繰越しと言っているわけやけど、簡単に、9,300万円か、要りますねん、繰越しますねんと繰越して、ふたをあけて結果を見たら半分使ってませんねん、こんなことをたくさんされたら、これ補助金も何もないわけや。ここで不用額が5,100万円出てるわけや。不用額が出るということは、積立金に回るのかどこへ回るのか知らんけれども、金が余ってくるわけや。こんな使い方を繰越しでどんどんどんどんされたら、やっぱり財政を預かる担当として把握できないと思うのと、職員の考え方が、要るものは仕方ない、繰越したらいい、使う分だけ使って残ったら返したらいい、こんな考え方では若い職員が育っていかへん。これが当たり前と思われたら、とてもやないけど今財政が豊かで、よその市町村から比べたら全然比べものにならない。いつまでもこんな時代が来るわけと違う。だから、私は繰越しをやかましくずっと言うてきているわけや。それと、公園事業でそうしてやっついて、それで今度タンクつくるときは、例えば公園事業を離れるかわからへんけれども単独でやりました。そしたら、兵家の人に言うたら怒られるかわからへんけれど、何のためにあそこへ公園を持っていったんや。そういう事業をするがためにあそこへ公園を持っていった。迷惑をかけるからあそこへ持っていったわけやろ。それはやっぱり100%かなえるようにしないと、初めだけはこういうことでやりますと言うて、それで結果的に公園はこっちでつくって、あとは地下タンクは別個ですと言われたらな、一番当初我々が聞いている話と結果論と変わってきている。いつも言う、平気で、いやいや、そう思っていましたけど今変わりましたん、こんなばっかり言われたら予算審議できない。そこら辺をやっぱりきちっと、ほかの議員は皆えらい人やけど、私はあほやからわからんけれども、あ

ほな議員にわかるようにやってもらわんと、こんなことされたら、副市長や市長から見たらわずか5,000万円かいと言うかしらんけど、5,000万円というのは見たことがない金や。それをいとも簡単にぽんとされたのでは、とてもやないけど理解に苦しむということと、それからもう一つ、増井所長から話があったんやけど、今、私、平成23年と平成22年を見間違がってるかわからんけど、平成23年が163件やったと思うねんな、平成23年の決算ではな。それからふえたり減ったりするのかわからんけど、通常は新しい家を建てたら下水につないでもうたら、本来は減っていかなあかんと思うわけやんな。どうい理由でふえたり、数は保険がついているのか知らんで、数字は別としても何でふえるのかな。その辺の理解が私もようわからんし、それと、市長、市長と言うたら怒られるかも知らへん、今年は合併10年、1つの節目や。だから、こんなことを言うたら怒られるかわからへん、10年の節目やから、なかなか下水につないでもらえへんようになったら、例えばあと5年間でやってくださいよ、例えば5年を過ぎたら悪いけどこれはようしませんよとかね、やっぱりそういう方法をやっていかないと、これを聞いたとったら、中に工場も入ってある、店舗も入ってあるということになってきたら、当初の趣旨は、個人に迷惑をかけたらあかん、店舗や工場はいいと言うのとは違うで。けれど個人に迷惑をかけたらあかんでスタートしたやつが、我々知らなかった、ずっと聞いていいたら、工場も入っていますよ、店舗も入っていますよとなってきたら、利益を生んでいるものまで助成しているというふうになってきたら、やっぱりこの最初の趣旨が変わってくる。そういう意味からして、こんなん市長すぐにやめなはれと言うても、そんなできませんがな。せやから、1つのPRをして管理してください、できないねやったら、それでは5年なら5年で切りますよ、あと6年目あらしまんねけど、元に戻して払ってくださいよというぐらいなことをできへんかなと思います。

**西井委員長** 副市長。

**杉岡副市長** 先ほど申しましたように、当初、これは5年前であったと思います。兵家の方に中継基地を集約させてもらうということに関しまして了解を得るときにつきましては、竹内も含めまして、タンクの上に柱を立ててドーム型にして、その上に土を盛って公園にさせていただきたいというふうな思いがあって、もともと中継、その部分につきましても建屋の中で入れかえをするというふうな条件もついておったというふうなことで、多額な9,000万円の費用もやむなしというふうなことで予算計上させていただいた中で、いよいよ実施に当たりまして、当該大字と交渉させていただきまして、今までの中継基地、十分見ていただきました中で、これやったら今までよりもだいぶ改善できるというふうなこともありまして、付近の人たちの目隠し等もこれでしていただいたらというふうなことで、現実に今現在タンクの上を覆って公園にはしていないというふうな状況でございます。やはり執行に当たっては、経費を削減するがために、特にこの分については補助金の対象ではなく一般の廃棄物対策債の中で計上させていただいていると記憶しておるわけではございますが、支出に当たりましては、今までからできるだけ経費のかからないような形で予算執行に当たってはやっていくというふうなことでございます。この件に関しましては、当該大字のご理解がありました中での今現在の完成をさせていただいて、5,000万円減額させていただいたことにつきましては非常に

大字に対しまして感謝しておるという状況でございます。

以上でございます。

**西井委員長** 市長。

**山下市長** 岡本委員の質問にお答えさせていただきます。

浄化槽、これを減らしていくことについて、岡本委員からのご提案がありました。同じようなことも我々も考えてというか、そうあるべきやろなというふうに思っています。ただ、うちの職員と話をしていたら、じゃあ今までの人らに対して金額で差をつけるとちょっと大変やなというようなことも言われておるんですけども、これは私から、まだ決めたわけではないですけど、例えば接続をしていただくと、今5万円ですね、つけて3年間やったら5万円ということですけども、この3年間を合併10周年の記念という形で、3年間というのをしばらく取っ払って、あと例えば5年間とか2年間とか年限を決めて、接続していただいた場合は、これは完全に例えばでございますけれども、今5万円のところを10万円であるとか、接続に対して補助させていただくとか、そういう形でキャンペーンのようなものできないだろうかというようなことを職員とヒアリングのときに話をしたりしております。おっしゃるように、せっかく下水道をつないで普及率は上がっておるわけですから、水洗化率を早く上げて、この分、新庄、當麻の差をできるだけ早く解消していくように努力していくのが我々の責務だと思っておりますので、今のご意見も参考にさせていただきながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

**西井委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 3回目、言いつ放しみたいにみたいになるわけやけど、今、市長の話で反論するんやないけども、今、浄水費を払っている人に、例えば3年間、下水にすると同じように5万円にしますよというのは私はよいと思いますわ。せやけど、普及させるために例えば合併10周年で10万円、揚げ足をとっているのところがいますよ、10万円しますとか、そういう政策は私はやめた方がよいと思う。というのは、先に5万円でしている人がいる。浄水費を払っている人は、今言われたように、合併で、1つの記念でつないでくださいということやから、特別に3年間の間につないでもらえば助成します、これは私はよいことやと思いますわ。一般の人でも理解してもらえと思う。そういうことやったら大いにやったってほしいというふうには思います。

それと、副市長に聞くのは、確かに経費節減ということになるわけやけど、また突っ込んだと言われるかわからへん、例えばさっき言うたように、集落排水の建物のこぼち費、これは補助事業の対象になるのでしょうか。私はそこを言っているわけですわ。この前から言われて、揚げ足をとるのでないけど、ええとこどりしまんねん、これは事業をやっていく基本が違っていると私は思います。当初からそういう形で補助事業に乗せる、補助事業に乗せようと思ったらどういう使い方をすんねんと言うて1つの知恵を出して、上の方へ公園を持っていきます、下へ潜らせたら公園の補助事業でできますということでスタートしているわけ。それをいかにも節約しましたと説明してもらいたいかわからんけども、そら節約になったんかしらんけども、私は補助事業の趣旨とは変わっている。もし会計検査を受けたとき

にどう弁解するのか。補助事業というのはそんな簡単なものでない。私はいつも言っているわけやけど、升の中にはまるのが補助事業、升からはみ出たら補助事業ではない。やっぱりそれをみんな頭に入れてやっていかんと、今の補助事業、国から金がおとりすぎてきている。ほんとに楽になっている。こんなことでずっと補助事業をやってきていて、もし厳しくなったときに本当に耐えていけるのかということやから、私は嫌われ役を言うとする。せやから、何も副市長を責めてるわけや何でもないわけやけども、当初にこういう計画をしているのなら、やっぱりそうやっていかなあかんし、そういうふうに変更になってんやったら、繰越しをするにしてもきちっとした繰越しをやってもらいたいということで、私は議員にならせていただいてから、何遍も繰越しについて言ってきたわけや。やっぱり繰越しの基本は何やねん。契約繰越が基本やで。未契約繰越は繰越しにならへん。それ以外は自治法に書いてない事業。拡大解釈するのもええけども、余りにも、今見ているだけでもこれだけ繰越しを未執行で送られたのでは、とてもやないけど、ほかの議員は賢いかしらんけど、私みたいにあほな議員やから、こんなことするのか、そうであれば予算審査なんかできない。せやから、本当にそれだけ気をつけてもらいたい。もう答弁をもらえないから言いつ放しやけど、きちっとやっぱり守ってもらわんと、市長、ほんまに来年もこうなるのなら、それこそこんな誰も信用できなくなる。その辺だけひとつ頼みます。

**西井委員長** ほかに質疑はありませんか。

川村委員。

**川村委員** 66ページの4目児童館費、7節の賃金のところなんですけど、臨時雇用賃金、これは補正になっていまして、予算額2,613万5,000円に対して不用額が145万7,216円になっています。このあたりの背景というか、どうしてかということを一つ。

もう1点は、同じ4目児童館費の19節の負担金のところなんです。指導員資質向上事業参加負担金600円、これは予算の方では3万円となっているんですが、非常にまた少なすぎる部分についてのどういった研修をやっていただいているのかということ。

もう1点は、72ページ、4目健康づくり推進事業費、これの健康増進計画推進協議会の委員の報償費が少なくなっていることと、それから講師謝礼、これも43万円という金額についての妥当性というか、これはどういった講師、何回ぐらいのそういった研修とかの講師なのかという内容について聞かせてください。

**西井委員長** 岡課長。

**岡 子育て福祉課長** 子育て福祉課の岡でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの川村委員のご質問にお答えさせていただきます。児童館費につきましても賃金ですが、2,467万7,784円の執行でございますが、これにつきましては、児童館および学童保育所指導員の賃金に対して執行したものでございます。平成25年度に関しましては、磐城児童館、常麻児童館及び学童それぞれで14人と15人の執行をしております。

次に、負担金補助及び交付金の分でございますが、この分につきましては、当初予算のときには全国児童館協議会というのが全国と県とありましたが、平成24年度で県の全国児童館協議会負担金というのがなくなりまして、600円の執行した分に関しましては、指導員の研

修のリハセンの公開講座負担金で300円というのが2人出席しておりますので、その2人分で600円の執行をしております。

以上です。

**西井委員長** 水原課長。

**水原健康増進課長** 健康増進課の水原です。

川村委員のご質問で、報償費でございます。報償費、健康増進計画推進協議会委員報償費でございますが、きりり葛城21、健康増進計画を一昨年度策定させていただきました、その中での協議会を設立しております委員の報償費で、当初は13人の2回分を計上して20万8,000円でしたが、今年度1回開催でしたので、その分執行が少なくなっております。

それと、講師謝礼につきましては、運動指導員、スーパーバイザー専門の講師等を招きまして、健康づくり教室1回、運動個別指導、集団指導が21回、心の健康づくり講座が2回、健康増進計画、スーパーバイザーの助言による講義等が4回でございます。

以上でございます。

**西井委員長** 川村委員。

**川村委員** 学童保育の講師、指導員なんですが、前回もいろんな質問があったと思いますが、やはり資格を持っているという立場での指導員のなり手がなかなかないというような話も出ておりましたが、本当に学童保育に求めるニーズというのはふえてきていますので、ほとんどこの費用については指導員が主たることだと思います。大体2人か3人でという形で指導していただいているかなと、3人ですね。それは今言っている狭い場所での指導、また今言っている外遊びも含めた外の指導というのもこれから考えていっていただかないといけないんですが、やはりこの放課後児童健全育成事業補助金というのも入ってきているという中で、この使い道等も聞かせていただきたいんですが。

**西井委員長** 岡課長。

**岡 子育て福祉課長** ただいまご質問の件でございますが、賃金等で、ただ、学童によって人数によりまして補助金の額も違ってきております。それによって、また学童保育料の分も執行から引いた分に対して補助金が出ておりますので、今後、委員がおっしゃいますように、それに応じまして、これから来年度以降、また教育委員会とも検討しながら事業をやっていかないといけないなと思っております。よろしくをお願いします。

**川村委員** ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

**西井委員長** ほかに質問はございますか。

白石委員。

**白石委員** 時間も押してまいりましたので、若干外れるかもわかりませんが、現在持っている情報なりを開示しながらお伺いしておきたい。

衛生費において、休日診療所負担金あるいは小児深夜診察負担金あるいは産婦人科一時救急負担金、これはいずれも救急、応急診療ですね。産婦人科一時救急負担金については、産婦人科の一時救急診療という形で、市民の夜間や土日、祝日等に救急診療にかかる、そ

う費用を支出しているわけでありまして。これらはこれらとして非常に貴重な事業で、大いに市民の皆さんは助かっているわけでありましてけれども、私は記憶し、ここに資料を持っているわけでありましてけれども、葛城市には総合病院に匹敵するそういう病院がないという中で、これは何年でしたでしょうかね、御所済生会病院が新たに婦人科病棟等を新築、増築するというときに、旧新庄町の方へ、旧忍海村がその地域の町村を含めて医療過疎の地域で本当に困っていた中で、済生会病院がその要望に応じて、近鉄御所駅の西側に小さな診療所を建てて地域の医療を担ってきたという、そういう経過があります。そのときに、旧忍海村、新庄町と合併した忍海村は、やはり土地のあるところは土地、お金のあるところはお金を出して、その診療所の誘致、あるいは運営に協力してきたという、そういうおつき合いの中で、過去のそういういきさつの中で、済生会病院が新たに婦人科等の増築のときに、2,000万円だったというふうに記憶しているんですが、助成した経緯があります。

そのときに御所済生会病院との協定書を交わしています。その協定書はどのように書かれているかといいますと、甲、これは当時の新庄町ですね、乙は済生会病院ですけども、甲は乙の保健、福祉、医療の充実に向けた事業の推進に全面的に協力する、2番目は、乙は甲の住民に対し、緊急に医療措置を必要とする場合において、優先的な受け入れ態勢をとるものとし、また、西葛城消防組合からの、これは今ありませんけれども、救急受け入れについても同様の配慮をするものとする、3番目は、乙は甲の地域の医療機関や福祉施設からの医療の提供に取り組むものとする、そして4番目は、この協定において疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙で協議するものとする、という形でこの協定書を締結し、協定書2通を作成し、押印の上、双方が1通を保管するということになっているわけでありまして。

ほんとに、今は産婦人科といえば高田の市民病院にお世話になっているということもありますし、この救急の医療の状態の中で、また葛城市の医療に対する市民の熱い思いの中で、なかなか医療施設を誘致するというのは困難でありますけれども、近隣の済生会の病院とか、あるいは高田市民病院との協働、連携というのは、やはりこれはもうほんとに必要なことだというふうに思います。そういう視点からきょう、この協定書について、もちろん原課というか担当部署は持っておられるというふうに思いますが、これらについて、このことを市民の皆さんに、市民病院と思って使ってくれみたいな、救急のときに優先してみたいな話になってきたら大混乱を起こしますから、そういう内容の進め方ではなくて、この協定書に基づいた市民への救急の医療のゆるやかな提供とか、そういうものを再構築していく必要があるのではないか、このように思うわけでありまして。この点について、この協定書の存在を、保管されていると思うんですが、原課ではどのようにご認識されているのかお聞かせいただきたい。これは単に済生会だけじゃなくて、市民病院との連携についてもということでありまして。

それから、この間、市長のリーダーシップによって、社会福祉協議会の組織の改革という点で、社会福祉協議会がまさに行政と連携して、行政が行う諸施策が届かない、そういう地域あるいは住民のところへ福祉サービスを提供していくという、こういう役割を果たしてき



ているわけでありませうけれども、この間いつも言っていますけれども、若干の前進はありますが、福祉基金の活用について、私は非常に現状は不十分だというふうに考えています。この福祉基金をほんとに活用し、その事業をもっと積極的に進めていただきたい。でなければ、ほんとに市民の皆さんが社会福祉協議会を信頼し、最近では減っていると思いますけれどもご寄附をいただいて、社会のために役立ててくださいということで預かっている、そういうご寄附を有効に活用するということが大切だと。これは抱えていたって何の、金利だって知れていますから、その果実を運用するなんて、こんなことを考えていたのではとてもこれは生かされないというふうに思います。この点についてはしつこいようですが、何のために社会福祉協議会の、確かに当初は財政基盤の強化という形で、旧町にあった休日基金を社会福祉協議会に移管しました。しかし、それが数億円ということになってくれば、それはやっぱり改善していただかないと、ほんとに市民の皆さんに申しわけない。この点をお伺いしておきたい、このように思います。

そして1点、最後は、先ほどの議論に戻るかも知れませんが、明確にだけ答えていただきたい。新クリーンセンターの土地の面積の問題です。私は予算特別委員会と一般質問で、部長の答弁のとおり114平方メートルという形で聞いていたわけでありませう。岡本委員の質問の中で、それが64.6平方メートルですか、購入面積がそんなことになっているというは全く青天のへきれきでね、これは本当なんですか。それだけ確認しておきたいというふうに思います。

以上です。

**西井委員長** 市長。

**山下市長** 病院に関して、当該の課で答えるに関してはかなり範囲が広い質問でございますので、私の方からご答弁を差し上げたいと思います。

医療の問題につきまして、大字懇談会、タウンミーティング、いろんなところで私にも、葛城市で病院を持ってもらえないだろうかというような質問は、就任して以来、数限りなくご頂戴しておるところでございます。そのときにお答えしているのは、葛城市で市民病院を持つというのは、今の財政状況や今後の推移に鑑みてかなり厳しいというふうにお答えさせていただいております。建てるのは簡単でございますけれども、それを維持管理していく、医者を確保し、高額な人件費を支出し続けるというのはかなり大変だと、近隣では高田もお持ちでございますし、すぐ山を越えて近くの松原市も市民病院は廃院されたというようなことも聞いております。かなり難しいなというふうに思っています。

ご質問の御所の済生会病院との協定書、新庄町のときに交わした内容というのは私も拝見いたしました。その中身について今も継続しているのかというようなこともあろうかと思っております。時を隔ててお互いに立場も変わってまいりましたし、県の緊急医療の集約の仕方というものも、今の荒井知事になってから大きく変更され、緊急に関しては一時的にタブレット端末を使って空いているところに連絡をとり搬送していくというような方法に変わってまいりました。そういう中で、地域医療、済生会御所病院、また高田の市立の病院、また県立医大と連携しながらどのように進めていくのか、葛城市の医療、これを考えていかなければな

らないというふうに思っております。

これはすぐの話ではございませんけれども、現在ICTでいろんな実証をさせていただいております。今現在、福祉というものはさせていただいておりますけれども、今回総務省とお話しさせていただいて、奈良県立医大と協力しながらいろいろと実証させていただきたいというお話もしております。葛城市には診療所しかないわけでございます。ご家庭でとれるバイタルサイン、これが0次医療であれば、診療所が1次医療、そこから先の2次医療、3次医療に対して、どのような形で市民が安心してかかることのできる医療体制を構築していくのかということは、大きく考えていかなければならない問題だということは十分に認識しておりますが、直ちにこれをしていけるという処方箋は今のところ私ももっておりませんが、いろいろとご意見を聞かせていただきながら進めさせていただきたいと思っております。

また、済生会の御所病院の協定の問題等につきまして、済生会御所病院もいろいろとご苦労を今されているようでございます。医大との関係の中、大変な状況だというお話も聞いております。産婦人科を誘致をするということも、私が市長になってからいろんなところに出向かせていただきました。今年になってからは近大、近畿大学の学長のところにも会いにいらして、近大の奈良病院のところから医者を、うちの市の場所を提供するから派遣していただけないかというお話までさせていただいたんですけども、近大の産婦人科医が今年に入って大幅に減になって、自分のところも賄えないような状況になっている、人のところができるような状況じゃないんだというような切実なお話を聞いて断念した次第でございます。これだけではございません。いろんな機会を捉えて産婦人科等に葛城市に開業してもらえるように努力を続けてまいりたいというふうに思っております。

あと、社会福祉協議会の基金の問題につきましては、確かにおっしゃるように、還元をしてこそその基金であるというふうに思っております。ただ、私も事務局長とお話をさせていただいて、こういうふうに使って行けばよいのではないかという話もしましたけれども、なかなか厳しいところもございます。今2億円少し基金残高があるわけでございますけれども、500万円を超えて1,000万円に近い毎年毎年のご寄附があったわけでございますけれども、最近葬儀等に関しまして不祝儀をいただかれないところも、ご家庭もふえてまいりまして、社協に入ります寄附金も100万円から200万円と大幅に落ち込んでおるわけでございます。使えば減るものでございますから、有意義な、有効な使い方ということを考えながら、継続でできるようなものをしっかりと考えた上で、どのようなものにしていけるか今後検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

**西井委員長** 芳野部長。

**芳野市民生活部長** 市民生活部の芳野でございます。

白石委員がおっしゃるとおり、当初は114平方メートルの1筆買いを予定しておりましたが、所有者の要望によりまして道路用地だけの収用ということで、残りは収用しておりません。

以上です。

**西井委員長** 白石委員。

**白石委員** 市長からもご答弁をいただきました。市長は建てるのは簡単に建てられると、こういうふうにご答弁をされたんですけれども、そういうわけじゃないでしょ。やっぱり中南和の医療圏で、県は医療計画を持って、やはりベッド数が限られているわけで、そういうチャンスがなければだめなんだろうというふうに思いますけれども、市長がそういうふうに言ってくれたから、これは可能性があるというふうに私は今、建てるのはやっぱり市長が腹をくくって建ててもらえる、そういう可能性があるということを感じました。頑張っって誘致なり、最終的に建てることも含めて考えていかなあかんというふうに思います。

済生会病院、いろいろ事情がありますけれども、ほんとに地域医療の実情、あるいは救急医療の必要性が高まる中で、やはり地域の医療機関との連携、協働が私は大事だというふうに思います。こういう縁をほんとに大事にさせていただいて、新たに担当部局は、この協定に基づいて、今後どのようなお互いの役割を果たしていけるかということ、そして、それが結果として市民への医療のサービスを提供していけるようになるか、ここを模索していただきたい。これはぜひ、今、院長先生は中谷先生ですかね、当時この新庄庁舎に来られて、私も記憶しておりますけれども、まだ現役としておられるんでしたら今のうちに話を、今後の葛城市の医療の充実に役立たせていただきたい、このように思います。

社協の件です。ほんとに社会福祉協議会そのものが地域ではなかなか目立たない、そういう実態です。本来いろいろな形態の社協があるんですけども、市民の身近なところでサロン等の取り組みをされているということはわかりますけれども、基本的に地域に社協の会員をふやして、その地域の中で地域の住民とともに活動していくということが私は大事だというふうに思います。そういう点でちょっと体制が心配です。優秀な課長を引き抜いて、今は課長職はいないですね。事務局長は退職された方が座っているということでもあります。私は、この事業を進めるに当たっては、社協の体制そのものを強化する必要があるというふうに思うわけでありまして、この間、社協は新陳代謝があったのかという点では非常に疑問に思っています。市の場合は職員の採用も行いやってきていますけれども、社協はそういう新たな課長級なりを派遣し、体制を強化する有能な職員を採用する、そういう計画はあるんですか、ないんですか。この点だけお聞きして、私の質問を終わっておきたいと思います。

以上です。

**西井委員長** 市長。

**山下市長** まず、病院のことにつきましては誤解を招くような表現になたことはおわび申し上げます。医療体制の構築ということは努力してまいりたいというふうに思っております。

社会福祉協議会でございます。数年前からいろんなところで住民の方から訴訟を起こされて、市が補助金等を出している団体に対して市の職員を派遣してという問題で、地方公共団体が敗訴している、高等裁判所でもそのような結果が出ているということを受けて、葛城市の方から職員の派遣というものはなくしました。実際今、社会福祉協議会はプロパーの人間だけでございます。事業社協という以上、中ではやはり市からの委託料、補助金、そして、みずから運営の中で使用料等で賄っているわけでございますけれども、その中で人員をふや

すだけの余裕がないのも事実でございます。しっかりと新陳代謝が行われたいというのはおっしゃるとおりでございますけれども、今の中でより活躍できる社会福祉協議会に変わっていただけるように、ここ数年、レストラン等の時間の延長であったりとか、少しずつの改革、市外からの人の利用を図っていくとか、委託を受けているゆうあいステーションも運営の改革等にも着手いただき、使用者、利用者の数をふやしていきながら、余裕を持って運営をしていただけるように努力を今始めていただいているところでございます。緒についたばかりでございますけれども、もう少し努力し、今の状況の中では新しく人を雇いというところはなかなか難しいところでございますけれども、人員もふやしていただけるように、社会福祉協議会の職員とともに努力してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

**西井委員長** 質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 質疑がないようですので、引き続き、5款農林商工費及び6款土木費の説明を求めます。暫時休憩いたします。

休 憩 午後5時00分

再 開 午後5時09分

**西井委員長** 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

邨田会計管理者、説明をお願いします。

**邨田会計管理者** それでは、引き続きまして、5款、6款の説明に入らせていただきます。

決算書の81ページをごらんいただきたいと思います。

5款農林商工費では全体で5億2,053万1,334円の支出でございます。めくっていただきまして、1項1目の農業委員会費では1,037万129円の支出でございます。主なものといたしましては、報酬で830万3,322円の支出でございます。

続きまして、2目農業総務費では5,890万9,075円の支出でございます。

続きまして、3目農業振興費では2,673万4,928円の支出でございます。主なものといたしましては、負担金補助及び交付金2,369万9,919円の支出でございます。

めくっていただきまして、4目戸別所得補償制度推進事業費でございます。1,037万3,651円の支出でございます。主なものといたしましては、負担金補助及び交付金で556万9,005円の支出でございます。

続きまして、5目畜産業費では59万6,930円の支出でございます。

続きまして、6目農地費では5,006万9,021円の支出でございます。主なものといたしましては、委託料で898万4,850円の支出でございます。めくっていただきまして、工事請負費では1,819万1,250円の支出でございます。負担金補助及び交付金では650万7,687円の支出でございます。

続きまして、7目休養センター管理費では392万5,782円の支出でございます。

続きまして、8目の地籍調査費では56万4,906円の支出でございます。

続きまして、9目有線放送維持管理費では480万2,242円の支出でございます。主なものと

いたしましては、使用料及び賃借料で303万4,164円の支出でございます。

続きまして、10目団体営土地改良事業費では9,144万6,695円の支出でございます。繰越明許費で5,250万円を繰越しいたします。めくっていただきまして、主なものといたしましては、委託料で2,264万8,500円、工事請負費では5,164万6,350円の支出でございます。

続きまして、2項1目林業振興費では2,490万184円の支出でございます。主なものといたしましては、委託料では821万6,000円。工事請負費では899万8,500円。負担金補助及び交付金では690万6,602円の支出でございます。

続きまして、3項1目商工振興費では3,782万7,474円の支出でございます。めくっていただきまして、主なものといたしましては、負担金補助及び交付金で1,697万4,591円の支出でございます。

続きまして、2目観光費では2,604万6,113円の支出でございます。主なものといたしましては、負担金補助及び交付金で833万111円の支出でございます。

続きまして、3目相撲館費では1,516万2,895円の支出でございます。主なものといたしましては、めくっていただきまして、需用費で283万3,484円の支出でございます。

続きまして、4目緊急雇用創出事業費でございます。1億5,880万1,309円の支出でございます。主なものといたしましては、賃金では1,364万1,173円。また、委託料では1億4,227万7,607円の支出でございます。

続きまして、6款土木費に移らせていただきます。全体で25億4,992万6,097円の支出でございます。1項1目の土木総務費では4,938万9,037円の支出でございます。めくっていただきまして、主なものといたしましては、委託料で400万円でございます。

続きまして、2項1目道路橋りょう維持費でございます。2,304万3,785円の支出でございます。主なものといたしましては、工事請負費で1,811万6,595円の支出でございます。

続きまして、2目道路新設改良費では2億2,244万7,440円の支出でございます。繰越明許費で1,962万7,000円を繰越しいたします。内容の主なものといたしましては、委託料では1,298万3,400円。工事請負費では2億884万9,400円の支出でございます。

続きまして、3目尺土駅前周辺整備事業費でございます。6,739万5,030円の支出でございます。繰越明許費で4億5,040万円を繰越しいたします。めくっていただきまして、主なものといたしましては、工事請負費で2,524万950円。公有財産購入費では616万4,610円。補償補てん及び賠償金では728万6,000円の支出でございます。

続きまして、4目国鉄・坊城線整備事業費でございます。1億4,350万7,456円の支出でございます。継続費遞次繰越で6億5,390万989円、また、繰越明許費で8,979万3,250円を繰越しいたします。主なものといたしましては、委託料で2,541万9,070円。公有財産購入費では4,232万8,825円、補償補てん及び賠償金では4,536万6,700円の支出でございます。

めくっていただきまして、地域活性化事業費でございます。全体で7億491万9,667円の支出でございます。繰越明許費で5億8,275万8,750円を繰越しいたします。主なものといたしましては、委託料で8,660万6,100円の支出でございます。工事請負費では3,290万7,000円、公有財産購入費では4億8,268万8,869円の支出でございます。また、補償補てん及び賠償金

では7,809万9,000円の支出でございます。

続きまして、6目地域連携推進事業費でございます。委託料で800万円の支出でございます。繰越明許で3,400万円を繰越しいたします。

続きまして、3項1目の河川総務費でございます。36万4,925円の支出でございます。

4項1目の都市計画総務費でございます。4,364万8,790円の支出でございます。めくっていただきまして、主なものといたしましては、需用費では272万8,201円の支出でございます。

2目公共下水道費では9億9,900万円、下水道の方に繰出しいたしております。

続きまして、3目公園管理費では7,852万8,901円。主なものといたしましては、需用費で2,062万9,317円。委託料では4,279万598円の支出でございます。

めくっていただきまして、4目吸収源対策公園緑地事業費でございます。1億9,679万3,288円の支出でございます。繰越明許費では6,250万円を繰越しいたします。主なものといたしましては、委託料で1,696万3,800円の支出。工事請負費では9,312万3,600円の支出。公有財産購入費では6,785万4,395円の支出でございます。

続きまして、5目街路事業費では218万782円の支出でございます。主なものは、工事請負費で208万3,200円でございます。

5項1目の住宅管理費では1,070万6,960円を支出いたしまして、繰越明許費では350万円を繰越しいたします。主なものといたしましては、委託料で491万212円の支出でございます。工事請負費では393万7,500円の支出でございます。

以上で5款、6款の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願い申し上げます。

**西井委員長** ただいま説明願いました部分について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

白石委員。

**白石委員** まず、農林商工費について伺ってまいります。

84ページの4目の戸別所得補償制度推進事業費についてであります。この制度については、米の価格を補償していくということ、食管制度そのものを廃止して新たにこういう制度が導入されてきて、民主党政権の中で所得補償という形で引き継がれてきて、また、そのまま自民政権に返ってから一定引き継がれているということでもあります。この事業の中身とその成果についてお伺いしたい。そして、この全国的な取り組み、奈良県の取り組みによって米価がどのように推移しているのか、こういう点もお聞かせいただきたい、このように思います。それから、戸別所得補償として、制度としてそういうふうな形でお願いしたい、お聞きしたいということと、農業振興事業補償費361万円の具体的な中身、内訳についてお伺いしておきたいと思っております。

次に、86ページ、7目の休養管理センターの管理費についてでありますけれども、この間トイレの補修等をやりましたけれども、この休養管理センターをどのように運営していくか、これはずっと予算、決算の懸案事項として議論されてきているわけであります。毎年300万円、400万円が支出されている。実際に利用の状況というのは、当初の目標からすれば非常に微々たる、そういう状況にあって、いよいよこの休養管理センターをどうしていくかとい

うことを判断しなければならない、そういう時期に来ているというふうに思うわけであり  
ます。平成25年度の事業の取り組みと、この間議論されてきた休養管理センターを近い将来ど  
のようにしていくかという点で、所管はどのような議論をされてきたのか、この点をお伺い  
しておきたい、このように思います。私は閉鎖も含めて検討、議論すべきだというふうに思  
いますけれども、いかがでしょうか。

**西井委員長** 池原課長。

**池原農林課長** 農林課の池原でございます。どうぞよろしく願いいたします。

ただいま白石委員からご質問がありました戸別所得補償におけます中身と成果という形の中  
で、この戸別補償制度は平成22年度よりモデル事業として開始されまして、平成23年度か  
ら本格実施して開始されました。平成25年度より名称が変更されまして、経営所得安定対策  
事業としてスタートいたしました。この経営所得安定対策事業といたしまして、従来の戸別  
所得補償と交付単価等の大幅な変更はありませんが、平成24年度事業と比較いたしまして変  
更となって点につきましては、1点目が米による転作が付加されたことであります。米によ  
る転作とは、従来からの米粉用米、飼料用米、加工用米に加えまして備蓄米が付加され、備  
蓄米とは米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態であります備蓄米、必要な数量  
の米穀を国が在庫として保有しているものであります。また、平成26年度におきましては、  
今年度から平成30年度に向けまして戸別所得補償制度自体を取り消すという形の中で今現在  
動いていただいております。

それと、米の推移ですけれども、平成25年度産が60キロ当たり1万3,200円、平成26年度  
産が今現在、農協の方から報告がありまして、60キロ1等米で1万300円、2等米で9,300円、  
3等米で8,300円と。現在、新聞紙上の方でご存じやと思いますけれども、1万円を割って  
きているというのが現状であり、奈良県農協といたしまして1万円をちょっと越していただ  
いたことはまだありがたい話かなというのが現実なことで、今年度につきましては安値の中  
で動いている状況かなと思われまます。

続きまして、戸別所得におけます報償費361万円の中身でございます。これにつきましては、  
平成25年度実績としまして、農業経営化推進委員手当といたしまして264万円、また、  
転作現地調査手当といたしまして、農業経営化推進委員の1万円掛ける44地区で44万円、ま  
た、転作当日におけます各地区から2名から3名の協力で全地区106名の方が協力いただき  
ましたので、5,000円掛ける106名で53万円と、合計361万円となっております。平成24年度  
と比較いたしまして5,000円の減となっております。

続きまして、休養センターの今後の件ですけれども、この施設は昭和55、昭和56、昭和57、  
昭和58年度の4カ年にわたって事業執行がなされまして、総事業費が3億2,800万円で執行  
されております。返還となりましたら、現在、国の方から償還として全国的な見直しの中で、  
返還額は上は8,900万円から下は3,100万円の返還額となっております。これにつきましては、  
捉え方によって国とその辺は詳細に詰めていく必要があると思われまます。

以上でございます。

**西井委員長** 池原課長。

池原農林課長 休養センターの現在、中身の運営でございますけれども、多目的ホールにおきまして会議、また太鼓等の練習をしていただいているのが現状であります。

以上でございます。

西井委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午後5時29分

再 開 午後5時30分

西井委員長 休憩前に引き続きまして会議を行います。

白石委員。

白石委員 それぞれ課長の方からご答弁をいただきました。農業振興という視点から考えたら、本決算の中身については、83ページの3目の農業振興費、この中身というのは、この団体に対する補助金とか負担金を中心に、葛城市の農林課が後継者を育成していくとか、あるいは新しい農産物の販路を開拓していくとか、所得補償なり、そういう政策がない中で、国の施策で唯一と言っていいぐらい戸別所得補償制度の推進事業、旧来の減反政策の延長線上にある、そういう事業であります。これがまさに農業政策と言えるのではないかというふうに思います。その他はまさに農道の整備や水路やハード事業が中心のそういう事業になっているというふうに思います。そんな事業の中で、農業振興事業報償費360万円が支出されております。支部長に対して5,000円の12カ月、44カ大字という形で支出されている。現調のときに1万円が44カ大字に支給されている。さらに、2人から3人に1人当たり5,000円が支給されている、こういうことであります。1,000万円の事業費の支出済額のうち、360万円がこういう費用に消えているわけで、とりわけ2人から3人の1人当たり5,000円の支出費目は、旧来新庄町ではなかったものではないのかというふうに思うわけでありまして、これらの費用はどのように活用されているのか、改めてお伺いしておきたい、このように思います。

それから、休養管理センターの利用の状況というのは、多目的広場を会議に使うとか、太鼓の練習に使うなどされているけれども、農業者の休養管理センターというふうな本来の役割を果たしているというのは、とてもそんな状況にはなっていない。そんな中で、補助や起債を受けた事業として存続させているというだけのことになっている。私は、この施設そのものは一旦休止して、費用負担の軽減を図るべきではないかというふうに思いますけれども、財政の大変厳しいところは文化会館を閉鎖したり、いろいろ市民生活にかかわるところでもそういう状況になっている。しかし、この施設は本来は、農業者管理休養センターとして広く農業者あるいは地域の人たちが利用できる、そういう施設としてスタートしたわけでありまして、結果として本当に利用されない状況になっている。これまでの経過をひもといてみると、旧當麻町の安川町長は、この施設を何とかして活用したいということで、合併時にこらえの里構想というものをしました。しかし、それも合併協議会の中で頓挫してしまったというふうな経過があるわけでありまして、課長から説明があったけれども、3,100万円と8,900万円ですか、他の事業に展開しようとするれば費用がかかってくるということからすれば、やはりなかなか手をつけられないということでありまして。ならば一旦休止し、これから葛城市の10年のまちづくりの中でどのようにしていくのかというのを考えていく必



要があるというふうに思います。この点、思い切って休止、あるいは閉鎖をするということについてどのようにお考えかお伺いしておきたい、このように思います。

前後しますけれども、さっきの雑談の中で、米の価格が本当に過去最安値になっているというふうな状況で、米の安定的な供給と価格を補償していく、そういうことを目的に減反をし、転作等々の施策をやってきたけれども、現実には米すら経営が成り立っていない、生産費が賄えないという、そういう状況に追い込まれているということが本当に如実になってきた。これは日本の農業にとって、地域の農業にとって、米すらこういうことになってきたら本当に大変なことになるわけで、真剣に農業振興について考えていかなきゃならないというふうに思います。このことをつけ加えておきたいと思います。

休養管理センターについて、あるいは農業振興事業の報償費について、改めてお伺いします。

**西井委員長** 課長。

**池原農林課長** ただいまご質問いただきました戸別所得におきます報償費の使い道でございますけれども、当日たくさんの方に出ていただいた中で、ガソリン代等、軽四トラック等、たくさん出ていただきますので、それ等のお礼という形の中でしていただき、また各経営化推進委員の方でというような形の中で使っていただいているのが現状でございます。

以上でございます。

**西井委員長** 市長。

**山下市長** 戸別所得補償制度と休養管理センター、日本の農家の現状が大変な状況になっているというお話もいただいておりますけれども、自民政権にかわりましてから、戸別所得補償制度がどう推移していくのかわかりませんが、これは白石委員、余談ですけども、私は先般、網走市に行ってまいりました。網走市の農家一戸当たりの農地面積は33ヘクタールもあるんですね。あそこは寒すぎて米は余りつくっておりませんが、北海道の農家で20ヘクタール、30ヘクタール持っておられるところが戸別所得補償制度を受けられるとなると、半分作らなくても何百万円という補償をいただけるというような農家のあり方があるわけですね。ことほどさように地域によって農家のあり方が違うにもかかわらず、戸別所得補償という形で同じ枠の中に入れて計算されていく。しかも、奈良県の減反率は他の地域に比べてかなり高い減反率を強いられているという現状があるわけですね。ここを毎回毎回、県にも、国に働きかけて減反率の部分については何とか下げてもらうように要望はいたしておりますけれども、なかなか結実していないというのが現状でございます。減反率を下げたからといってつくる米の量が大きく変わるというわけではございませんけれども、根幹の部分でやはり我々も真剣に農業のことについて考えていかなければならない時期に来ているということで、この発言をさせていただきました。

農業休養管理センターにつきましては、一旦やめてというか休止をしてということでございますけれども、本体部分についてはもう使用はいたしておりません。多目的ホールとふれあい広場のみ貸し出しをしておるといような状況で、本体につきましては一切貸し出しをいたしておりませんので、その部分と、それと周りの草等の維持管理費用が計上されておる

のが今の現状でございます。そうはいいながら、白石委員がおっしゃるように、この問題については目を塞いではおられないので、ここ数年、年に一度程度でございますけれども、この運営委員会を開かせていただいて、ご意見を頂戴してはおりますけれども、たちまちこれだというような利用法であるとか、そういう処方箋というのは出てきていない現状でございます。今、池原課長が、今後これを他の目的に使用すれば、低ければ3,100万円から高ければ8,900万円の費用の弁済をしていかなければならないという話がありました。ただ、国の流れとしては、補助金で建てた建物を他の目的で使用するとき、緩和というのいろいろと言われておるところでございます。いろんな情報をキャッチしながらできるものを考えていくということと、もしくは、これはまだわかりませんが、現在は地方公共団体の公共物、ファシリティーに関して、それを廃止し更地に戻すための補助金等も出ておるようでございます。いろんな可能性をゼロにはしないで、どうしていくことが後世の葛城市民にとっていいことなのかということを考えて、この建物のありようを検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**西井委員長** 白石委員。

**白石委員** 市長からご答弁をいただきました。本当に日本の農業というのは惨たんたる状況になっている。北海道でも廃業し、廃屋がどんどんふえている。人口もどんどん減って、人口がふえているのは札幌市だけというような、そういう状況になってきているわけですね。その中で我々は本当に飽食の生活をしているけれども、実際にカロリーベースで私たちが食している農産物については40%を割っちゃっているわけですね。そういう状況です。米だけが自給ができると、そういう状況ではないかと思えます。農業というのは、自民党が考えているように、経済ベースに乗せて安いものを大量に外国から輸入して国民の食糧を確保していく、こういう考え方ではとても農業は存続しません。農業というのは、食糧安保と言われるように、食糧を押さえられちゃったら、日本の国なんてほんまに行く先がどうなるのかと言わざるを得ません。やはり国民の食糧はその国の農産物等において賄うというのは、主権国家として当たり前のことだというふうに私は考えます。それが今、TPPによって関税が取っ払われて、日本の農業が更に危機にさらされるというような、そういう状況にあるわけです。そんな状況の中で、私たちは少なくとも、この葛城市の農業については農林課はまさに一番よく知っていて、専門的な知識も持って、予算もあって、それなりに裁量できる立場にあるわけです。その中で、私はこの葛城市の農業を、国の施策に左右されざるを得ないにしても、どうしていくんだと、どう振興していくんだということに予算をつぎ込み、人手をつぎ込み、農業者と一緒にやっていくことをしていかないと、奈良県なんてもともと他の府県から食糧を調達しているわけですから、自然死していくみたいなことになってしまう。このハード事業だけが、そこに予算をいっぱいつぎ込んで、生産基盤を強化するんだと言ってやってきている。しかし、生産基盤を強化するとやった圃場整備、後どないなってるんや。全く荒廃して、何の作物もつくられていない。遊休農地としていっぱいある。これでは葛城市の農業はほんまに廃れてしまう。地産地消と、こういうふうに言われています。こういうとこ

ろにまさに活路を見出して、葛城市独自の農業政策をつくっていくということは、私はそういう環境、条件があるんだから、予算もあるのなら、やっぱりやっていくべきというふうに思います。原課は地域活性化事業、道の駅事業で手をとられて、なかなかそういうところまで頭が行きまへんねんということかも知れませんが、ほんまに大事な大事なことで、ハード事業の執行に追われて葛城市の農業の振興が横に置かれているというのでは困るわけです。この点を強く強く求めておきたい、こういうふうに思います。

それから、農業振興事業報償費の2人か3人の方にも5,000円という形でガソリン代等々を含めて支給されているということで、一定時間を割いていただいているというのはよくわかりますけれども、こういう経費が必要なのかどうかということも検討していかなきゃならない。旧新庄町ではなかったのではないかとというふうに思っているわけでありましてけれども、この点を指摘しておきたい、このように思います。

**西井委員長** ほかに質疑ありませんか。

岡本委員。

**岡本委員** 86ページの工事請負費、それから負担金補助及び交付金で、土地改良事業補助金、当初予算800万円、それが388万4,000円となつとるわけやから、当初とかなり箇所変わってきてるんじゃないかな。

それともう1点、地籍調査費、これは目を起こしてあるわけやけど、実際この地籍調査費で活動しているのは、負担金補助及び交付金、国土調査推進協議会負担金、これぐらいが必要になるんじゃないかなと。あとは車の関係かな。せやから目を検討したらどうかなと。わざわざ地籍調査、何にも事業を合併後していないのに、目で上げておくというのはおかしい。10年経過したので、やっぱり見直してどこかの項目に入れていく、そういうことをしないといかんのと違うんかな。

この3点、とりあえず答弁お願いします。

**西井委員長** 池原課長。

**池原農林課長** ただいまご質問がありました土地改良事業補助金でございますが、現在、執行額388万4,000円ということで、これにつきましては市内11カ所の大字の方に大字補助金を出ささせていただきますまして、平岡、山口、脇田、木戸、南今市、勝根、今在家、この11地区の方にさせていただきますしております。

以上でございます。

**西井委員長** 河合部長。

**河合産業観光部長** 産業観光部の河合でございます。

地籍調査の費目の関係についてでございますけれども、この地籍調査の費目につきましては、補助事業で公用車を購入いたしておるわけでございます、そのまだ対象期限が過ぎているというようなことの中で、この費目の中で補助事業の分に係る執行をさせていただいておるところでございます。地籍調査の部分につきましては、現在のところ予定はないわけでございますけれども、地籍調査の費目のとり方につきましては、財政の所管課とも協議いたしながら、どのような形で費目設定をするかということについては検討してまいりた

いと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

**西井委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 今答弁をしていただきました。今、池原課長から答弁をしていただきました。当初の計画の大字とはかなり変わっているということですね。これはやむを得んと思ひし、それから工事請負費の説明がなかったが、工事箇所がたくさんあるのでこの表を参考にして下さいということですね。場所はころころ変わっている、なかなか予算の枠取りと実際とは箇所も変わっている。これも理解できるが、できるだけ予算どおりの箇所をしてもらいたいというふうに言っておきます。

地籍調査、もう7年を超えていると思ひます。超えてないから残っている、こういうこと。そしたら、もう車の償却が済んだら考えますわと、こういうことやねんな。この地籍調査というのは、ここにおられる職員でも、ええかげんな仕事やと思ひている職員が多い。実際はきちっと成果が出ている。その割に測量の精度の違いとか、何とかかんとか言うとするわけやけども、きちっと復元していったらきちっと出る。そういう認識を持ってもらい、この仕事を残すのならばかわないが、なかなかそんな認識が薄れてきている。だから私は、もう地籍調査というのは名前を消したらどうですかと思ひたから言っているのであって、やっぱりその辺も事業課の皆さん方で、国調というのはどんなものなのかということも認識してもらいたいというふうに思ひますので、言っておきます。

**西井委員長** ほかに質問はございませんか。

増田委員。

**増田委員** 先ほどの白石委員からのご質問の中で、農業振興ということできさきございました。私も関連質問で1つお聞きさせていただきます。

先ほど説明がございましたように、昨年のお米が1万3,000円で、今年のお米が1万円だと。3割安、危機的な状況であるというふうにも思ひます。生産費が1万円ということをおっしゃっていますので、ほぼ原価、人件費を入れているのか入っていないのかわからないですけども、一般的には1万円が原価というふうにおっしゃっています。こういう状態で農家が果たして米以外につくっていくのか、米を損してでもつくるのか、こういう危機的な状況にあるというふうにも思ひています。JAは1万300円ということでお先ほど説明がございました。これは私もJAに聞いたんですけども、本来は去年は1万3,000円で仮渡し、仮にお金を払って、預かっというて売りますと、こういう売り方をしていたのを、今年からJAがもう初めから1万300円で買いますと、損しても得してもこれっきりで買い取って、うちが今後さばっていきますと、こういう手法に変えたということなんです。だから、後から見返りといいますか清算したお金は発生しないと、こういうことなんですけども、損してもJAは1万300円を原価に商売をしようと、こういう形に変えられたということなんですけども、前置きはこれで終わりですけども、先般、一般質問でも私、お聞きしました。葛城市の農業の活性化については、やっぱりどう売っていくかということが非常に大切であろうということ、道の駅による直売、これが一番利益率が高い、要するに流通コストも要らないと、自分が持っていく手間はかかりますけども、ストレートに消費者に届けられる分、流通コストと中間

マージンがなくなると、これが大体3割というふうに言われています。となると、先ほどの1万3,000円と1万円と相見合いすると、この3割の中間コストが直売によって解消するのじゃないかなと、こういうふうに私の試算でございますけれども、そうすると、市が直売に向けていろいろとご支援していただける、そういう手法も必要なのかなと。先日一般質問した経緯もありまして、学校給食の食材についてご提案申し上げまして、JAの方にもこういう仲立ち、支援をしてもらえないかなとということで、田中部長も一緒にお会いしていただいて、販路的なものを着実に進めつつあるんですけども、なかなかすぐにはいかない。そこで、積極的に進めないとなかなかそういう仕組みというのはできないので、教育委員会と農家とまとめるのか。農林部等が仲介してその辺の手助け、支援体制を構築するのか、JAに丸投げするのか、個人農家それぞれと話をするのか、その辺のところの体制整備を早急にお願いしていただきたいなど、こういう思いでございます。

それから農業振興、もう一つですけども、ここには支援のところでは直接出ていないんですけども、菊の特産品でございますけれども、今一番困っておられる状況は、夜に花の頭に毒針を刺して、花の頭だけを食っちゃうというオオタバコガという害虫が夜中に非常に飛んできております。それを防ぐために、国の補助もいただきながら、皆さん方もご承知かと思っておりますけれども、昔の蚊帳、田んぼにネットを張って害虫を野外から防ぐと、こういう資材を使っておられます。こういう資材も非常に高価です。ただ、それを買うことによって農薬代、それから労力費、農家の負担軽減、助かります。そういうことの支援も、国の支援とあわせて今後、市の特産でもございますのでご支援していただけたらなというふうに思いますので、その辺のところも実情を聞いていただいてよろしく願いしておきたいというふうに思います。

それからもう1点、95ページ、道路新設改良費、15節の工事請負費2億800万円。私は直接この数字をどうこうということではございませんけれども、この名のとおり、道路を新設する場合の予算ということで2億円を計上しておられるという状況です。中身につきましてもこの報告書の中で記載されております。ただ、お聞きしたいのは、この道路を新設するための手順とございますか、どうやって道路をつくることに至るのか、その辺の流れにつきましてお聞きさせていただきたいと思っております。

以上です。

**西井委員長** 池原課長。

**池原農林課長** ただいまご質問のありました学校給食に伴います支援体制ということでございますけれども、現在、葛城市は農政におきまして、農政活性化推進協議会という団体におきましてJAの方も入っていただいておりますので、この方といろいろと協議しながら進めてまいりたいと思っております。

また、菊におけるオオタバコガというのは大変問題となっているのが現状であり、ここ4、5年前ぐらいから防虫ネットが県の事業、国の事業の中で張られているという形の中で、また県の方とも協議しながら、防虫ネットにつきましては事業の方は進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

**西井委員長** 生野部長。

**生野都市整備部長** 都市整備部の生野です。どうぞよろしく申し上げます。

ただいまお尋ねの道路新設改良の件でございます。今回執行いたしておりますのは全て改良に伴うものでございまして、新設道路はないわけでございます。ただ、新設の要件についてでございますが、以前は4.5メートルという基準を持つとったわけでございますが、昨今やはり道路事情の部分もございまして、ましてや開発しておる中で、道路センターから3メートルバックするようという中で開発業者にも指導いたしておるわけでございまして、道路センターからの3メートルということになりますと、道路が6メートルという形の指導を従来行っておりますので、地元要望等の道路に関しましては6メートルでお願いいたしたいという考えを持っております。そして、国庫補助等の件につきましては、今現在、最低が7メートル道路で国庫補助の対象になるわけでございまして、やはり道路はつける以上、国庫補助もいただくような広い道路を大字にもお願いしていくという考えもあわせて持っているわけでございます。あと、もう少し大きくなりますと都市計画道路等があるわけでございますので、今現在、都市計画道路につきましては、平成元年の事業認可、計画決定から20年以上手つかずの道路につきましては、国、県の指導のもと、今現在、見直しの作業に入っているということをあわせて申し上げておきます。

以上です。

**西井委員長** 増田委員。

**増田委員** 防虫ネット、それから給食については前向きによろしくご支援をお願いしたいと思っておりますけれども、道路の方でございます。以前にお尋ねしたときに、どこの課だったか忘れましてけれども、巡回をして状況を週に1回、月に1回、市内の道路状況を調べています。こういうご返答がございました。私は何を言いたいかということ、状況を見て道路を改修する、改善する、それが必要なのかな。それに、調査に基づいた現状を、危機的な状況にある道路の調査をしないとその実態はわからないんじゃないかなと。その辺の調査ということはされておるのかな。といいますのは、前回3月の本会議の一般質問で私がお尋ねした大和高田バイパスが未完成であると。この影響は非常に周辺的生活道路にあふれていると。逃げ道といいますか、抜け道としてあふれていると。朝晩のそういう道路状況は危機的な状況にあると。たまたま私有地があって、そこですれ違っているだけで、それをもしコーン等で封鎖してしまうと危機的な状況になる。全くすれ違えない道に車が集中的に朝晩やってくると、こういう状況でございます。ぜひともそういう危機的な状況の調査等も行ないながら現場の認識をしていただいて、改良、改善、それから高田バイパスの早期完成に当たっていただきたいというふうに思いますけれども、いかがでございますか。

**西井委員長** 生野部長。

**生野都市整備部長** 道路の点検の概要でございますが、週に1回、當麻地区、新庄地区に分かれまして、當麻地区の方につきましてはふるさと公園、建設課の職員でございますので、ふるさと公園の方が担当いたして、週1回の定期点検を行っておるわけでございます。新庄地区につ

きましては、本庁舎の建設課の職員が行って、道路補修等を行っております。なお、一時的な修繕でございますので、危険を伴うものにつきましては緊急で、それにつきましては、予算では、一目手前の道路橋りょう維持費の方で補修を行っているということでございます。

そして、調査につきましては、昨年、舗装の点検業務を行いまして、国庫補助をいただきまして、舗装の悪い部分、これにつきましても昨年、工事費で約7,300万円ほどの舗装の改良工事を行っておるわけでございます。

そして、高田バイパスの未完成に伴う周辺の生活道路の件につきましては、やはり道路の拡幅なり、修繕につきましては順次行っておるわけでございますが、当然生活道路の中で対向のできない道路が多々あるわけでございます。それにつきましては地元ともよく相談しながら、道路拡幅に向けて協議を行ってまいりたいというように思います。

以上です。

**西井委員長** 増田委員。

**増田委員** ぜひともその辺のところを進めていただきたい。先ほどございました週に1回の調査ということで、ふるさと公園、建設課、おのおの現場を確認はしていただいていると思います。ただ、皆さん方が通勤されて8時半から業務に当たっていただけるころには道路状況もそんなに悪くなく、スムーズな通行になつてくるんですが、その前と後ろ、朝夕7時台等が非常に混乱を来しているという時間帯でございます。もしそういう調査をされるのであれば、そういう時間帯を選んでいただいて実情を把握していただくことから進めていただきたいというふうに思います。よろしくお願い申し上げます。

以上です。

**西井委員長** ほかに質疑ありませんか。

岡本委員。

**岡本委員** まず88ページ、団体営土地改良事業費ですけれども、朝からもだいぶ質問をしましただけども、ここでも繰越しの未執行が出てきている。委託料、これの土地の未執行の理由、もちろん工事請負費も同じであるわけですけれども、その理由。

それから90ページ、商業振興費、補償補てん及び賠償金、この中で53万円の執行をされている。これは3億円の用地の補償の金、返済ができなかったその分ということになっておるわけやけども、今は銀行もリスクを負うというのか、そういうふうなことになつてくるんで、きっと調査してしとると思うんやけども、この53万円はどういうことで補てんしとるんかということの中身を教えてもらいたい。よろしくお願いします。

**西井委員長** 池原課長。

**池原農林課長** ただいまご質問いただきました団体営におけます委託料、工事請負費におけます繰越明許費でございますが、委託費550万円、工事請負費4,700万円につきまして、3月補正におきましてさせていただき、今年度工事をさせていただく予定をしております。笛吹の方でさせていただく予定をしております。

以上でございます。

**西井委員長** 岸本課長。

**岸本商工観光課長** 商工観光課の岸本でございます。

ただいま岡本委員からご質問のありました中小企業資金融資代位弁済の補償金のことでございますが、こちらは補償協会の方への預入金という形になっておりまして、補てんがあればその預入金から使われるわけなんですけども、補てんがございませんでしたので、この分につきましては雑入の方へ戻し入れという形で行っております。補償の預入金という形になっております。

**西井委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 池原課長に質問して聞いているのは、団体営、今年の前越しと違って、平成24年から前越した事業の未執行分が多いのではないかと聞いているわけで、さっきも言っている、朝からずっと言っている。前越し分の未執行のこと。例えば委託料で2,800万円前越しして2,128万3,000円しか執行してないというわけや。例えば工事請負で4,700万円前越ししている。ところが、ここに出ている4,200万円しか執行していない。ずっとこのことを朝から言い続けている。何でこんな前越しが多くなるのかということ。また土木費でも聞くことになるわけやけど、市全体としてこれだけ必要ですと言って前越しして、ふたをあけたら余りました。こんな姿勢、なっていないと言っているわけや。それを課長に聞いている。今年の前を聞いているのでない。もう既に使った後、何で余ったのか聞いているわけや。

それと岸本課長、今言うてるこの53万円というのは積み立てている金。補てんした金とちゃうの。今年が誰か負債があつてそれを補てんしましたということではないの。そしたら、預け入れているのでまた戻すわけ。その分。補てん分ではないねやんな。よっしゃよっしゃ、わかりました。

**西井委員長** 池原課長。

**池原農林課長** どうもすみません。執行残につきましては、全て工事請負残になっております。

以上でございます。

**西井委員長** 市長。

**山下市長** 平成24年度補正予算で、15カ月予算というふうに言われている分、平成24年度補正で上がってきて、事業費そのものを前越ししているから、そこで事業の請負残ができてきているということです。

**西井委員長** 岡本委員。

**岡本委員** この質問は、言いつ放しになるけど、国から来た3月補正を前越しするのも、当初予算で組んだあつたものを前越しするのも、前越しには変わらない。私が言っているのは、何遍も言うけど、前越しは制度上それでいける。ところが、私が言いたいのは、前越しという事業自身の考え方。前越しとは何ぞやと。それでは、何でこのくらい前越しが出てくるねん。何ばでも出てきている。市長がそんなことを言うたらあかん。そやから何でそうなったのか。今、池原課長が契約差金やと言うけど、契約差金でこんなことになるはずがない。それを聞いているわけ。市長、同じこと何回も言うなど、何でそんなこと言うのよ。まだここにもたくさん前越しがある。私は、その姿勢を問うている。同じことばかり言うなど、市長、失礼ちゃうんかい。何で、言ったらあかんのか。前越しに対する考え方を変えてもらわないとあかん



毎年言っているだけや。

**西井委員長** 暫時休憩。

休 憩 午後6時19分

再 開 午後6時23分

**西井委員長** 休憩前に引き続きまして会議を行います。

池原課長。

**池原農林課長** それでは、先ほどの繰越しの件でございますが、平成24年繰越しの委託費でございます。繰越し予算としまして、委託費としまして2,817万円、4本の笛吹柿本池ため池一斉点検、耐震性調査の4件をさせていただきました。それにつきまして、請負契約といたしまして2,128万3,500円となりまして、不用額としましては請負残という形になっております。また工事費につきましては、5本の工事をいたしまして、脇田水路、笛吹農作業道、柿本池フェンス、脇田水路、大屋水路の5件でございます。4,700万円の繰越予算にいたしまして、請負費が4,218万9,000円の実績となっております。

以上でございます。

**西井委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 一応説明してもらったわけですが、休憩時間に言われていたように、請負差金、仕方がないかという声も出ている。私はいつも言うてるように、繰越しの基本は何や、未契約繰越が正しいのかと言っているわけで、金額の大小を言うてるわけでは何でもない。せやから、今後やっぱりそういうことを気をつけてほしいということを何遍も言うてるわけや。まだこの後も言わなあかんから、それをきちっとやっていただきたいということを言うてるだけで、今後そういうことを気をつけてもらいたい。

**西井委員長** ほかに質疑ありませんか。

白石委員。

**白石委員** それでは、引き続き商工費の方に入っていきたいと思います。

91ページの2目の観光費の8節の報償費、観光アドバイザー会議委員報償費であります。執行額が35万2,490円となっております。この会議の内容と、その成果についてお伺いしたい。どのようなメンバーで今行われているのか、どのような話し合いが行われているのかお伺いしておきたい、このように思います。

それから、92、93ページ、緊急雇用創出事業費についてお伺いしておきたいと思います。13節の委託料でありますけれども、それぞれ委託料が計上され執行されております。観光インバウンド事業委託料、竹内街道1400年記念事業委託料、更に着地型旅行商品創出支援事業委託料、それぞれ執行されているわけでありましてけれども、このうち警備委託料、それと食物性残渣廃棄物処理委託料を除いて8つの委託事業があります。それぞれ緊急雇用創出事業として意味のある事業だというふうに思うんですが、予算額と執行額が丸々一致している事業が5つあるんですね。観光インバウンド事業、竹内街道1400年記念事業、着地型旅行商品創出支援事業、それから地域ブランド創出事業委託料等、私は予算書と見比べているわけでありましてけれども、そういう内容であります。これらはどのような手法を用いられて委託業

者を決められ、事業を執行されたのか、その点をお伺いしておきたい、このように思います。とりあえず、あとは土木に入りますので、この2点をお伺いしておきたいと思います。

**西井委員長** 岸本課長。

**岸本商工観光課長** 商工観光課の岸本でございます。

観光アドバイザー会議についてでございます。この会議につきましては、観光立国を目指す日本政府の方針、また平城遷都1300年祭後の観光客の誘致を進める奈良県、それらの取り組みを踏まえまして、葛城市におきましても更なる観光振興に取り組むために、幅広い有識者の方のアドバイス等をいただき、またご協力を得て市の魅力を発信、地域活性化を図ること等を目的とし、設置いたしました。平成25年度の会議につきましては3回開催させていただきまして、主な内容につきましては、緊急雇用等で扱っておりますインバウンド事業、外国語の観光パンフレットの作成についてのご意見、または1400年事業に対するご意見、また体験型のツアーそのほかの活用等、そういうものに対するご意見等をいただき、観光客の誘致を積極的に図るようにしているところでございます。委員の構成につきましては10名で構成しておりまして、出席につきましては大体1回に5人から6人程度の出席ということになっております。以上のような内容でございます。

続きまして、緊急雇用の事業執行に当たります金額につきましてはですが、こちらの方は公募しまして、プロポーザルの方式で行わせていただいたものでございます。私どもの関係しております観光インバウンド事業、竹内街道1400年記念事業、着地型旅行商品創出支援事業につきましてはそういうことでございます。

以上でございます。

**西井委員長** 池原課長。

**池原農林課長** 農林課の方でも主管しております地域ブランド創出事業委託料につきましても、公募型のプロポーザルで行わせていただいております。

以上でございます。

**西井委員長** 白石委員。

**白石委員** 観光アドバイザー会議についてでありますけれども、10名の委員に委嘱して、いろいろ観光の点と面とか、葛城市が取り組んでいる事業についてアドバイスをしていただくということで、それぞれ事業を言いましたけれども、それなりの成果が上がっているんだというふうに思います。しかし、いずれにしても多忙な方々であります。会議を当初の10名で開いて議論していただくというのはなかなか困難ではないのかと。1回が大体半分ぐらい、5人から6人の参加ということでもあります。できればそれぞれの事業におけるいろんなアドバイスの成果なんかもお聞かせいただければいいのではないかとというふうに思います。

緊急雇用創出事業ということで、ほとんどプロポーザルの提案型で契約している。これは当然原資は国から100%の事業ですから、そんなに支出の中身については、とやかく言いません。緊急雇用対策ですので、雇用創出というところで事業をやっている。一定理解はできますけれども、こういう言い方はよくありませんけれども、短期間に雇用創出をするという事業で、ぱっとばらまいて効果を上げていくというのは荒っぽい仕事だなというふうにつく

づく感じるわけで、余り奈良県の市町村なんていうのはなかなか大変な状況にあるわけで、こういう事業が活用できるということはありがたいことなんですけれども、本当に地域の雇用促進につながっているのかどうか、この点が非常にはかりかねるとというのがこの事業だというふうに思います。これらはいずれも事業者に発注すると、団体に発注すると、こういうことで余計にわかりにくいということでもあります。

**西井委員長** 本日はこれにて委員会を終了いたします。

なお、あす18日、午前9時半より委員会を再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日はご苦勞さんでございました。

延 会 午後6時35分